

第2期

富山市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

富山市

ごあいさつ

近年、少子高齢化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、女性の社会進出の拡大により、仕事と子育てを両立できる環境作りが喫緊の課題となっております。

これまで本市では、平成 29 年度にこども家庭部を新設し、保育施設の整備や特別保育の充実、ひとり親家庭の支援、お迎え型病児保育事業や産後ケア事業の実施など、妊娠から出産、乳幼児、青少年に至るまで、きめ細やかで切れ目のない子育て支援体制の強化を図ってまいりました。

こうした施策を踏まえ、このたび新たに子どもの貧困対策計画の内容を盛り込んだ「第2期富山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進することといたしました。

本市といたしましては、本計画にもとづく子育て支援施策に積極的に取り組み、子育て環境の一層の充実に努めることにより、将来を担う子どもたちの健やかな成長と、地域の人々に見守られながら親が安心して子どもを生み育てられ、仕事と家庭を両立しながら子育ての楽しさや喜びを実感できるまちの実現を目指す所存でありますので、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「富山市子ども・子育て会議（富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）」委員の皆様をはじめ、計画策定に先立って実施したニーズ調査等にご協力をいただきました市民の皆様、子ども・子育て事業に携わる施設・事業者の皆様に対しまして、ここに厚くお礼申し上げます。

令和2年3月



富山市長 森 雅志



目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置付け.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	5
5 すべての子どもの権利を保障する社会的養育支援の構築.....	5
6 SDGs への取組.....	6
7 計画の策定体制と住民意見の反映.....	7
8 県や近隣市町村との連携.....	7
9 計画の推進体制.....	7
10 計画の公表及び周知.....	8
11 計画の評価と進行管理.....	8
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 人口と子ども人口の状況.....	11
(1) 人口と子ども人口の推移.....	11
(2) 出生数と出生率の推移.....	13
(3) 合計特殊出生率の推移.....	13
2 子育て世帯の状況.....	14
(1) 子育て世帯の推移.....	14
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況.....	15
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	17
(1) 就業率の推移.....	17
(2) 母親の就労状況.....	18
(3) 育児休業制度利用の状況.....	23
4 子育て支援事業の利用状況.....	25
(1) 子ども・子育て支援の体制.....	25
(2) 定期的な教育・保育事業の利用状況.....	26
(3) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由.....	27

5	子どもの貧困	29
6	施策の進捗評価	30
第3章	計画の基本的な考え方	33
1	計画の基本理念等	33
2	計画の基本目標	34
3	施策の体系図	35
第4章	施策の方向性.....	39
基本目標Ⅰ	子育て意識の啓発と相談機能の充実	40
I-1	子育てについての意識啓発	40
I-2	子育て相談体制の充実	42
I-3	教育相談の充実	46
I-4	男女共同参画社会の推進	47
基本目標Ⅱ	子育て家庭への支援の充実	49
II-1	保育サービス等の充実	49
II-2	学校教育の充実	54
II-3	家庭や地域における子育て環境の充実	55
基本目標Ⅲ	健やかに子どもが育つ環境づくり	65
III-1	母子保健サービスの充実	65
III-2	「食育」の推進	79
III-3	小児医療の充実	81
III-4	遊び環境の整備	82
III-5	住環境の整備	83
III-6	安全でやさしいまちづくり	84
III-7	青少年期の心と身体の健康づくり	86
基本目標Ⅳ	社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援	91
IV-1	要保護児童等の支援	91
IV-2	ひとり親家庭等への支援	95
IV-3	障害児施策の充実	100
IV-4	子育てに対する経済的支援	106
IV-5	子どもの貧困対策	108
基本目標Ⅴ	子育てと仕事の両立支援	125
V-1	ワーク・ライフ・バランスの意識づくり	125
V-2	雇用環境の整備	126

第5章 子ども・子育て支援新制度に基づく事業の展開	129
1 制度改正のポイント	129
(1) 子ども・子育て支援法の改正	129
(2) 基本指針の改正に係る留意事項	130
2 制度の事業体系	131
(1) 幼児期の教育・保育の提供	131
(2) 地域子ども・子育て支援事業	132
(3) 教育・保育利用のための認定について	133
3 教育・保育事業等の提供区域	134
4 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	135
(1) 子ども人口の推計	135
5 教育・保育事業の今後のニーズ量見込み	136
(1) 推計の手順	136
(2) 教育・保育事業の見込み量と確保方策	137
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	149
(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方	149
(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援	150
(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実	151
(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携	151
(5) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携	152
(6) 教育・保育施設の広域利用	152
7 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み	153
(1) 利用者支援事業	154
(2) 時間外保育事業	156
(3) 放課後児童健全育成事業	158
(4) 子育て短期支援事業	160
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	162
(6) 養育支援訪問事業	163
(7) 地域子育て支援拠点事業	164
(8) 一時預かり事業	166
(9) 病児保育事業	170
(10) 子育て援助活動支援事業	172
(11) 妊婦に対する健康診査事業	174
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	175
(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業	176

資料編	179
1 子ども・子育て支援新制度の主な関連法令等	179
(1) 法令	179
(2) 市条例	179
2 富山市子ども・子育て会議	180
(1) 主な所掌事項	180
(2) 設置根拠	180
(3) 委員構成	180
(4) 策定の経緯	181
3 ニーズ調査の実施	182
(1) 調査の目的	182
(2) 調査の実施時期と方法及び調査内容	182
4 「新・放課後子ども総合プラン」	183
5 幼児教育・保育の無償化について	191
(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯	191
(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨	191
(3) 無償化の対象者・対象範囲等	192
6 用語解説	194



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

富山市（以降「本市」という。）では、平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、すべての子どもの健やかな育ちと保護者による子育てを地域や社会全体で支えていく環境の整備を目的として、平成26年度に「富山市子ども・子育て支援事業計画」（以降「第1期計画」という。）を策定しました。これにより、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握した上で、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育ての充実を図るとともに、次世代育成支援推進法に基づく関連施策も推進してきました。

しかし、少子化の流れは依然続いており、加えて子どもの貧困問題等も表面化したことから、国は平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、利用者負担を無償化する等の措置を講じることで、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減をはじめとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

これを受け本市では、第1期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方【改訂版】」に基づき、子ども・子育て支援の事業量の見直しを行いました。さらに、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、平成30年度に実施した利用者のアンケート結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で「富山市子ども・子育て会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の見込量などを勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「第2期富山市子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに向けた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進することを中心に、次世代育成支援推進法や子どもの貧困対策の推進に関する法律による関連施策を計画的に実施し、本市に居住する子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される様々な事業を展開しています。

2 計画の位置付け

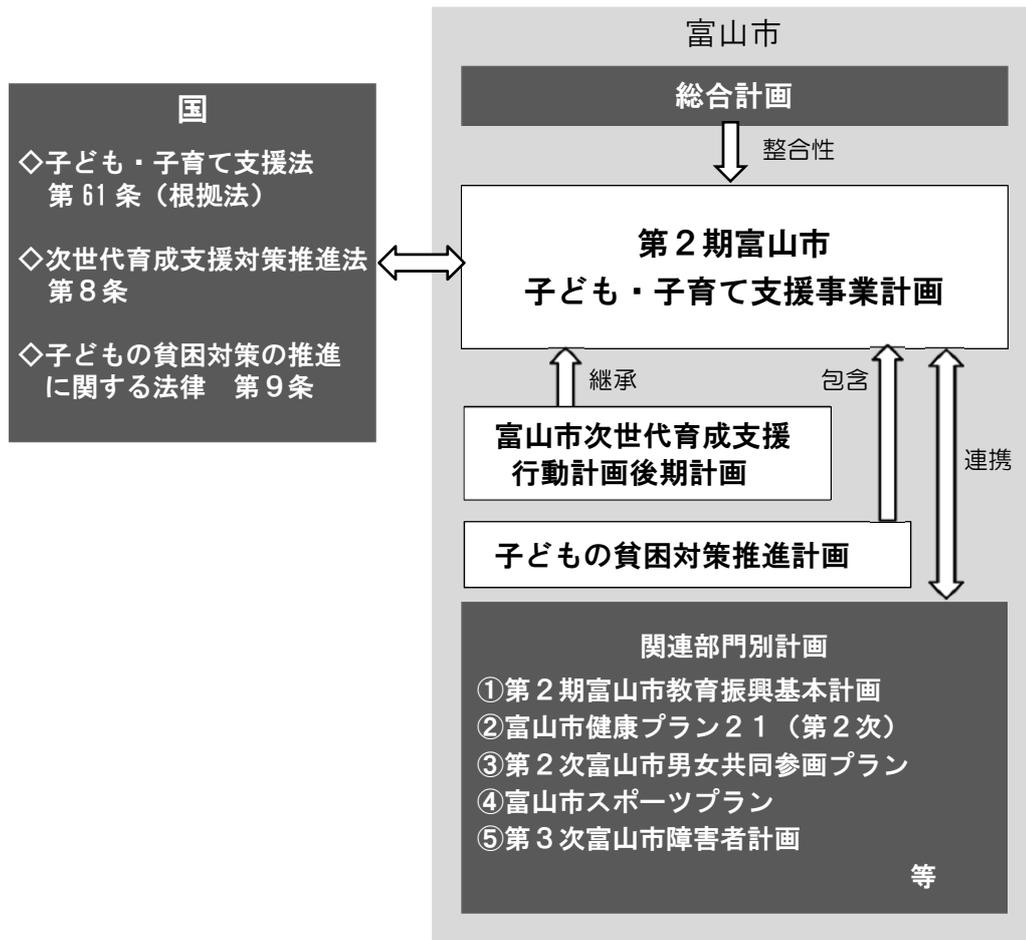
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して策定するものであり、本市がこれまで取り組んできた『富山市次世代育成支援行動計画後期計画』を踏まえたものとしています。

また、令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」により、市町村においても地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策についての計画を策定するよう努めることとされたことから、子どもの貧困対策推進計画も兼ねて、今後子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置付けます。

3 他計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本となる『富山市総合計画』との整合性を保ちながら、「教育基本法」に基づく『第2期富山市教育振興基本計画』をはじめとして、『富山市健康プラン21』（第2次）等、関連する本市の部門別計画との連携を図るものです。

■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

■ 計画期間

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
富山市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期富山市子ども・子育て支援事業計画				

5 すべての子どもの権利を保障する社会的養育支援の構築

平成6年4月の児童（子ども）の権利条約の批准に基づき、平成28年6月の児童福祉法の改正によって、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」ことが基本理念として位置付けられ、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が支える形で、児童の福祉が保障される旨が明確化されました。

本市では、子ども家庭総合支援拠点（平成31年4月に設置）や、市内7か所に設置した子育て世代包括支援センター（平成27年10月に設置）を中心に、支援が必要な児童等についての実情の把握や関係機関の調整など、母子保健や福祉部門等が相互に連携を図りながら、児童虐待等の深刻な事案に至らないよう対応しております。また、貧困の世代間連鎖を絶つための子どもの貧困対策の推進や、親の妊娠・出産期からの切れ目のない支援など、すべての子どもが権利の主体として、最善の利益が尊重されるよう、社会的養育支援体制の構築を図っていきます。

6 SDGsへの取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国としても積極的に取り組んでいます。

本市においては、平成30年6月に経済・社会・環境の分野をめぐり広範な課題に統合的に取り組む国（内閣府）の「SDGs未来都市」に選定され、持続可能な開発目標の達成に向けて総合的かつ効果的な取り組みの推進を図るため、「富山市SDGs未来都市計画」も策定しています。本計画を策定するにあたっては、「富山市SDGs未来都市計画」とも整合を図りつつ、子どもの最善の利益が実現される社会を目指していきます。



7 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体代表者等の委員などから構成される「富山市子ども・子育て会議」において、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画に反映しました。

また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、平成30年11月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

さらに、計画書（案）についてパブリックコメントを行い、市民意見の反映に努めました。

8 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署と協議・調整を行いながら、市民のニーズに対応できるよう相互に連携を図ったほか、恒常的な情報交換と必要な支援を受けるなど、県と連携を図りました。

また、子ども・子育て支援の実施にあたっては、市民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。

9 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など社会や経済の環境の変化により、子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域や子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、行政だけではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。

地域での取り組み（役割）と市全域での取り組み（役割）が互いに補完し、様々な活動主体との協働により子ども・子育て支援施策にかかる取り組みを効果的に推進することは、地域福祉における「地域共生社会」の実現に向けた取り組みとも合致するため、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深めるとともに、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

10 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するため、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があることから、積極的な情報発信に努めます。

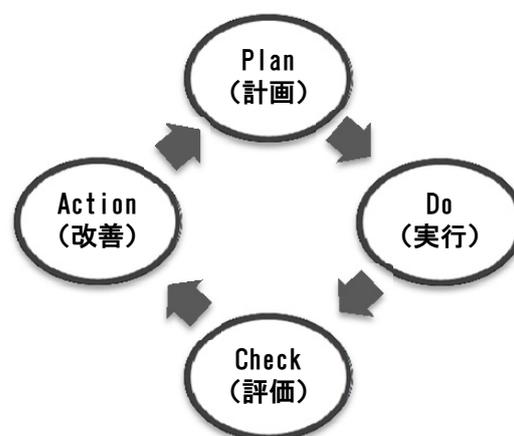
計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページを活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

11 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につなげていくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、管理・評価を一連のつながりの中で実施し、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。





子ども・子育て支援の現状と課題

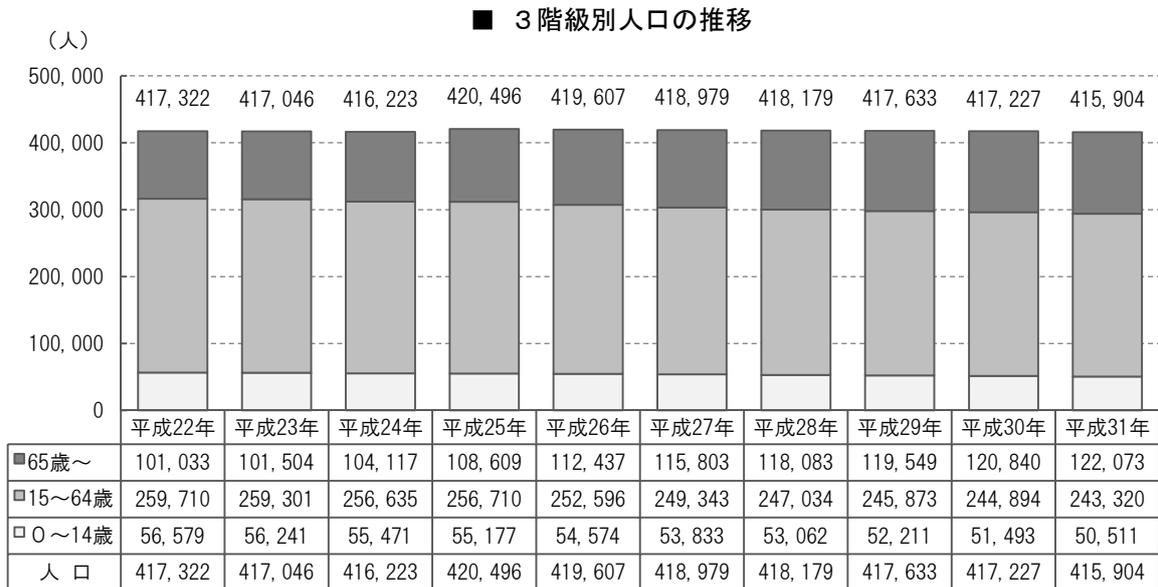


第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 人口と子ども人口の状況

(1) 人口と子ども人口の推移

○本市の総人口は、平成22年以降は減少傾向が続いており、3階級別人口をみると、高齢者人口（65歳以上）は徐々に増加し、逆に生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しており、人口構成割合が変化してきています。

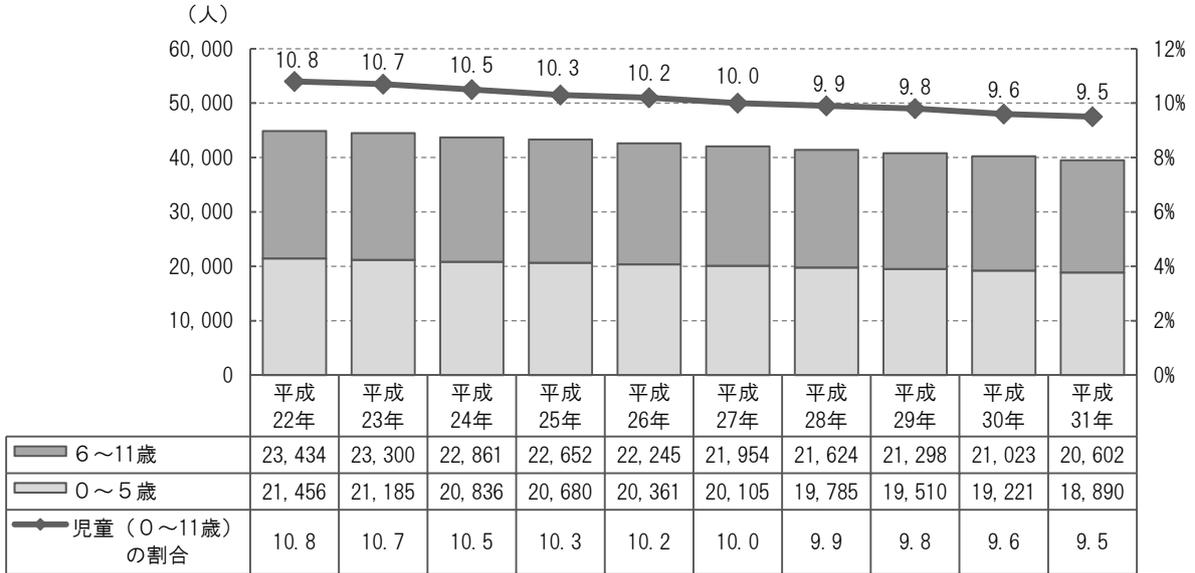


資料：住民基本台帳（各年3月31日）



○子ども人口（未就学児及び就学児）も、平成22年以降減少しており、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は徐々に低下しています。

■ 人口と子ども人口の推移

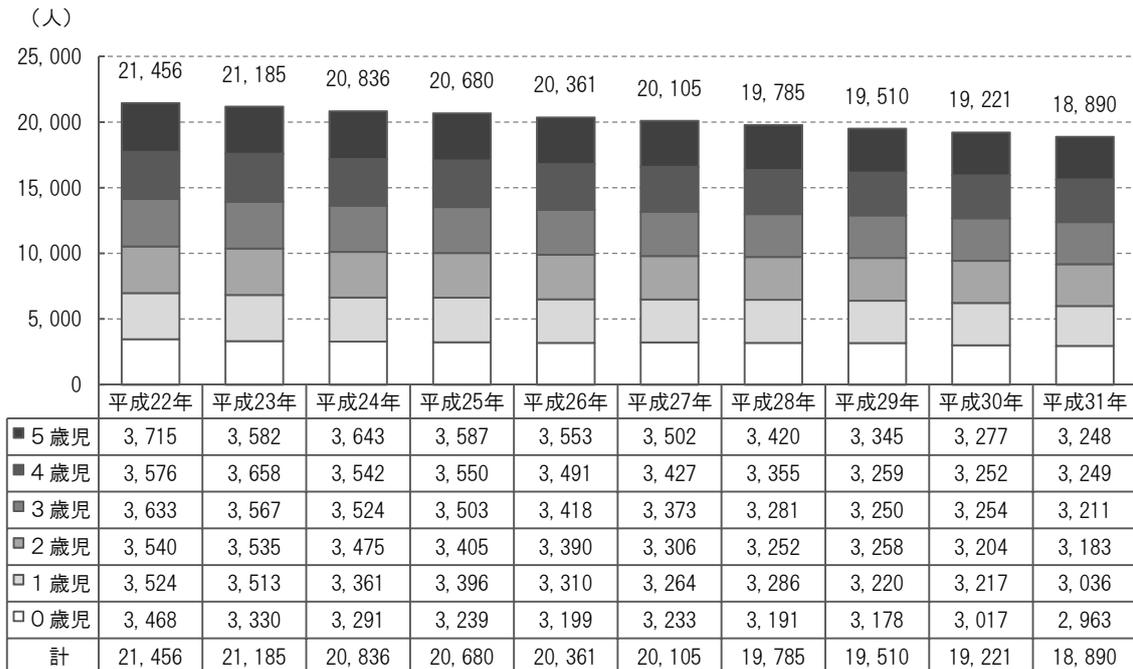


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

○さらに未就学児（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成22年から平成31年にかけて各年齢階級いずれも減少し、全体では2,566人（12.0%減）減少しています。

■ 0～5歳児の人口推移

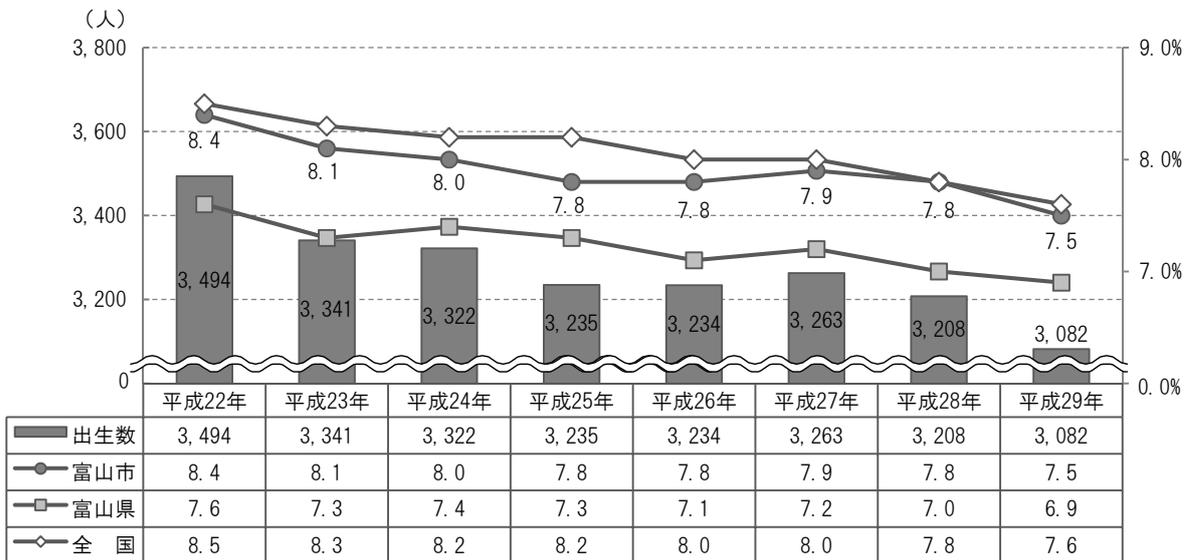


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(2) 出生数と出生率の推移

○本市の出生率の推移をみると、富山県の平均値を上回るものの全国の値を下回り、出生数とともに徐々に減少する傾向を示しています。

■ 出生数と出生率の推移



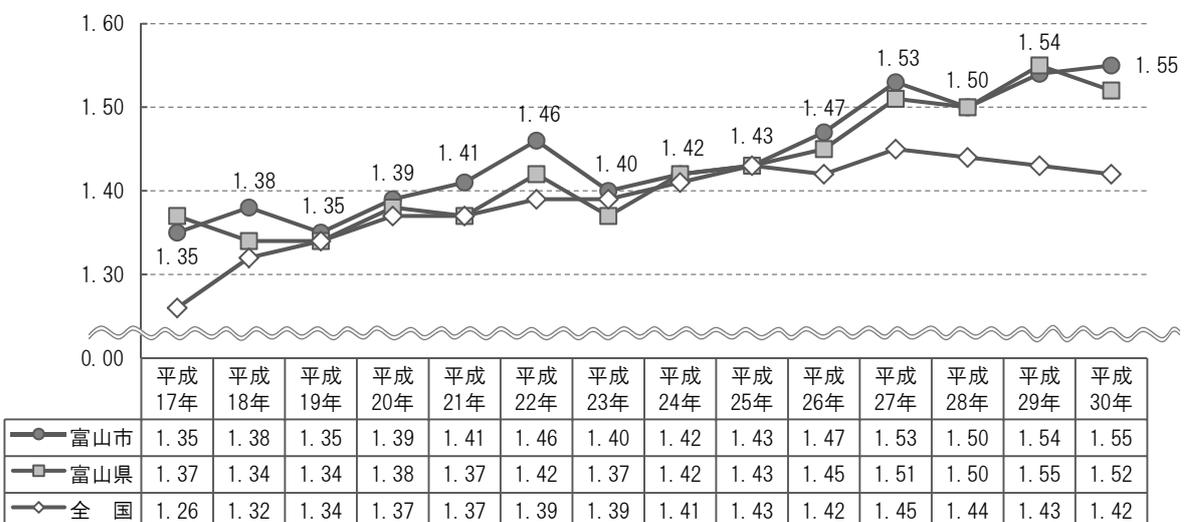
※出生率は人口千人に対する割合

資料：人口動態統計

(3) 合計特殊出生率の推移

○本市の合計特殊出生率は、平成17年の1.35から緩やかに回復傾向にあり、平成22年は1.46、平成30年は1.55に上昇しています。この数値は、全国平均や富山県平均を上回っています。

■ 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

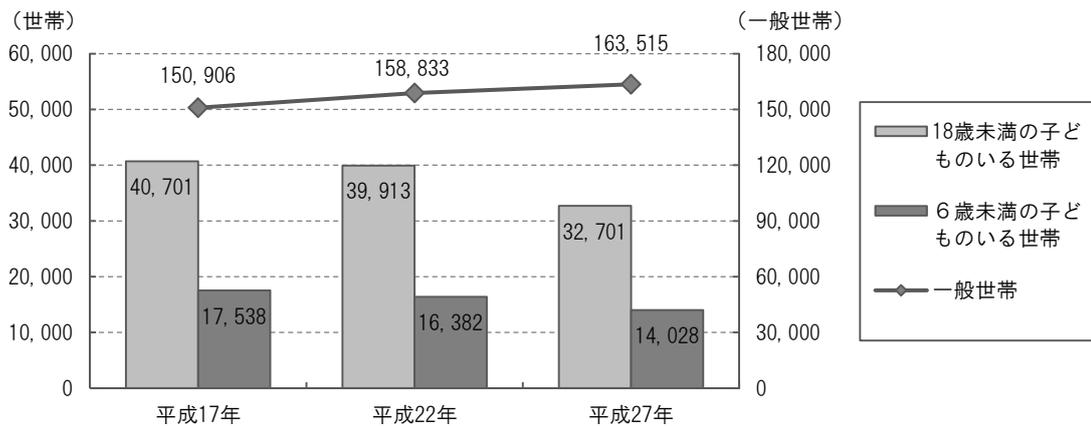


2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

○平成17年から平成27年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は約163,515世帯となり8.4%増加しているものの、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯はともに減少しており、子育て世帯の減少の中、核家族化が進展していることがうかがえます。

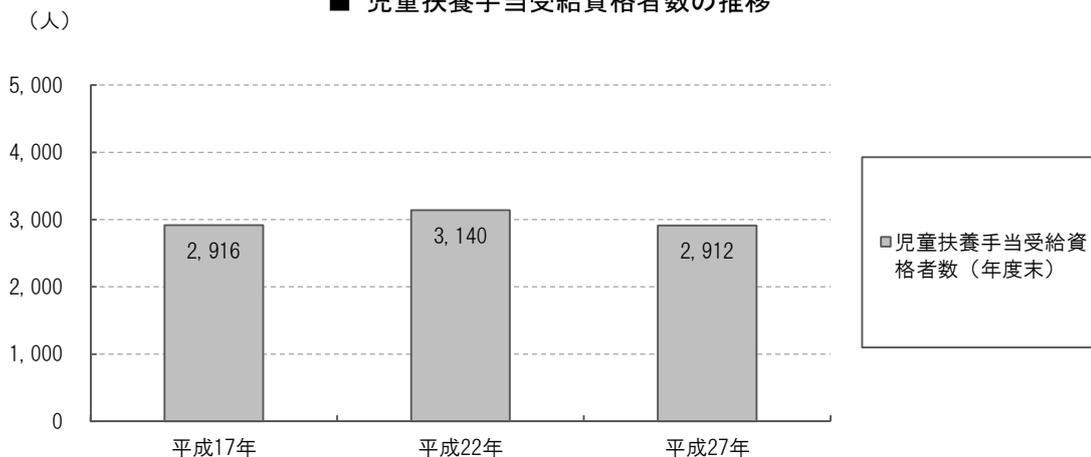
■ 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

○ひとり親世帯の親等に支給する児童扶養手当の受給資格者数の推移をみると、平成22年8月より支給対象を父子家庭にも拡大したことから、平成22年度末は増加しているものの、平成27年度末は減少しています。

■ 児童扶養手当受給資格者数の推移



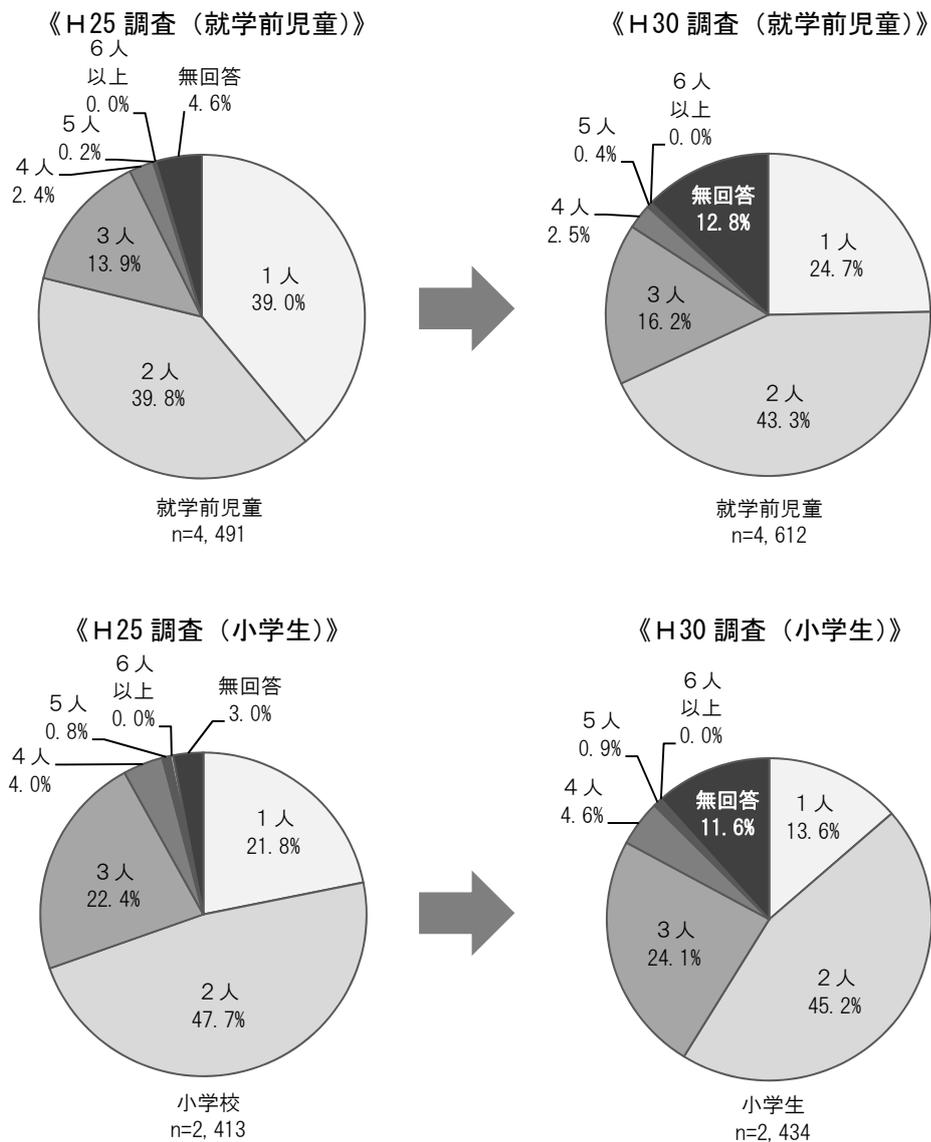
資料：厚生労働省 福祉行政報告例

(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

○就学前児童のいる世帯の子どもの人数をみると、「2人」(43.3%)が最も高く、次いで「1人」(24.7%)、「3人」(16.2%)となっています。前回調査と比較すると、2人以上の子どものいる世帯は6.1^{ポイント}上昇しています。

○小学生のいる世帯では、「2人」(45.2%)が最も高く、次いで「3人」(24.1%)、「1人」(13.6%)となっています。前回調査と比較すると、2人以上の子どものいる世帯は0.1^{ポイント}低下しています。

■ 子育て世帯の子ども人数（経年比較）



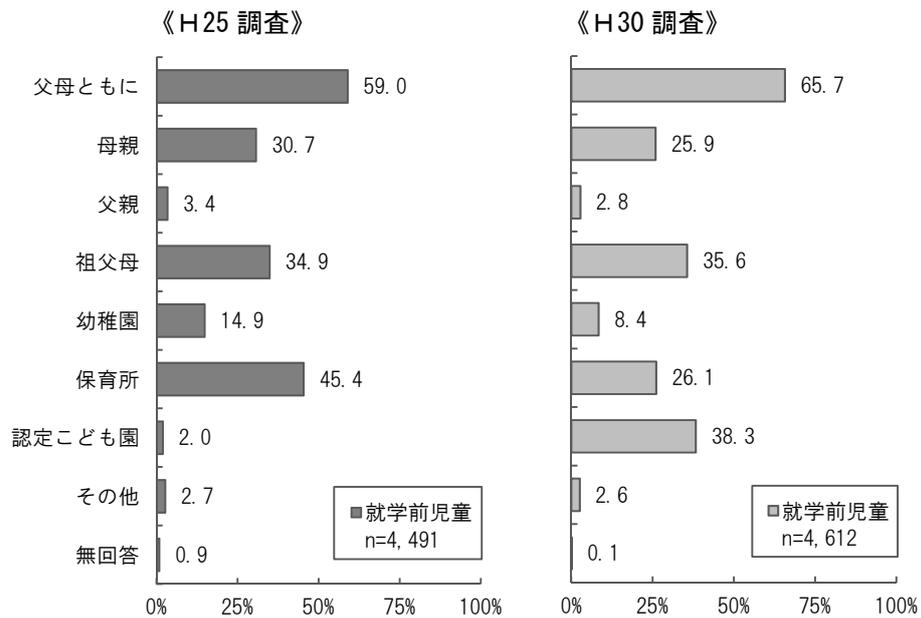
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



○就学前児童では、日常的に子育てに関わっている方は「父母ともに」(65.7%)が最も高く、次いで「認定こども園」(38.3%)、「祖父母」(35.6%)となっています。前回調査と比較すると、「認定こども園」が36.3^{ポイント}上昇、「保育所」が19.3^{ポイント}、「幼稚園」が6.5^{ポイント}低下しています。

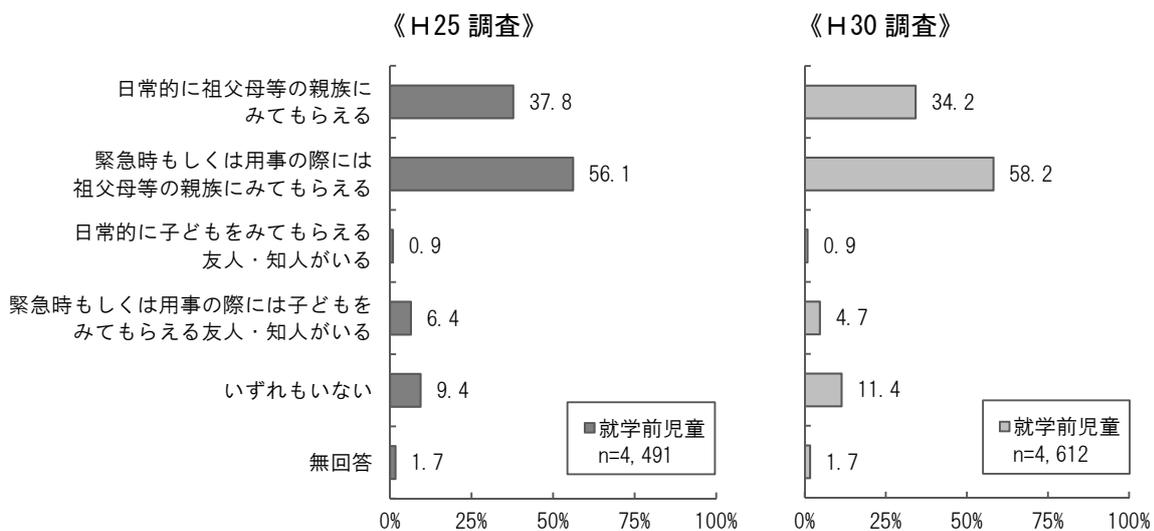
○子育てに関する協力者の状況をみると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が34.2%となっています。前回調査と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は3.6^{ポイント}低下し「いずれもない」が2.0^{ポイント}増加しているため、教育・保育、相談支援や養育支援面の整備が重要となっております。

■ 日常的に子育てに関わっている方（経年比較）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

■ 子育てに関する親族・知人等協力者（経年比較）

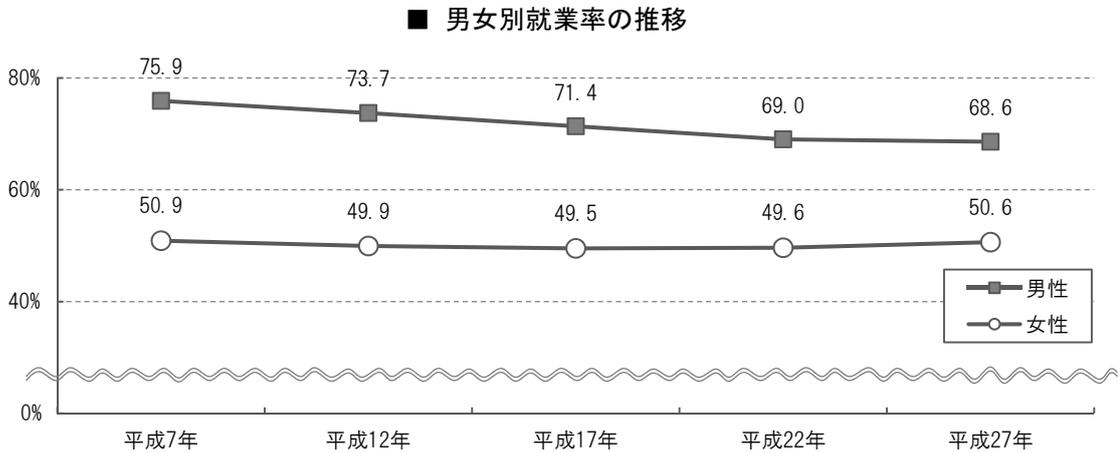


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

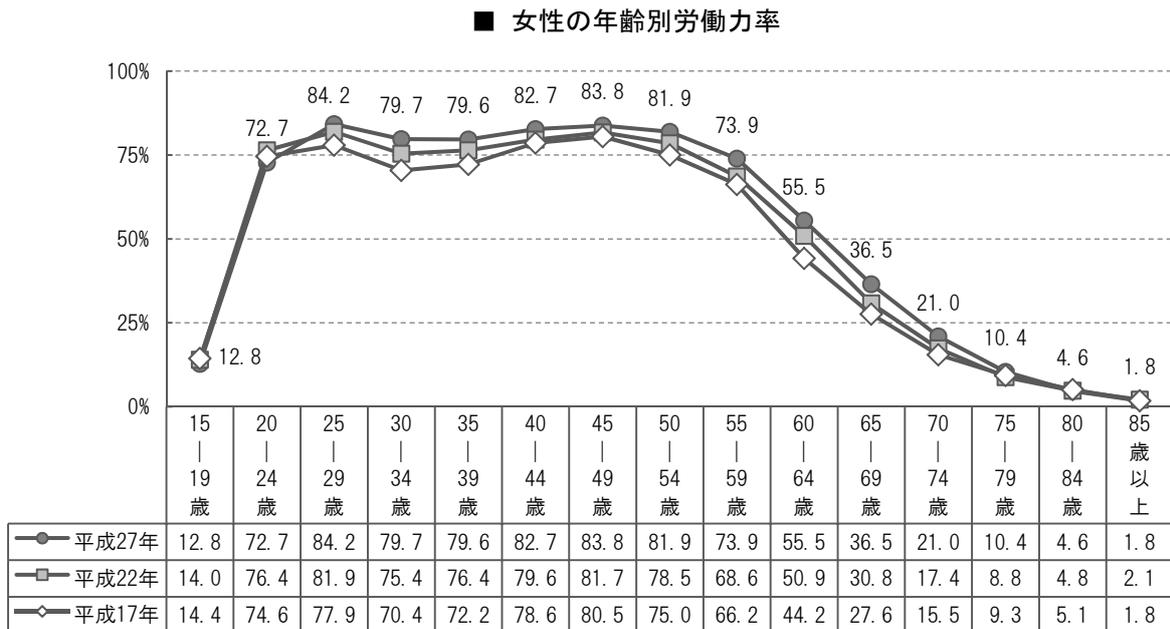
(1) 就業率の推移

○本市の15歳以上の就業率をみると、平成27年まで男性の就業率は低下、女性はほぼ横ばいの状況です。



資料：国勢調査（各年10月）

○女性の年齢別労働力率の推移をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、平成17年から10年後の平成27年も25～29歳と45～49歳をダブルピークとしています。また、25歳以上の労働力率は平成17年、平成22年に比べ高くなっていることから、今後も子育て期間中に就業を継続できる環境の整備が求められます。



資料：国勢調査（各年10月）



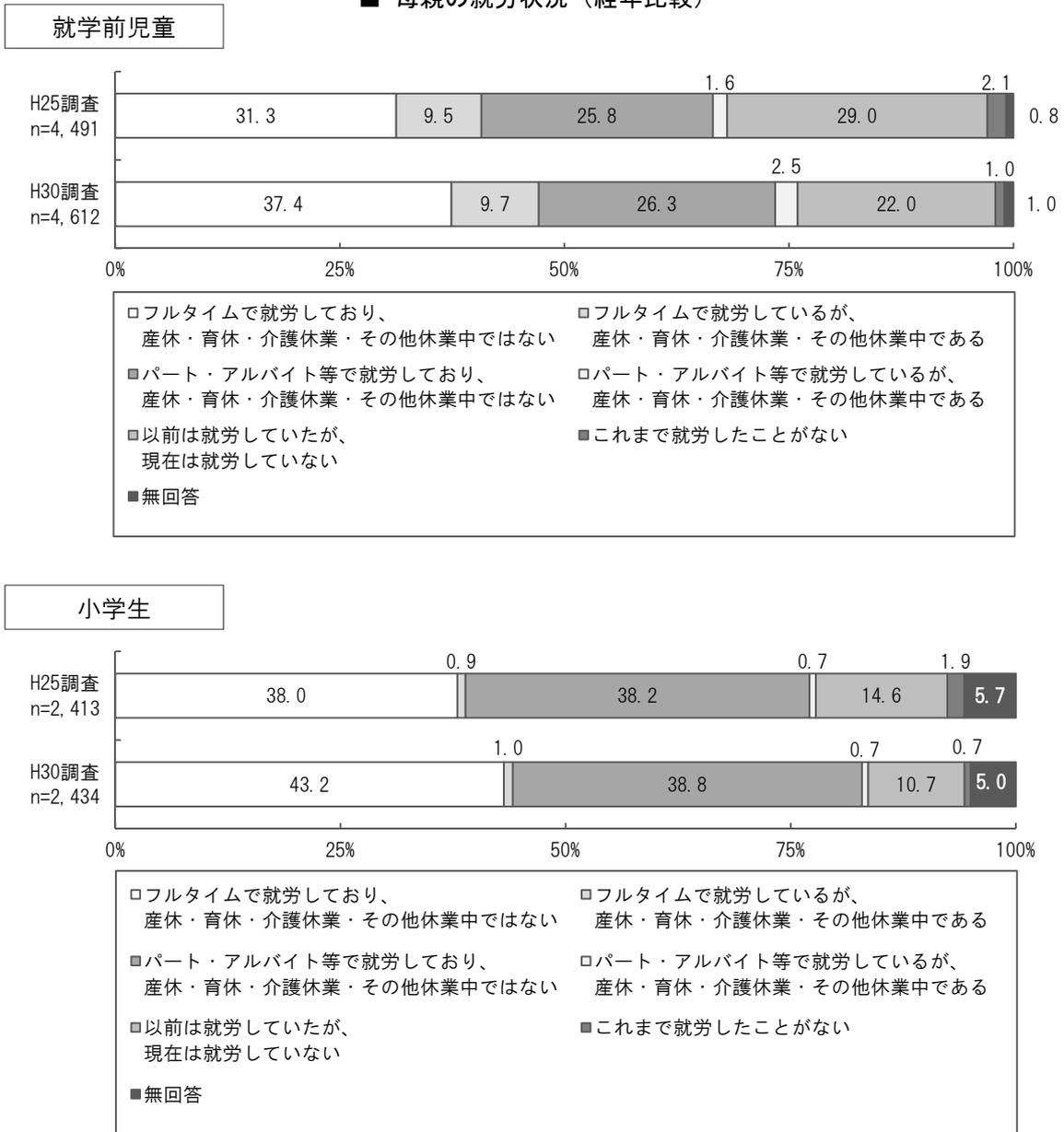
(2) 母親の就労状況

○就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせると75.9%、そのうち産休・育休・介護休業取得中は12.2%となっています。前回調査と比較すると、就労している母親の割合は7.7^{ポイント}上昇しています。

○小学生の母親では、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせると83.7%、そのうち産休・育休・介護休業取得中は1.7%となっています。前回調査と比較すると、就労している母親の割合は5.9^{ポイント}上昇しています。

○就労している母親が増加していることから、産休・育休を取得しやすい環境の整備や多様なニーズに対応した保育・子育て支援体制が求められています。

■ 母親の就労状況（経年比較）

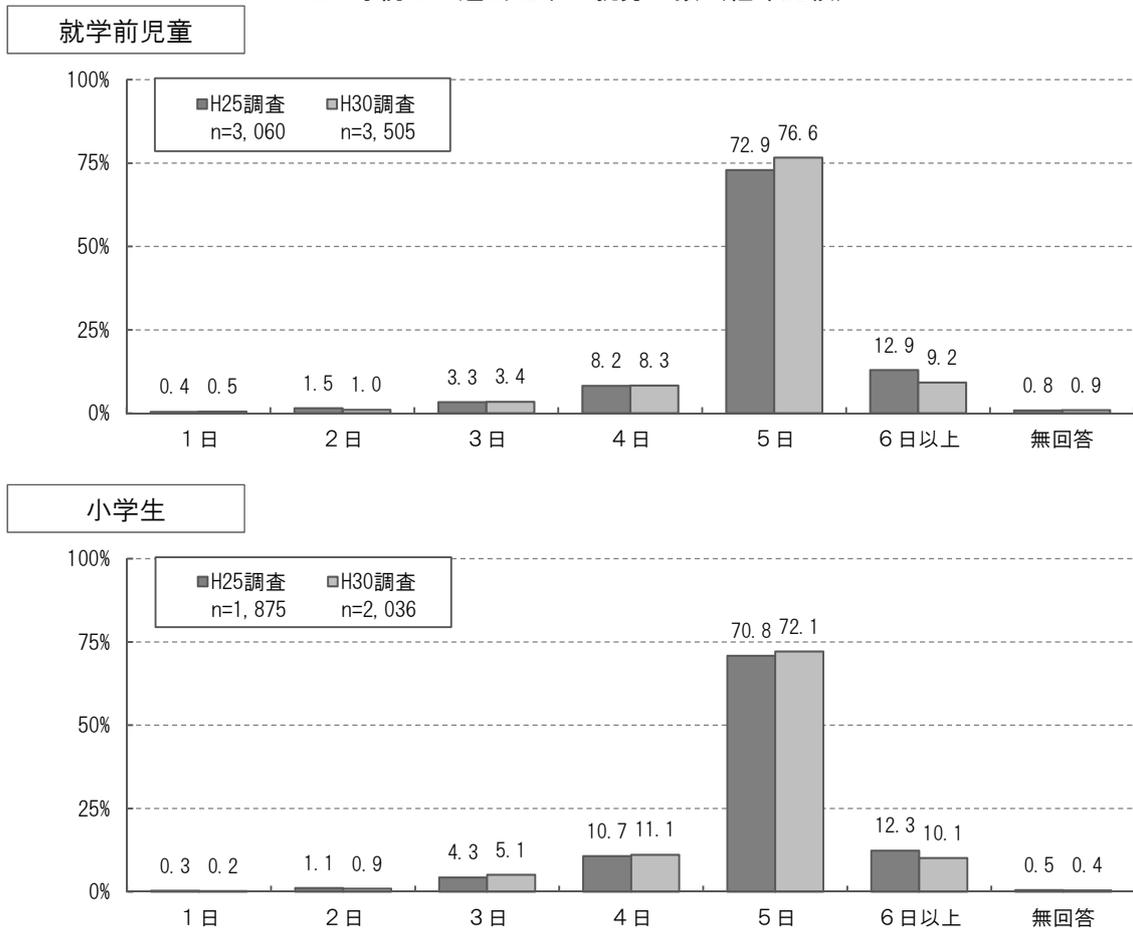


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

○就学前児童の母親の就労日数（1週当たり）をみると、「5日」（76.6%）が最も高く、前回調査より3.7ポイント上昇しています。

○小学生の母親の就労日数（1週当たり）も、「5日」（72.1%）が最も高く、前回調査より1.3ポイント上昇しています。

■ 母親の1週当たりの就労日数（経年比較）



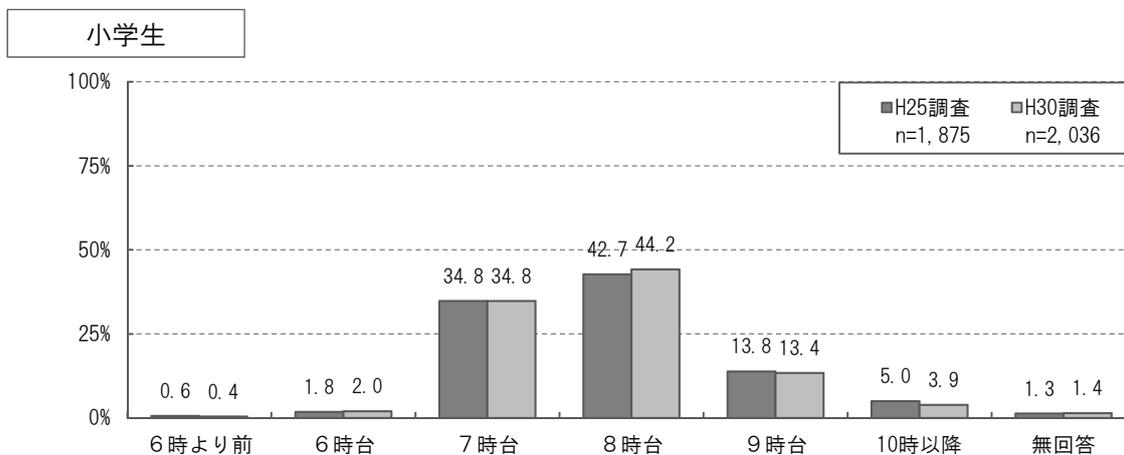
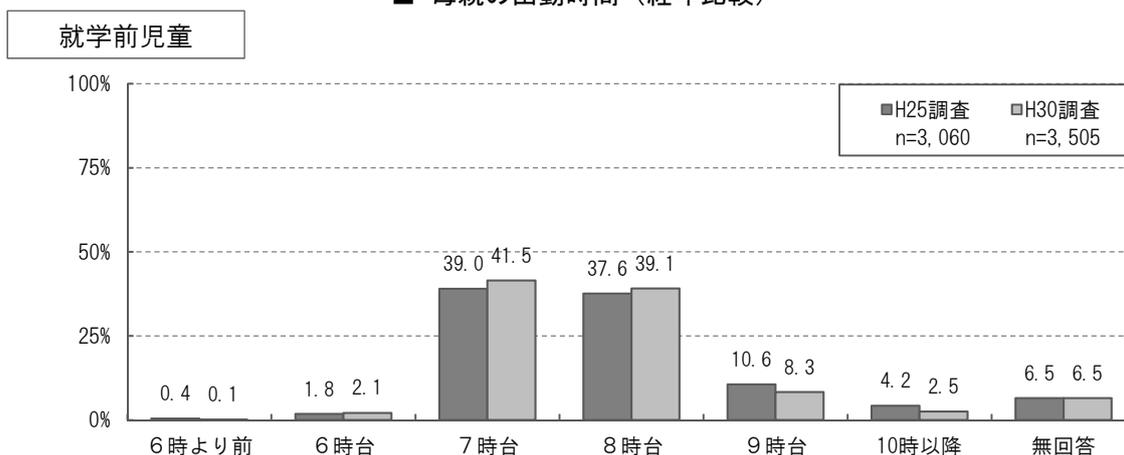
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



○就学前児童の母親の出勤時間は「7時台」（41.5％）が最も高く、次いで「8時台」（39.1％）となっています。前回調査と比較すると、「7時台」で2.5ポイント、「8時台」で1.5ポイント上昇しています。

○小学生の母親の出勤時間は「8時台」（44.2％）が最も高く、次いで「7時台」（34.8％）となっています。前回調査と比較すると、「8時台」で1.5ポイント上昇しています。

■ 母親の出勤時間（経年比較）



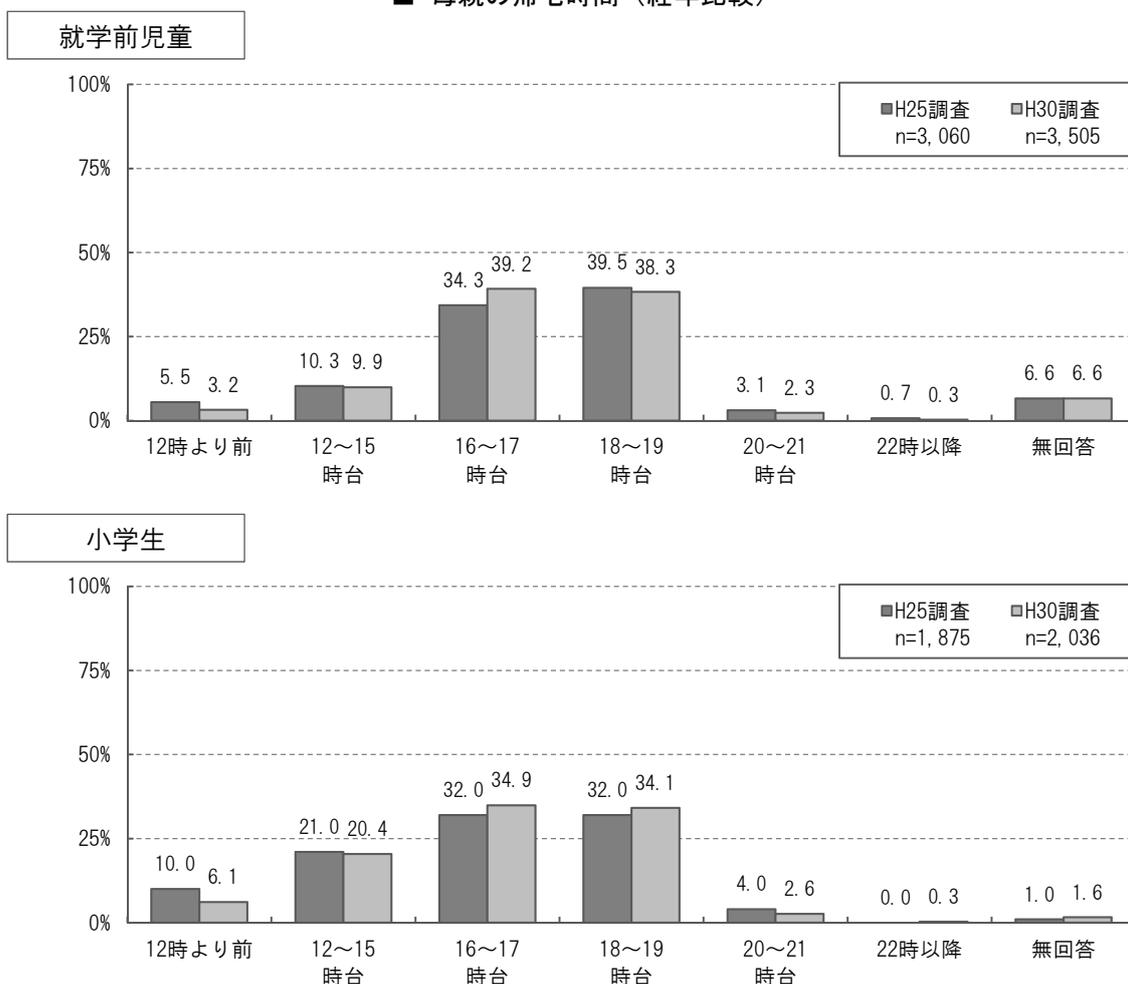
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

○就学前児童の母親の帰宅時間は「16～17時台」（39.2%）が最も高く、次いで「18～19時台」（38.3%）となっています。前回調査では、「18～19時台」（39.5%）が最も高く、次いで「16～17時台」（34.3%）となっています。

○小学生の母親の帰宅時間は「16～17時台」（34.9%）が最も高く、次いで「18～19時台」（34.1%）となっています。前回調査と比較すると、「16～17時台」で2.9^{ポイント}、「18～19時台」で2.1^{ポイント}上昇しています。

○「16～17時台」「18～19時台」に帰宅する小学生の母親が増加していることから、放課後における保育ニーズに対応していく必要があります。

■ 母親の帰宅時間（経年比較）



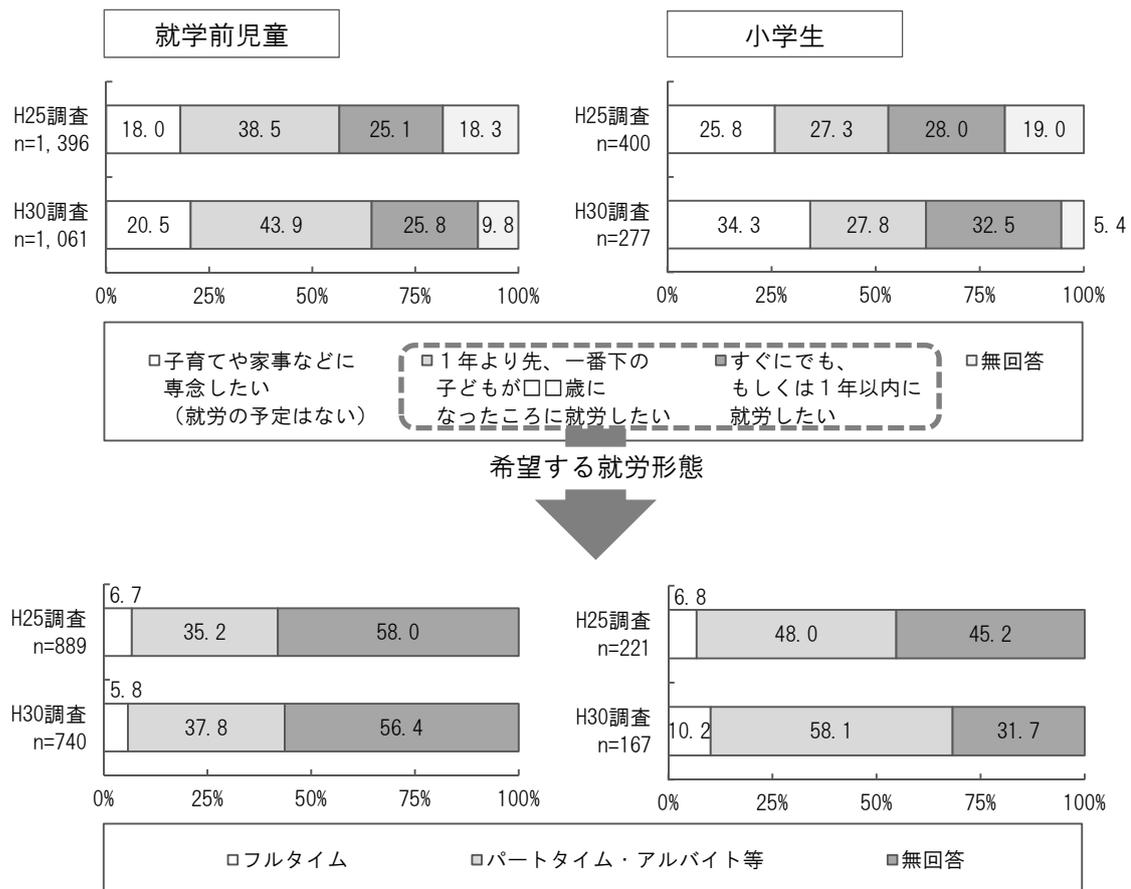
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



○就労していない母親の就労意向をみると、就学前児童の母親では、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」（43.9%）が最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（25.8%）、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」（20.5%）となっています。前回調査と比較すると、順に5.4^{ポイント}、0.7^{ポイント}、2.5^{ポイント}上昇しています。

○小学生の母親では、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」（34.3%）が最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（32.5%）、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」（27.8%）となっています。前回調査では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（28.0%）が最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」（27.3%）、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」（25.8%）となっています。前回調査よりいずれも割合が高く、特に「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」は8.5^{ポイント}上昇しています。

■ 就労していない母親の就労意向（経年比較）



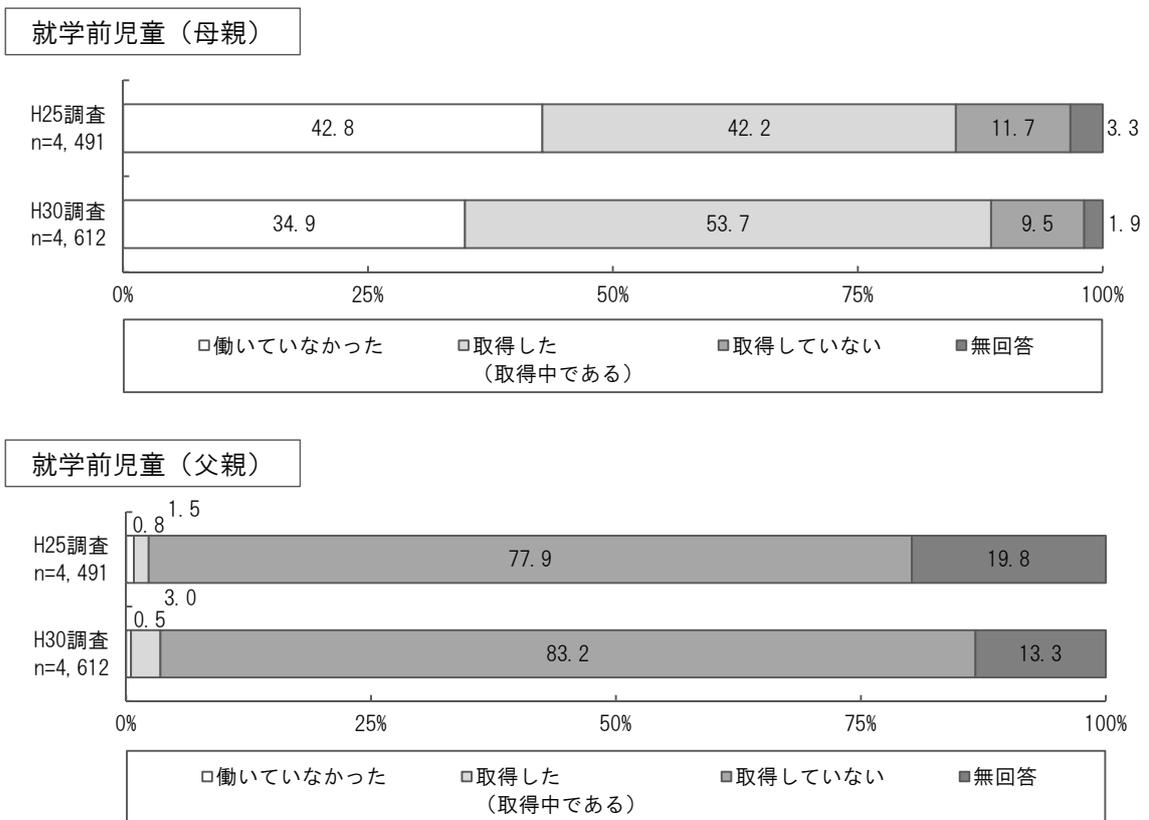
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 育児休業制度利用の状況

○母親の育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」（53.7%）が半数を超え最も高くなっています。前回調査と比較すると、11.5^{ポイント}上昇しています。また、「取得していない」（9.5%）は前回調査より2.2^{ポイント}低下しています。

○父親の育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」（3.0%）が前回調査より1.5^{ポイント}上昇しているものの、「取得していない」（83.2%）が8割を超え最も高く、前回調査より5.3^{ポイント}上昇しています。父親の育児休業取得割合は依然として低いため、男性の育休取得率の向上を図っていく必要があります。

■ 育児休業制度の利用状況（経年比較）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

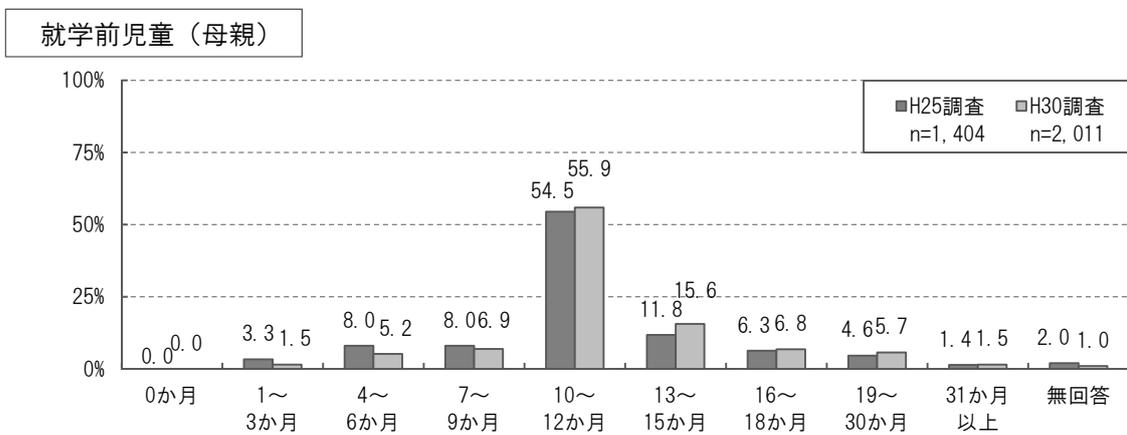


○母親が育児休業から復帰したときの子どもの月齢は、生後「10～12か月」(55.9%)が最も高く、前回調査より1.4^{ポイント}上昇しています。

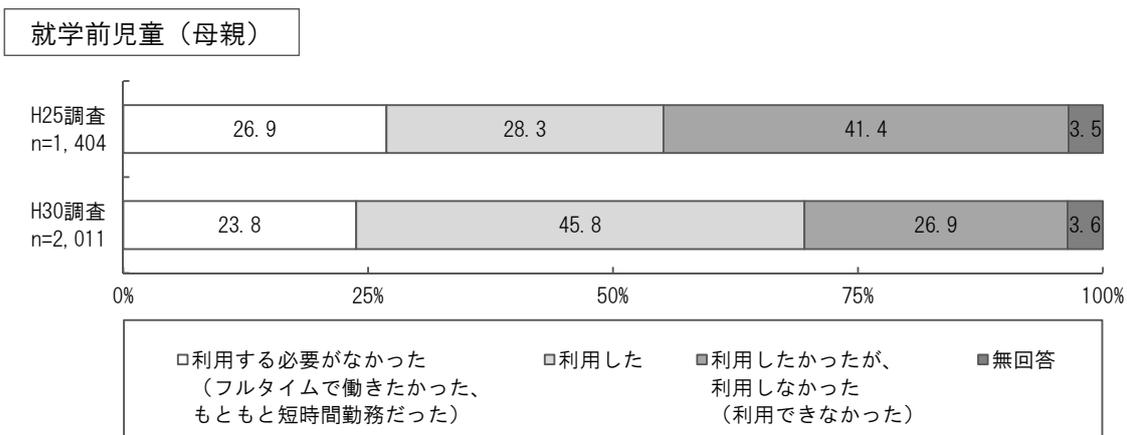
○調査結果から、0歳・1歳児等の3号認定における保育体制を継続して充実させていく必要があります。

○母親の短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」(45.8%)が最も高く、次いで「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」(26.9%)となっています。前回調査では、「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」(41.4%)が最も高く、次いで「利用した」(28.3%)となっています。前回調査と比較すると、「利用した」が17.5^{ポイント}上昇し、「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」が14.5^{ポイント}低下しています。

■ 育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢（経年比較）



■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況（経年比較）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4 子ども・子育て支援事業の利用状況

(1) 子ども・子育て支援の体制

本市の子ども・子育て支援に関する体制は、平成31年度4月の時点で下表のとおりとなっています。

■ 子ども・子育て支援の体制（平成31年度）

子ども・子育て支援の体制		実施施設数 (か所)	定員数等 (人)
1 幼児期の教育・保育			
認可幼稚園	市立	8	750
	国立	1	95
	私立	11	1,237
認定こども園	市立	1	250
	私立	61	10,360
認可保育所	市立	40	3,810
	私立	-	-
地域型保育事業	私立	6	148
認可外保育施設	市立	1	30
	私立	13	292
事業所内保育施設（企業主導型保育事業含む）		21	430
2 地域の子育て支援事業			
延長保育	市立	22	-
	私立	60	-
預かり保育（幼稚園・認定こども園）	市立	9	-
	私立	53	-
一時保育	市立	14	-
	私立	49	-
病児・病後児対応型保育事業		5	-
体調不良児対応型保育事業	市立	4	-
	私立	45	-
子育て支援センター事業		14	-
ショートステイ		3	-
トワイライトステイ		3	-
ファミリー・サポート・センター事業	本部	1	(協力会員・ 両方会員数) 797
	支部	2	
	窓口	2	
放課後児童クラブ		57	2,279
子ども会		61	3,330

※認定こども園の認定を受けている幼稚園・保育所の定員は、認定こども園の定員数にのみ加えています。

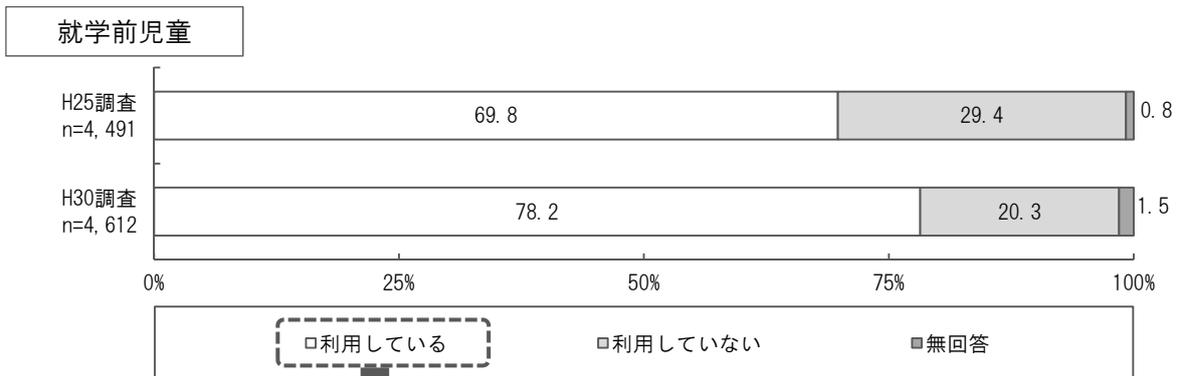
(2) 定期的な教育・保育事業の利用状況

○平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、約8割が「利用している」(78.2%)と回答し、前回調査より8.4^{ポイント}上昇しています。

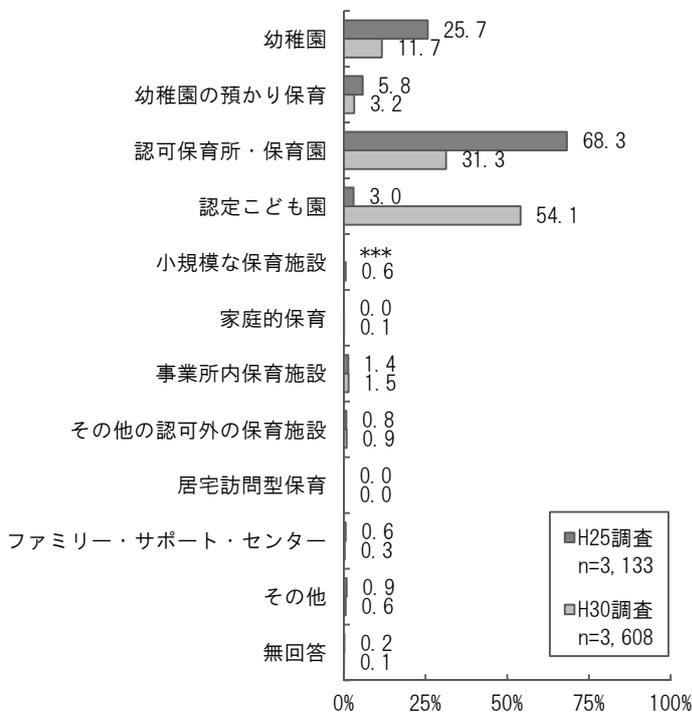
○利用している事業は、「認定こども園」(54.1%)が半数を超え、次いで「認可保育所・保育園」(31.3%)となっています。前回調査と比較すると、「認定こども園」は51.1^{ポイント}上昇、「認可保育所・保育園」は37.0^{ポイント}低下しています。

○利用したい事業も、約6割が「認定こども園」(59.9%)と回答し、前回調査より46.4^{ポイント}上昇しています。

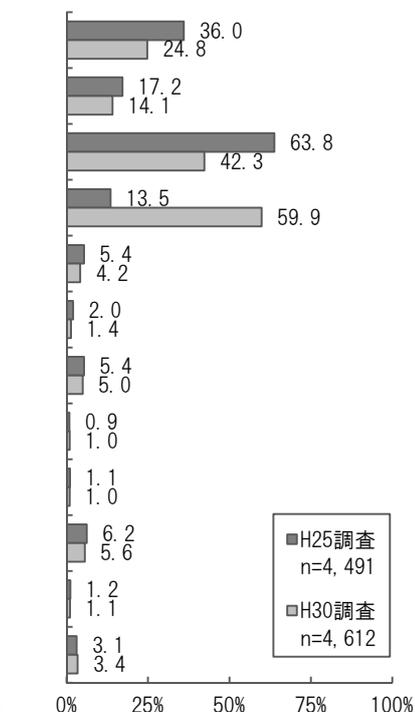
■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 (経年比較)



■ 利用している定期的な教育・保育事業 (経年比較)



■ 利用を希望する定期的な教育・保育事業 (経年比較)



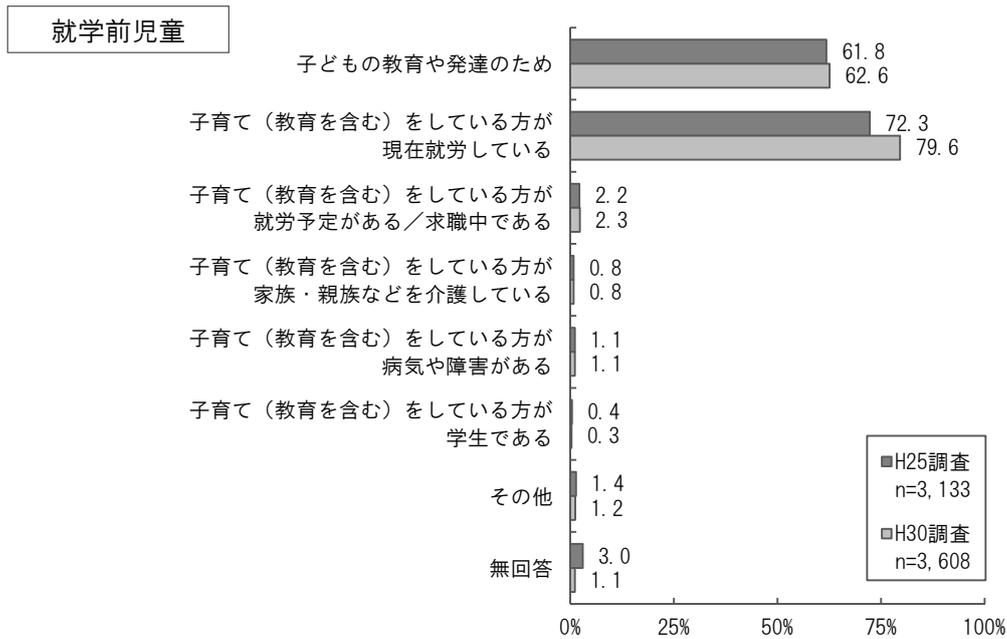
※「利用している定期的な教育・保育事業」は現在利用している就学前児童の保護者、「利用を希望する定期的な教育・保育事業」は就学前児童保護者全員を母数としています。

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

○平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(79.6%)が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(62.6%)となっています。前回調査と比較すると、「子育てをしている方が現在就労している」が7.3^{ポイント}上昇しています。

■ 平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由（経年比較）



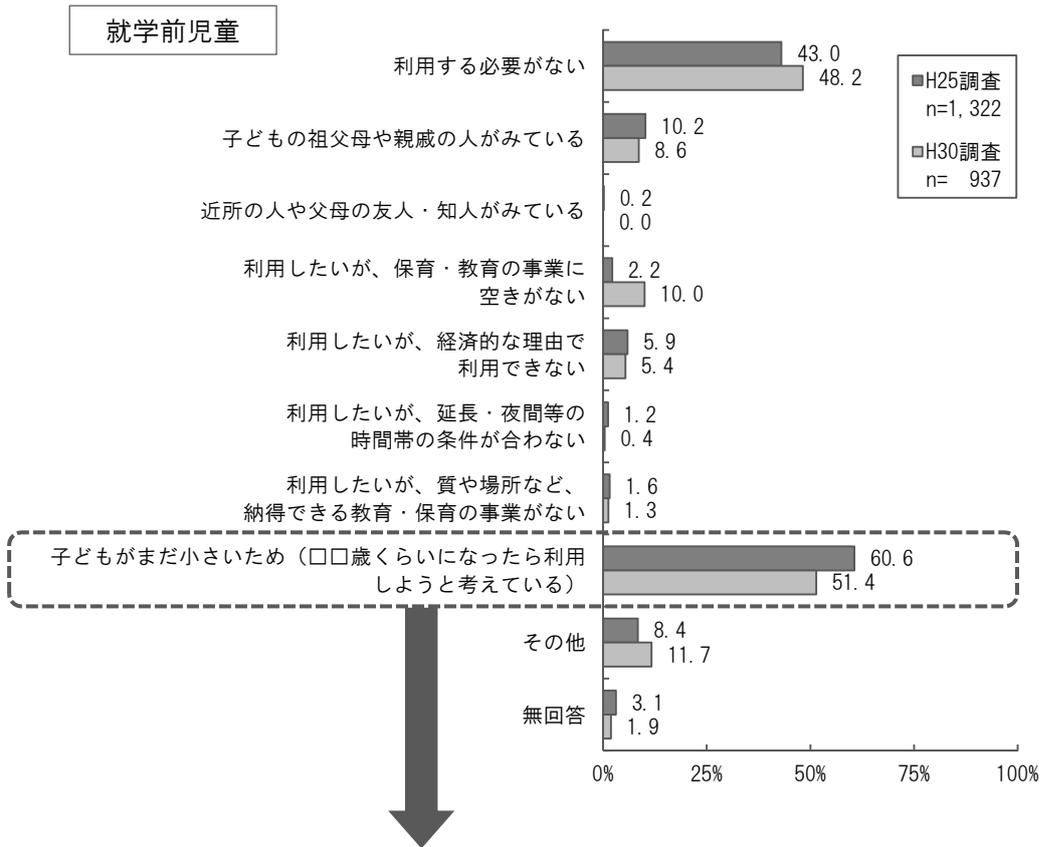
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



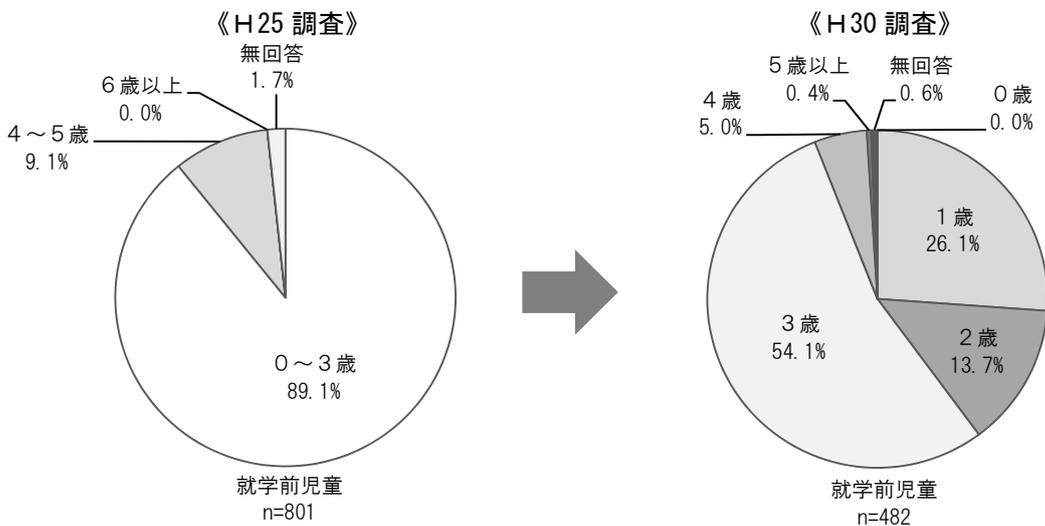
○定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため（□□歳くらいになったら利用しようと考えている）」（51.4%）が最も高いものの、前回調査より9.2ポイント低下しています。

○教育・保育事業を利用する希望開始時期となる子どもの年齢は、「0歳」～「3歳」を合わせると93.9%、前回調査の「0～3歳」（89.1%）より4.8ポイント上昇しています。

■ 定期的な教育・保育事業を利用していない理由（経年比較）



■ 利用を希望する子どもの年齢（経年比較）



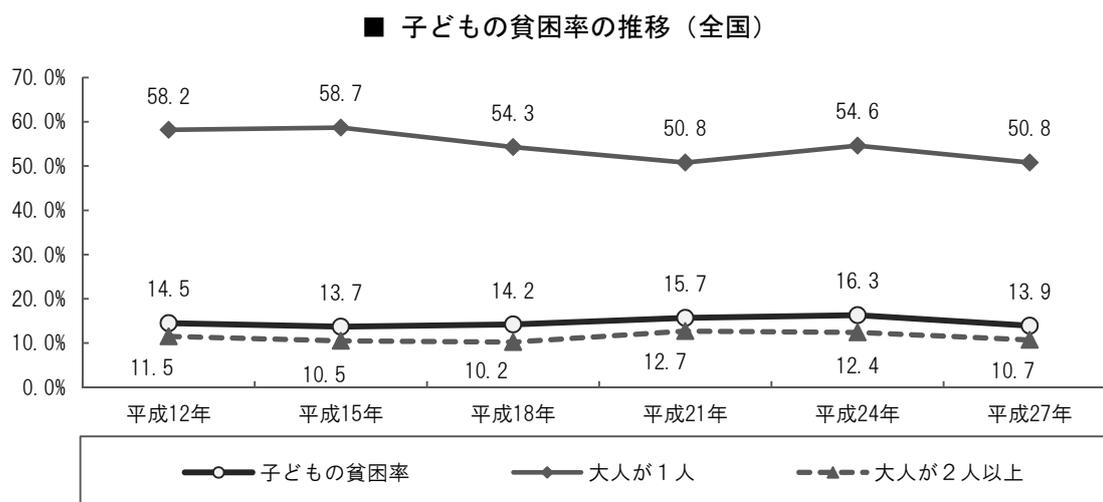
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 子どもの貧困

全国の「子どもの貧困率」は平成24年まで上昇傾向にありましたが、平成27年には13.9%に低下しています。

子どもがいる現役世帯のうち、「大人が1人」の世帯の貧困率は50.8%と、「大人が2人以上」の世帯の10.7%に比べて高い水準となっています。

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策に取り組む必要があります。



※子どもの貧困率

平成27年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円となっており、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の割合をいいます。

※子どもがいる現役世帯

世帯主が18歳以上65歳未満で17歳以下の子どもがいる世帯をいいます。

資料：厚生労働省 平成28年国民生活基礎調査



6 施策の進捗評価

第一期計画は、5つの基本目標と20施策195事業により構成され、その結果としてA評価149事業（76.4%）、B評価33事業（16.9%）、C評価11事業（5.6%）、D評価2事業（1.0%）という進捗評価となりました。

■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	評価			
		A	B	C	D
計画全体	195	149	33	11	2
基本目標Ⅰ 子育て意識の啓発と相談機能の充実	25	20	3	2	0
(1) 子育てについての意識啓発	4	4	0	0	0
(2) 子育て相談体制の充実	11	9	2	0	0
(3) 教育相談の充実	3	3	0	0	0
(4) 男女共同参画社会の推進	7	4	1	2	0
基本目標Ⅱ 子育て家庭への支援の充実	51	44	6	1	0
(1) 保育サービス等の充実	12	10	2	0	0
(2) 学校教育の充実	9	8	1	0	0
(3) 家庭や地域における子育て環境の充実	30	26	3	1	0
基本目標Ⅲ 健やかに子どもが育つ環境づくり	70	40	22	7	1
(1) 母子保健サービスの充実	40	23	14	3	0
(2) 「食育」の推進	4	3	1	0	0
(3) 小児医療の充実	2	2	0	0	0
(4) 遊び環境の整備	2	1	1	0	0
(5) 住環境の整備	3	1	1	0	1
(6) 安全でやさしいまちづくり	4	1	3	0	0
(7) 青少年期の心と身体の健康づくり	15	9	2	4	0
基本目標Ⅳ 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援	44	40	2	1	1
(1) 要保護児童等の支援	5	5	0	0	0
(2) ひとり親家庭等への支援	16	14	1	0	1
(3) 障害児施策の充実	16	14	1	1	0
(4) 子育てに対する経済的支援	7	7	0	0	0
基本目標Ⅴ 子育てと仕事の両立支援	5	5	0	0	0
(1) ワーク・ライフ・バランスの意識づくり	3	3	0	0	0
(2) 雇用環境の整備	2	2	0	0	0

※評価ランク：A＝計画通り、B＝進捗している、C＝進捗していない、D＝未実施



計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針をふまえつつ、本市がこれまで次世代育成支援行動計画の中で実現を目指してきた精神を継承し、次の2点を基本理念とします。

- ☆すべての子どもたちの、個性豊かで健やかな育ちが尊重される環境づくり
- ☆子育てに喜びや生きがいを感じる生活を、社会全体が応援する環境づくり

私たちは、誰もがみな子どもである時代を経て大人へと成長していく存在です。

子どもたちは社会の希望であり、未来の力です。

それゆえに、次代を担う子どもたちが個性豊かで健やかに育つことは、市民すべての願いであり、市民みんなで支えていかななくてはなりません。

子育て支援策の推進にあたっては、子どもたち一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、健康に育つことができる環境づくりを目指します。

同時に、保護者が子育てについての第一義的責任をもちながら、社会のすべての構成員が子育て支援の重要性に関心と理解を深め、各々の役割を果たすことを大切にしていきます。

加えて、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進するために、第1期計画の基本理念を継承します。



2 計画の基本目標

計画の基本理念に基づき、子どもや子育てに関する各分野の支援策を推進していくために、次の5項目を基本目標として設定します。

基本目標Ⅰ 子育て意識の啓発と相談機能の充実

安心して子どもを生き育てることができるよう、子育ての重要性について広く意識啓発を行うとともに、子育ての楽しさや育児に関するさまざまな情報を交換し合えるような、地域の身近な相談機会の充実に努めます。

基本目標Ⅱ 子育て家庭への支援の充実

すべての子どもと子育て家庭を対象として、地域ニーズに応じた多様で総合的な保育サービスや学校教育の量と質の充実に努めるとともに、それぞれの家庭を取り巻く地域社会が子育て家庭を支援する環境づくりを推進します。

基本目標Ⅲ 健やかに子どもが育つ環境づくり

妊産婦や乳幼児の健康を守る母子保健や、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実に加え、子どもと子育て家庭にとって安全でやさしいまちづくり等、子どもたちが健やかで安心して過ごせる環境づくりを推進します。

基本目標Ⅳ 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援

児童虐待の深刻化や経済的な要因等を背景とした子どもの貧困問題への対策は重要な社会問題となっています。社会的な養護を必要とする子どもへの支援を行い、ひとり親家庭や育児上の困難を抱える家族、障害がある子どもとその家族等、多様な家庭に対する支援の充実に努めます。

基本目標Ⅴ 子育てと仕事の両立支援

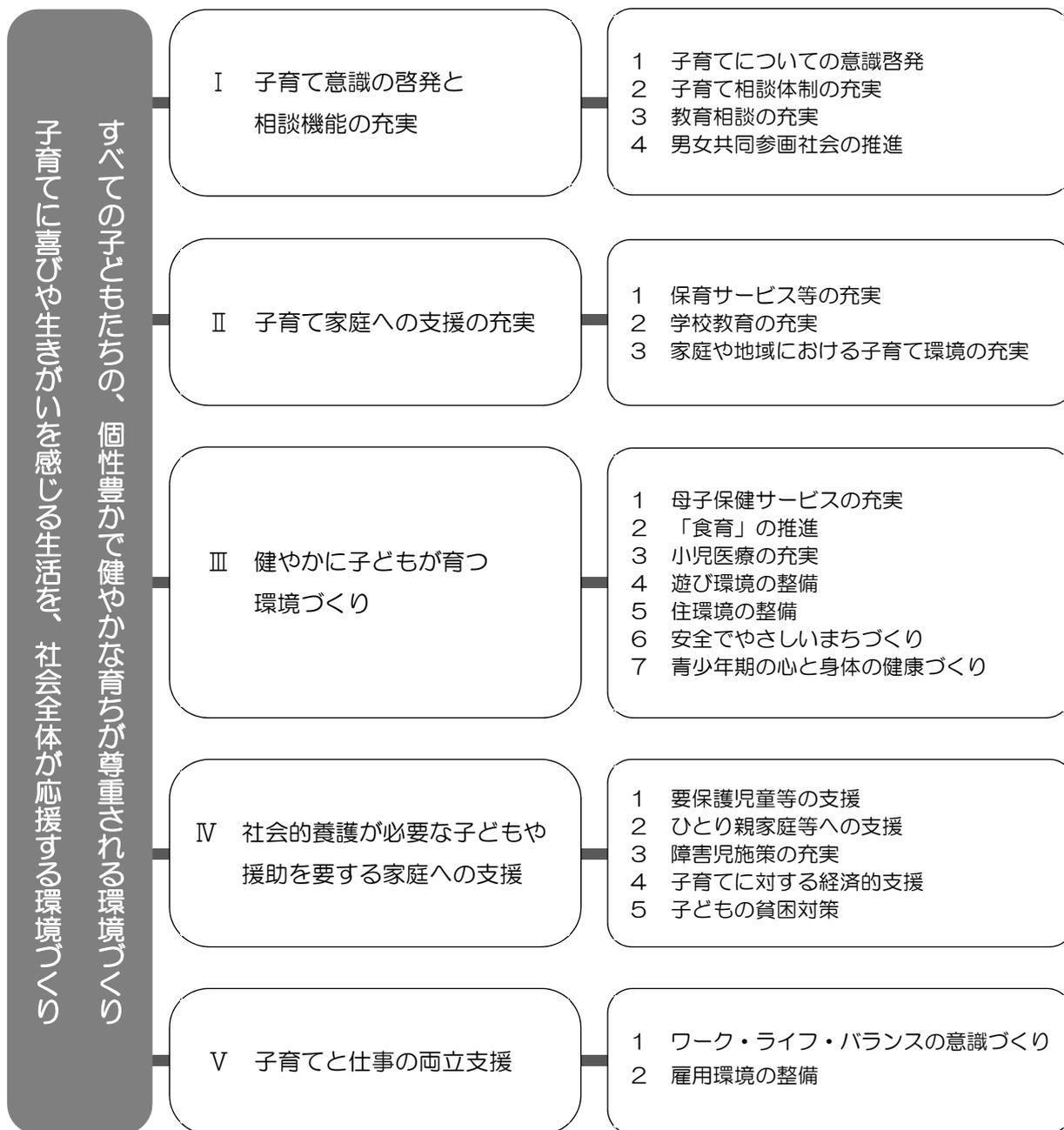
男女がともに子育てと仕事を両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努めるとともに、男女双方の育児休業取得や多様な働き方の普及・促進等、働きやすい職場環境の整備充実に努めます。

3 施策の体系図

《基本理念》

《基本目標》

《施策の方向性》





施策の方向性

第4章 施策の方向性

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、平成27年4月から適用され、本計画においてもこの指針に即して次世代育成支援対策の実施に関して策定しています。市町村は、指針に即して地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに計画を策定するものとされており、前期計画（第1期計画）に係る必要な見直しを令和元年度までに行った上で令和2年度から令和6年度を期間とする後期計画（本計画）の策定が望ましいとされています。

指針では、「新・放課後子ども総合プラン」の策定を踏まえた地域における子育て支援や、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の促進、要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進などが記されており、本市では現状の課題や今後の施策の方向性を踏まえて第1期計画で改訂が必要な施策について追加・修正を行っています。

また、子どもの貧困対策をめぐる状況においては、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が公布されたことに基づき、平成26年8月に国が定める「子供の貧困対策に関する大綱」が示されました。

令和元年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもが置かれた現在の状況も含めて、子どもの年齢や発達に応じてその意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮されるよう対策を包括的かつ早期に講じること、また貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえて推進することが示され、市町村計画の策定が努力義務とされました。

令和元年11月には、新たな「子どもの貧困対策に関する大綱」が示され、教育の支援・生活の安定に資するための支援・保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援・経済的支援の4つの重点施策と39の指標により、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的かつ早期に取り組むこととされました。

本市においても、これらの背景を踏まえ、子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ 子育て意識の啓発と相談機能の充実

現状と課題

都市化や核家族化、地域の地縁的なつながりの希薄化等の様々な要因によって、結婚や家族に関する意識の変化がみられ、その結果として、未婚化や晩婚化、出生率の低下とともに、家庭の養育力の低下が社会の大きな問題となっています。従って、子どもを生み育てることの喜びや意義、男女が協力して家庭を築き子どもを育てることの大切さについて、これから親となる世代の理解を深めることができるように、意識啓発の取り組みを進めていく必要があります。

また、ニーズ調査の結果から子育てに関する相談者や協力者が身近にいないと回答した割合は増加傾向にあります。子育ての孤立感や負担感の増大に対応して、すべての子育て家庭の子どもを養育するために、福祉、教育、保健等の各分野に相談窓口を設置し、気軽に相談ができ、子育ての不安を軽減することができるような体制を整え、こうした相談窓口の利用について周知を図る必要があります。

施策の方向性

I-1 子育てについての意識啓発

I-1-1 パパママセミナー			
事業の趣旨	妊娠・出産・育児に対する正しい知識の啓発により、これから迎える出産や育児についての心構えを自覚し、夫婦ともに協力して子育てができるよう支援する。		
事業の概要	妊婦及びその夫に対して、市内5か所の保健福祉センターにおいて、保健師による講義及び実習を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	受講者数：652組		
事業目標 (令和6年度)	受講者数：760組		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

I-1-2 親学び事業 【再掲 II-3-14】			
事業の趣旨	核家族化や情報化の進展等により、人間関係が希薄化していることから、親の役割や子どもとの関わり方を学ぶ「親学び」が必要となっている。		
事業の概要	県教育委員会や小中学校、関係諸団体等と連携・協力し、学年学級懇談会や就学時健診等の学校行事の機会に「親学び講座」を実施し、親学びの普及・啓発をすすめる。		
基準年実績 (平成30年度)	218回		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	生涯学習課	第一期評価	A

I-1-3 こどもひろば・子育てサロンの開設			
事業の趣旨	子育て中の親や子ども同士の友達づくり及び子育てに関する情報交換の場を提供することにより子育て不安の解消を図る。		
事業の概要	保護者の子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを推進することを目的に、地域において子育て中の親子の交流等を促進する拠点施設“こどもひろば”や“子育てサロン”を開設する。		
基準年実績 (平成30年度)	146,272人(延べ人数)		
事業目標 (令和6年度)	継続して実施し、利用者数の増加を目指す。		
担当課	子育て支援センター	第一期評価	A

I-1-4 親学講座（お父さん・お母さんの子育て講座）の開催			
事業の趣旨	子をもつ親やこれから親となる世代を対象として、親としての養育力を高めるための心構えや子育ての方法等について、医学・心理・発達・食育・遊び等の各方面から専門講師を招き、テーマ別の講座を開催する。		
事業の概要	少子化、核家族化が進み、子育てを取り巻く環境が多様化している。子育て環境を整備し、心身ともに健康な子どもを育成するため、親としての心構えや子育ての方法を学習する。		
基準年実績 (平成30年度)	年8回、受講者数580人		
事業目標 (令和6年度)	年8回、受講者数680人		
担当課	子育て支援センター	第一期評価	A

I-1-5 子どもを生み育てることを考えるセミナー			
事業の趣旨	10代から30代までの妊娠・出産・子育てを控えた世代が、妊娠・出産・子育てに関心を持ち、ライフプランを意識しながら生活することの大切さについて考える機会を提供する。		
事業の概要	10代から30代までの妊娠・出産・子育てを控えた世代に対して、妊娠・出産・子育てに関して正しい知識を普及するフォーラムや出前講座等を開催する。		
基準年実績 (平成30年度)	年2回開催(フォーラム1回、出前講座1回)		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	新規

I-1-6 企業向け妊娠・子育て応援シンポジウム 【再掲 V-1-3】			
事業の趣旨	企業に勤めながらも希望する時期での妊娠・出産の実現ができる環境づくりを目指し、企業の人事や厚生担当者等の理解を深め、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進する。		
事業の概要	企業向けの妊娠・子育て応援シンポジウムを開催する。		
基準年実績 (平成30年度)	年1回開催		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	新規



I-2 子育て相談体制の充実

I-2-1 子育て世代包括支援センター 【再掲 Ⅲ-1-28】			
事業の趣旨	保健福祉センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対して、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行う切れ目ない支援体制を構築する。 (平成27年10月に設置)		
事業の概要	安心して妊娠・出産・子育てができるよう母子健康手帳の交付をはじめ、健康や育児に対する相談等を行い、必要に応じて関係機関と連携を図るなどの支援を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	対応件数：9,604件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	新規
I-2-2 子育て世代包括支援センターにおける子育て相談体制の充実 【再掲：表中に記載】			
事業の趣旨	子育てや母子保健に関する様々な相談機会を提供する。		
事業の概要	事業番号Ⅲ-1-10 妊婦健康相談事業【再掲 Ⅳ-1-5】 事業番号Ⅲ-1-11 乳幼児健康相談事業 事業番号Ⅲ-1-12 こんにちは赤ちゃん事業【再掲 Ⅳ-1-6】 事業番号Ⅲ-1-22 家族計画相談 事業番号Ⅲ-1-23 遺伝相談事業 等の各種相談事業を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	(上記の各事業参照)		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター・ 保健所保健予防課	第一期評価	A
I-2-3 家庭児童相談員設置			
事業の趣旨	家庭における人間関係の健全化及び児童の福祉向上を図るための相談指導を行う。		
事業の概要	家庭児童相談員を配置し、子どもを取り巻く家庭問題や子育ての悩み等の相談を受け、必要な助言や指導を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	相談員1人(33件)		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A

I-2-4 (1) 親子サークルの充実（児童館）【再掲 II-3-20 (1)】			
事業の趣旨	子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図る。		
事業の概要	親子サークルを通じて子どもの遊びの指導や保護者同士の交流、子育て相談を通じ、家庭教育の大切さについて理解を深める。		
基準年実績 (平成30年度)	13か所		
事業目標 (令和6年度)	児童館全館（13か所）で継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A

I-2-4 (2) 親子サークルの充実（特定教育・保育施設）【再掲 II-3-20 (2)】			
事業の趣旨	未就園児と保護者を対象に親子サークルを開催し、子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図る。		
事業の概要	週に1、2回親子サークルを開催し、幼児と保護者の登園を受け入れ、幼児期の相談や情報提供、保護者同士の交流の機会の提供等を行い、家庭教育の大切さについて理解を深める取り組みを推進する。		
基準年実績 (平成30年度)	市立保育所22園、市立幼稚園7園、市立認定こども園1園、私立認定こども園43園、私立幼稚園14園で実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課・学校教育課	第一期評価	A

I-2-4 (3) 親子サークルの充実（子育て支援センター）【再掲 II-3-20 (3)】			
事業の趣旨	子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図る。		
事業の概要	親子サークルを通じて子育て中の保護者や子ども同士の友達づくり及び子育てに関する情報交換の場を提供したり、子育て自主サークルへ出向き、子育ての方法や悩み相談に応じ、地域の子育て家庭に対しきめ細やかな支援を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	14か所		
事業目標 (令和6年度)	継続して実施し、箇所数及び利用者数の増加を目指す。		
担当課	子育て支援センター	第一期評価	A

I-2-5 子育て相談支援体制の整備充実・教育相談窓口の充実			
事業の趣旨	不登校、いじめ、非行等の悩みを抱える子どもや保護者・家族、教職員に対して相談を行い、問題の早期解消・解決への援助を行う。		
事業の概要	臨床心理士や教育相談員が来所相談、電話相談を行う。 臨床心理士が幼稚園・認定こども園、小学校、中学校で訪問相談を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	週42.5時間		
事業目標 (令和6年度)	相談窓口開設：週40時間以上		
担当課	教育センター	第一期評価	A



I-2-6 24時間子育て相談電話対応事業			
事業の趣旨	子育て世帯を対象とした24時間電話相談窓口を設置し、子育て世帯の悩みや不安の早期解消を図る。		
事業の概要	子育て家庭の孤立や負担感の増大等に対応し、すべての子育て家庭における子どもの養育を支援するために、24時間体制で、乳幼児・小学生・中学生及びその家族からの電話相談に、家庭教育専門相談員や保育士・言語聴覚士等の専門家が情報提供や相談に応じる。		
基準年実績 (平成30年度)	712人		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	子育て支援センター	第一期評価	B

I-2-7 青少年の悩みごと相談についての相談体制の充実			
事業の趣旨	青少年の様々な悩み・心配ごとについて早期解消・解決を図る。		
事業の概要	青少年の様々な悩み・心配ごとについて、本人及び保護者等からの電話による相談に応じ、助言・指導を行うとともに、各種相談関係機関との連携により問題の早期解消・解決への援助を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	47件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	少年指導センター	第一期評価	C

I-2-8 子育て相談体制の充実			
事業の趣旨	地域の保護者に対する子育て相談に積極的に応じられるよう、体制を整える。		
事業の概要	子育て中の保護者が、直面している子育てに関する悩みや課題に対して、保育所の保育士等が、身近な相談者として、相談に応じる等、地域の子育て支援の拠点として役割を担う取り組みを推進する。		
基準年実績 (平成30年度)	2,824件		
事業目標 (令和6年度)	全保育所（園）で継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	B

I-2-9 総合的な子育て支援拠点施設の整備			
事業の趣旨	あらゆる相談に対し、総合的に対応できる機能を備えた施設の設置について調査・研究する。		
事業の概要	乳幼児期から中学生までの子どもたちの健全な育ちを一貫して推進するため、庁内関係部署が連携を図り、育児や発達、教育に関する悩み等子どもに関するあらゆる相談に対し総合的に対応できる機能を備えた施設の設置について、「児童館」や「子育て支援センター」の整備にあわせ調査・研究する。		
基準年実績 (平成30年度)	継続実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	A

I-2-10 利用者支援事業			
事業の趣旨	子育てに関する個別ニーズに応じた情報の提供や、支援メニューのコーディネート等を行う。		
事業の概要	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	5か所設置		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	A

I-2-11 助産師ほっとライン（ママサポートダイヤル事業） 【再掲 Ⅲ-1-32】			
事業の趣旨	妊産婦が、妊娠や出産に関する不安や悩みについて、助産師に気軽に相談することで、安心して育児に取り組むことができるよう妊産婦の不安の軽減や産後うつ等の予防を図るもの。		
事業の概要	産前産後の体調や授乳などに関する電話相談に産後ケア応援室の助産師が年末年始を除き24時間、必要な助言等を行う。（令和元年7月から実施）		
基準年実績 (平成30年度)	—		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・ まちなか総合ケアセンター	第一期評価	新規

I-2-12 子どもほっとダイヤル事業			
事業の趣旨	子ども専用の24時間電話相談窓口を設置し、子どもの悩みや不安の早期解消を図る。		
事業の概要	親や友達にも打ち明けることのできない悩みを持つ小中学生の相談に24時間体制で対応するとともに、緊急を要する相談には関係機関と連携し、早期に対応できる体制を整える。（平成28年7月から実施）		
基準年実績 (平成30年度)	75人		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	子育て支援センター	第一期評価	新規



I-3 教育相談の充実

I-3-1 富山県幼児教育センターとの連携【再掲 II-1-1】			
事業の趣旨	富山県幼児教育センターと連携し、保育所・認定こども園等における幼児教育の推進体制の構築と質の向上を図る。		
事業の概要	幼児教育推進体制連絡協議会や、市町村担当者連絡協議会を通じた幼児教育の推進体制の構築や富山県幼児教育センターによる訪問研修受講等により、幼児教育・保育の更なる質の向上を図る。		
基準年実績 (平成30年度)	—		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	新規
I-3-2 学習支援事業【再掲 III-7-6】			
事業の趣旨	生活保護世帯等の子どもが、高等学校等へ進学し充実した学校生活を送ることを通じて、将来への希望を持って就学・就労できるよう支援する。		
事業の概要	生活保護世帯等の子ども及び児童養護施設に入所している子どもを支援するため、家庭相談員が家庭を訪問し、学力を身に付ける必要性を伝え、学習の実態を把握するとともに、学習支援員が子どもたちの学習支援を継続的に行う。		
基準年実績 (平成30年度)	被支援者数：36人（休止・廃止を含む）		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	生活支援課	第一期評価	A
I-3-3 スクールカウンセラーの配置			
事業の趣旨	児童生徒の臨床心理に関して、高度で専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによる、児童へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言、援助を行う。		
事業の概要	スクールカウンセラーを小・中学校に配置し、不登校等の問題行動等を未然に防止し、健全育成を図るための相談活動を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	小学校65校、中学校26校		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	学校教育課	第一期評価	A
I-3-4 スクールソーシャルワーカーの配置			
事業の趣旨	社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒及びその保護者に対し支援を行う。		
事業の概要	スクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置し、不登校問題の改善、問題を抱える家庭への支援、生徒指導体制の充実を図る。		
基準年実績 (平成30年度)	小学校16校、中学校19校		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	学校教育課	第一期評価	A

I-4 男女共同参画社会の推進

I-4-1 情報交流誌「あいのかぜ」の発行			
事業の趣旨	男女共同参画の推進に関する諸問題への理解と認識を深める。		
事業の概要	市民編集委員3名により作成する情報交流誌「あいのかぜ」を発行し、町内班回覧やイベントで配布する等、広く市民への男女共同参画の意識啓発を図る。		
基準年実績 (平成30年度)	年1回発行		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	男女参画・市民協働課	第一期評価	B
I-4-2 「男女共同参画とやま市民フェスティバル」の開催			
事業の趣旨	男女共同参画社会の実現に向けて、近年話題となっているテーマや積極的な取り組みについて、講演会等を実施し、広く市民へ啓発する機会を提供する。		
事業の概要	講演会、トークセッション、ミニライブ等の実施。		
基準年実績 (平成30年度)	「男女共同参画とやま市民フェスティバル」を年1回開催		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	男女参画・市民協働課	第一期評価	A
I-4-3 男女平等意識を育む啓発冊子「自分らしく生きる」の配布			
事業の趣旨	固定的な性別役割意識にとらわれず、男女がともに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、早い時期から男女平等意識を育む。		
事業の概要	男女平等意識を育むことや保護者向けに啓発を行うことが重要であることから、小学3年生以上を対象に学年ごとの啓発冊子を作成し配布する。		
基準年実績 (平成30年度)	市内小学3～6年生全員へ配布		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	男女参画・市民協働課	第一期評価	A
I-4-4 「広報とやま」等による男女共同参画の意識の啓発			
事業の趣旨	市民への男女共同参画の意識啓発を図る。		
事業の概要	広報とやま、ラジオ等の広報媒体を用い、女性を暴力被害から守る特集や、相談窓口のPR等、男女共同参画に関する情報提供を行い、市民への意識啓発を図る。		
基準年実績 (平成30年度)	男女共同参画推進地域リーダー連絡協議会による「男女共同参画だよりハーモニー」年1回発行、 「広報とやま」年2回情報提供		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	男女参画・市民協働課	第一期評価	A



I-4-5 男女共同参画出前講座の実施			
事業の趣旨	講座を通して市民を対象とした男女共同参画社会づくりを推進する。		
事業の概要	男女共同参画担当職員が地域に出向き、住民を対象に男女共同参画社会づくりを推進するための啓発講座を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	年4回実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	男女参画・市民協働課	第一期評価	C

I-4-6 男女共同参画に関する講座の開催			
事業の趣旨	男女共同参画に関する正しい理解と認識を深める。		
事業の概要	一般市民を対象に、男女共同参画講座、男女共同参画サテライト講座を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	男女共同参画講座：年5回 男女共同参画サテライト講座：年9回		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	男女共同参画推進センター	第一期評価	A

I-4-7 男女共同参画に関する各種相談事業の実施			
事業の趣旨	相談者の問題解決に向けた助言・支援を行う。		
事業の概要	夫婦・男女に関する法律相談、悩み相談を実施する。 配偶者等からの暴力の根絶に取り組むため、「DV相談」に応じ、各種関係機関と連携し、被害者の保護、自立支援に努める。		
基準年実績 (平成30年度)	年22回実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	男女共同参画推進センター	第一期評価	A

基本目標Ⅱ 子育て家庭への支援の充実

現状と課題

子どもにとって、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、子どもたちの健やかな育ちを保障するために、子育ての第一義的な責任は保護者や家庭に置きながらも、社会全体で子育てを支えていくネットワークづくりや、地域の様々な主体による連携の強化等を推進し、子育てをしやすい地域環境の整備や質の高い教育を提供する必要があります。このような考え方に基づき、国は令和元年10月、子育て世帯の経済的負担の軽減と、すべての子どもに質の高い教育を提供する「幼児教育の無償化」を開始しました。

また、ニーズ調査の結果では、就労する母親の割合が上昇し、結婚や子育てを機に女性が離職し非就業の状態となることを示すM字カーブの存在や、現在は就労していない母親の3割弱が「1年以内に就労したい」と希望する実態がみられ、子育てと就労が両立する社会環境づくりが必要であることがわかります。こうしたことから、すべての子育て家庭のニーズに応じた多様で総合的な保育や教育を、量・質ともに充実した取り組みとして進めていくことが重要です。

施策の方向性

Ⅱ-1 保育サービス等の充実

Ⅱ-1-1 富山県幼児教育センターとの連携【再掲 I-3-1】

事業の趣旨	富山県幼児教育センターと連携し、保育所・認定こども園等における幼児教育の推進体制の構築と質の向上を図る。		
事業の概要	幼児教育推進体制連絡協議会や、市町村担当者連絡協議会を通じた幼児教育の推進体制の構築や富山県幼児教育センターによる訪問研修受講等により、幼児教育・保育の更なる質の向上を図る。		
基準年実績 (平成30年度)	—		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	新規



II-1-2 預かり保育の充実			
事業の趣旨	保護者の子育てを支援することを目的に、教育課程に係る教育時間終了後等における教育活動として、希望者を対象として行う。(一時預かり事業(幼稚園型))		
事業の概要	幼稚園の在園児の希望者を対象に、平日の教育課程に係る教育時間終了後等、及び夏季、冬季、春季の長期休業期間中に教育活動を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	市立9施設、私立48施設で実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課・学校教育課	第一期評価	A

II-1-3 ファミリー・サポート・センター事業の充実			
事業の趣旨	子育ての援助ができる人と援助を受けたい人を組織化し、地域の人が身近に相互援助活動を行うことで安心して子育てをできるよう支援する。		
事業の概要	本部、大沢野窓口、大山窓口、八尾窓口、婦中窓口の5か所で、会員の相互援助の精神に立った自発的な援助活動を、中立的立場で連絡調整を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	依頼会員：1,963人、協力会員：623人、両方会員：174人 合計：2,760人		
事業目標 (令和6年度)	依頼会員：2,000人、協力会員：650人、両方会員：200人 合計：2,850人		
担当課	子育て支援センター	第一期評価	A

II-1-4 (1) 私立保育所等に対する指導監督(特定教育・保育施設等)			
事業の趣旨	特定教育・保育施設等の適正な運営の確保		
事業の概要	施設運営の各種基準の適合状況などを検査し、必要な指導及び助言を行い、サービスの質の確保や利用者支援の向上を図る。		
基準年実績 (平成30年度)	指導監査の実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	指導監査課	第一期評価	A

II-1-4 (2) 私立保育所等に対する指導監督(認可外保育施設)			
事業の趣旨	認可外保育施設の適正な運営の確保		
事業の概要	認可外保育施設が、関係法令等を遵守し適正な施設経営等を行っているか指導監督を行うとともに、必要に応じて助言を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	指導監督の実施(該当全施設)		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	A

II-1-5 安定した保育の提供			
事業の趣旨	未就学児数は減少傾向にあるものの、低年齢児の保育需要は増嵩していることから、安定的に保育を提供する。		
事業の概要	低年齢児の入所希望の増加傾向を踏まえ、保育所定員の拡大や定員の弾力的運用等により、確実に保育を希望者に提供する。		
基準年実績 (平成30年度)	11,876人(2号認定 6,775人、3号認定 5,101人)		
事業目標 (令和6年度)	13,601人(2号認定 7,965人、3号認定 5,636人)		
担当課	こども支援課	第一期評価	A

II-1-6 特別保育の充実			
事業の趣旨	多様化する保育ニーズに対応するため、特別保育の拡充に努める。		
事業の概要	多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育等、特別保育の拡充に努める。		
基準年実績 (平成30年度)	延長保育：81か所 夜間保育所の開設検討 休日保育：34か所 年末保育：43か所		
事業目標 (令和6年度)	延長保育：87か所 夜間保育所の開設検討 休日保育：36か所 年末保育：47か所		
担当課	こども支援課	第一期評価	A

II-1-7 病児・病後児保育の推進			
事業の趣旨	集団保育が困難な病気回復期等の児童の一時預かりの実施や、保育施設入所児童が体調不良となった場合に一時的に児童の看護を行うことができる体制の整備によって、保護者の就労等の支援に努める。		
事業の概要	集団保育が困難な病気回復等の児童の一時預かり(病児・病後児対応型)を実施し、保護者の仕事と子育ての両立を支援する。また、保育施設入所児が体調不良になり、保護者がすぐに迎えに来ることができない場合、保育施設において一時的に児童の看護を行うことができる体制(体調不良児対応型)や保護者に代わって迎えに行き病児保育室で一時預かりする体制(送迎対応)を整備し、保護者の就労等の支援に努める。		
基準年実績 (平成30年度)	病児・病後児対応型：5か所 体調不良児対応型：44か所 送迎対応(お迎え型)：2か所		
事業目標 (令和6年度)	病児・病後児対応型：7か所 体調不良児対応型：54か所 送迎対応(お迎え型)：3か所		
担当課	こども支援課	第一期評価	A



II-1-8 保育施設の整備・充実			
事業の趣旨	待機児童が生じないよう、地域の子育て家庭への支援を念頭に、保育需要に見合った保育施設の整備、充実を計画的に推進する。		
事業の概要	児童の保育環境の維持・向上を図るため、老朽化した保育所等の改築を進めるほか、低年齢児室の拡充や子育て支援スペース等を備えた多機能保育施設等、多様な子育てニーズに対応した施設整備を促進する。		
基準年実績 (平成30年度)	4か所（整備計画に基づき実施）		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	A
II-1-9 保育所等の危機管理体制の強化			
事業の趣旨	不測の事態に対応するため、子どもたちの安全を確保できる体制の整備に努める。		
事業の概要	保育所等を取り巻く環境が年々複雑化しており、不測の事態に対応するため、保育施設・家庭・地域・行政等が一体となって子どもたちの安全を確保できる体制の整備に努める。		
基準年実績 (平成30年度)	継続実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	A
II-1-10 保育士等の資質と専門性向上のための研修事業			
事業の趣旨	多様な保育ニーズに対応するため、研修事業を充実し、専門性・質の向上を図る。		
事業の概要	保育所は地域の子育て支援の拠点施設であるとともに、質の高い養護や教育、保育を一体的に実践することが求められていることから、現場で働く職員（保育士等）を対象とした研修事業を充実し、専門性・質の向上を図る。		
基準年実績 (平成30年度)	30回		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	A
II-1-11 私立保育施設等人件費補助金			
事業の趣旨	私立保育施設等における保育士等の処遇改善や人材確保を推進する。		
事業の概要	保育士等の休憩時間を確保するための代替職員や産休・病休代替職員、年度途中に入所する児童に対応する保育士の人件費の一部を助成する。		
基準年実績 (平成30年度)	職員補充事業（127人分）、産休代替職員任用事業（315日分）、年度途中入所対応事業（49か所）、配置基準補助事業（463人分）		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	新規

II-1-12 資格取得支援事業補助金			
事業の趣旨	幼稚園免許及び保育士資格の取得を支援することにより、資格取得者の拡充を図り、保育の受け皿の確保や質の向上を図る。		
事業の概要	資格取得に必要な受講費用等に対して助成する。		
基準年実績 (平成30年度)	保育教諭資格取得支援事業(135人)、保育士資格取得支援事業(2人)、保育所等保育士資格取得支援事業(実績なし)		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	新規

II-1-13 異年齢児保育の実施			
事業の趣旨	主体的に活動し社会性や他人を思いやる心を育てることができる保育の実施に努める。		
事業の概要	子どもが異年齢児との生活を通じ、自己を十分に発揮し、主体的に活動する中で、社会性や他人を思いやる心を育てることができる保育の実施に努める。		
基準年実績 (平成30年度)	58か所		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	A

II-1-14 私立保育所等に対する助成			
事業の趣旨	私立保育所等に対し必要な助成を行い、質の高い保育環境の充実に努める。		
事業の概要	市立保育所と私立保育所等及び認可外保育施設との連携を図りながら、市域全体の保育サービスの向上を図る観点から、私立保育所等に対し必要な助成を行い、質の高い保育環境の充実に努める。		
基準年実績 (平成30年度)	継続実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	A

II-1-15 シニア保育サポーター事業の実施			
事業の趣旨	市立保育所の環境整備や諸行事の準備等、保育所の業務を補助するシニア世代のボランティアを募集し、保育環境の向上を図るとともに、児童の世代間交流の機会を創出する。		
事業の概要	対象：概ね60歳以上のシニア世代 内容：花壇づくり、除草等の環境整備、運動会や生活発表会の行事に関する補助、教材の準備等(ボランティア)		
基準年実績 (平成30年度)	登録人数：370人 活動延べ人数：1,567人		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	新規



Ⅱ-2 学校教育の充実

Ⅱ-2-1 スクールサポーターの配置			
事業の趣旨	通常学級や特別支援学級における個々の指導への困難に対し、指導員を配置し、個々の教育的ニーズに、よりきめ細かく対応できる体制づくりを支援する。		
事業の概要	学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の配慮を必要とする児童生徒がいる教室や特別支援学級への人的支援のため、授業を中心に担任を補助するスクールサポーターを配置する。		
基準年実績 （平成30年度）	70人		
事業目標 （令和6年度）	富山市内小中学校にスクールサポーターを配置する。（70人）		
担当課	学校教育課	第一期評価	A

Ⅱ-2-2 障害児支援活動推進事業 【再掲 Ⅳ-3-16】			
事業の趣旨	地域の障害児支援ボランティア活動を支援することにより、幼稚園、小・中学校において、障害のある子どもと障害のない子どもがともに生き、ともに学べる教育の推進に努める。		
事業の概要	本事業の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある人を学校長・園長が「障害児支援活動推進ボランティア」として選考し、富山市が市内小中学校及び幼稚園に指導員として、1日4時間程度、年間25回程度（1名あたり）配置する。		
基準年実績 （平成30年度）	431回		
事業目標 （令和6年度）	525回		
担当課	学校教育課	第一期評価	A

Ⅱ-2-3 地域ぐるみこころの教育推進事業			
事業の趣旨	中学2年生が、5日間、学校外で職場体験や福祉・ボランティア活動等に参加することにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考える等、成長期の課題を乗り越えるたくましい力を身につけることを目指す。		
事業の概要	市と県が指導ボランティアへの謝金等を2分の1ずつ負担し、市内の全中学2年生が5日間の職場体験、福祉・ボランティア活動を行う「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業」を実施する。		
基準年実績 （平成30年度）	市立中学校26校、1分校で実施		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	学校教育課	第一期評価	A

II-2-4 学校施設の耐震化の推進

事業の趣旨	学校は、児童等の学習及び生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義をもつとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすこととなるため、その安全性を確保する。		
事業の概要	I s 値（構造耐震指標）や老朽化等を鑑み、優先度の高い学校から計画的に耐震化を推進する。		
基準年実績 （平成30年度）	耐震化率：91.7%		
事業目標 （令和6年度）	耐震性が低い I s 値0.3未満の施設を有する学校を最優先としながら、令和3年度末までに耐震化率100%を目指す。		
担当課	学校施設課	第一期評価	B

II-3 家庭や地域における子育て環境の充実

II-3-1 子育て短期支援事業

事業の趣旨	保護者の疾病、出産や残業、休日出勤等の事由により家庭における養育が一時的に困難となった児童を児童養護施設等において一定期間養育、保護することにより児童及びその家庭の福祉の向上を図る。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業 保護者が疾病等の事由により家庭において養育することが一時的に困難となった児童が対象（原則として7日以内）。 ・夜間養護等（トワイライトステイ）事業 保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業（原則として3か月以内）。 		
基準年実績 （平成30年度）	各3か所		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A

II-3-2 図書館における子どもの読書活動の推進

事業の趣旨	「富山市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書が行えるよう読書環境の整備に努める。		
事業の概要	おはなし会、図書館利用指導、学校との連携、家庭・保育所・幼稚園・児童館等との連携事業を実施する。		
基準年実績 （平成30年度）	31,123人		
事業目標 （令和6年度）	乳幼児をもつ保護者への啓発、子どもの発達段階に応じた行事の充実、読み聞かせボランティア活動の拡大		
担当課	図書館	第一期評価	B

II-3-3 子どもかがやき教室（放課後子ども教室）の開設 【再掲 III-4-5】			
事業の趣旨	次代を担う心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、小学校区ごとに学校や社会教育施設を活用しながら、子どもたちの居場所を確保し、地域の人々の教育力を結集して、放課後や学校休業日におけるスポーツや文化活動等の様々な体験・交流活動を実施する。		
事業の概要	希望するすべての小学校区において、子どもたちの安全で安心な居場所として学校や公民館等を活用し、地域ぐるみによる健全育成を推進する。		
基準年実績 (平成30年度)	開設箇所：44か所		
事業目標 (令和6年度)	開設箇所の拡充：50か所（第2期市教育振興基本計画において、令和5年度末までに50か所の開設を目標としている。）		
担当課	生涯学習課	第一期評価	B

II-3-4 放課後児童健全育成事業の拡充			
事業の趣旨	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生に対し、家庭に代わる生活の場を提供するため、社会福祉法人等が行う放課後児童健全育成事業の運営及び施設整備に対して助成を行うことにより、児童の健全育成を図ると同時に、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。		
事業の概要	対象児童：保護者が仕事の都合により、昼間家庭にいない小学生 開設時間：放課後から19時または20時 （学校休業日は午前8時から19時または20時） 開設日数：原則年間250日以上		
基準年実績 (平成30年度)	開設箇所：50か所		
事業目標 (令和6年度)	開設箇所の拡充：82か所		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A

II-3-5 地域児童健全育成事業の拡充			
事業の趣旨	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生に対し、小学校の余裕教室などを利用して、健全な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図ると同時に、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。		
事業の概要	対象児童：保護者が仕事の都合により、昼間家庭にいない保育を必要とする小学生 開設時間：放課後から3時間以上 開設日数：原則年間250日以上		
基準年実績 (平成30年度)	開設箇所：60か所 夏休みの開設箇所：54か所		
事業目標 (令和6年度)	開設箇所の拡充：61か所 夏休みの開設箇所の拡充：58か所		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	B

国の「新・放課後子ども総合プラン」の推進に向け、上記の3事業について次のとおり取り組みます。

＜子どもかがやき教室、放課後・地域児童健全育成事業＞

- ①一体型の事業については、令和6年度までに5か所の実施を目指す。また、放課後子ども総合プラン運営委員会において、実施状況を検証し、連携方策について検討する。
- ②実施に関する教育委員会と市長部局の具体的な連携方策については、指導員に対する研修を合同で開催するほか、放課後子ども総合プラン運営委員会において検討する。また、必要に応じて総合教育会議において協議する。
- ③小学校の余裕教室等の活用については、学校教育に支障が生じないよう配慮しながら一層の推進を図る。
- ④特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策については、必要に応じ、関係機関と連携して適切な対応に努める。

＜放課後児童健全育成事業・地域児童健全育成事業＞

開設時間の延長については、地域の実情を踏まえ、実施団体等に時間延長の働きかけを行う。

II-3-6 地域ミニ放課後児童クラブの開設			
事業の趣旨	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生に対し、家庭に代わる生活の場を提供するため、町内会やボランティア団体等が実施する、地域における多様な形で取り組む、自主的な子どもの居場所づくりに対して助成を行う。		
事業の概要	対象児童：保護者が仕事の都合により、昼間家庭にいない保育を必要とする小学生 開設時間：放課後から3時間以上		
基準年実績 (平成30年度)	4か所		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	C

II-3-7 社会教育団体支援、良書推薦事業			
事業の趣旨	情操教育としての効果が期待される子どもの読書活動を推進するための一手法として、小中学生に薦めたい良書を選定する。		
事業の概要	選定は、富山市PTA連絡協議会が行い、紹介するリーフレットを作成し、小中学生に配布する（富山市PTA連絡協議会に対し、良書選定に関する経費等必要な経費への助成を行う。）。		
基準年実績 (平成30年度)	社会教育団体支援：1団体 良書の薦め普及事業リーフレット編集委員会：5回実施 良書選定委員会：5回実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	生涯学習課	第一期評価	A

II-3-8 公民館活動事業			
事業の趣旨	人と人との絆を大切にしたい心豊かな地域社会の形成を図るため、地域の特性を生かした公民館活動が求められており、その活動の中で地域の教育力を結集し、地域が主体的に推進する家庭教育に関する学習を推進する。		
事業の概要	家庭教育に関する講座を、公民館ふるさと講座において実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	実施公民館：82館		
事業目標 (令和6年度)	実施公民館：82館		
担当課	生涯学習課	第一期評価	A

II-3-9 社会教育関係施設の無料開放			
事業の趣旨	学校週休2日制の完全実施に対応し、土日祝日に小中学生を対象に体育施設の無料開放を実施する。		
事業の概要	文化・体育施設で、土日祝日に小中学生を対象に無料開放を実施する		
基準年実績 (平成30年度)	文化施設12施設、体育施設35施設		
事業目標 (令和6年度)	文化施設11施設、体育施設32施設		
担当課	スポーツ健康課	第一期評価	A

II-3-10 子どもたちと芸術との出会い体験事業			
事業の趣旨	子どもたちが芸術と出会う機会を増やし、感性豊かな成長を促すため、地域の個人や団体と芸術家が協力して行うイベントの経費の一部を補助する。		
事業の概要	地域における個人や保護者会・児童クラブ等の団体が主催となり、「子どもたちと芸術との出会い体験事業提供者リスト」に掲載されている事業協力者である演奏者・講師等と協力して、子どもたちが芸術に接するイベント等を実施する際に、50千円を上限として経費の助成を行う。 提供分野：音楽、演劇、舞踊、生活文化、美術等。		
基準年実績 (平成30年度)	実施助成団体：16団体		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	文化国際課	第一期評価	A

II-3-11 仲間づくりの赤ちゃん教室			
事業の趣旨	地域で赤ちゃん教室を実施することにより、健康観察の学習を深め、母親同士の触れあいを通して育児不安を解消できるように支援する。また、育児の仲間づくりを目指した自主グループづくりの推進を図る。		
事業の概要	乳児をもつ母親等に対して、全地区を対象に各会場年6回、保健推進員連絡協議会に委託。		
基準年実績 (平成30年度)	教室参加数：年3,331組 自主グループ数：16グループ		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

II-3-12 保健推進員による家庭訪問			
事業の趣旨	健康づくりのため必要な正しい知識を普及し、地域における母子保健の向上や疾病予防及び健康の保持増進を円滑にする。		
事業の概要	2～3か月及び8～9か月の乳児とその保護者に対して、市の保健事業の紹介や育児の相談を受ける。		
基準年実績 (平成30年度)	年5,973件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

II-3-13 ベビーフェスティバル開催			
事業の趣旨	健康づくりのために必要な正しい知識を普及し、地域における母子保健の向上や疾病予防及び健康の保持増進を図ることを目的とする。		
事業の概要	乳幼児やその家族に対して、各保健福祉センターで保健推進員連絡協議会の主催によりベビーフェスティバルを実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	保健推進員連絡協議会の自主活動で実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

II-3-14 親学び事業 【再掲 I-1-2】			
事業の趣旨	核家族化や情報化の進展等により、人間関係が希薄化していることから、親の役割や子どもとの関わり方を学ぶ「親学び」が必要となっている。		
事業の概要	県教育委員会や小中学校、関係諸団体等と連携・協力し、学年学級懇談会や就学時健診等の学校行事の機会に「親学び講座」を実施し、親学びの普及・啓発をすすめる。		
基準年実績 (平成30年度)	218回		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	生涯学習課	第一期評価	A

II-3-15 母親クラブ育成事業			
事業の趣旨	母親がグループ（母親クラブ）を結成し、親子及び世代間の交流・文化活動、児童養育に関する研修活動等を実施することにより、児童福祉の向上を図る。		
事業の概要	親子及び世帯間の交流、文化活動（親子レクリエーション等）、児童養育に関する研修活動（家庭のしつけに関する研修、健全育成の広報活動等）等。		
基準年実績 (平成30年度)	15団体		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A

II-3-16 児童館の充実 【再掲 III-4-3】			
事業の趣旨	地域における児童健全育成活動の拠点として、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするために各種事業を実施する。		
事業の概要	幼児向け親子サークルや、小中学生を対象とした活動や行事を行う。 (全13館)		
基準年実績 (平成30年度)	13か所、年間利用者：404,128人		
事業目標 (令和6年度)	13か所、年間利用者：460,000人		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A

II-3-17 ミニ児童館の整備 【再掲 III-4-4】			
事業の趣旨	放課後等の小学校高学年の児童や中学生に健全な遊びの機会を与え、その健康増進と情操を豊かにする。		
事業の概要	児童が自主的に活動（遊びや学習）できる場（ミニ児童館）を設置し、児童の自主性及び自立性を高める。		
基準年実績 (平成30年度)	1か所		
事業目標 (令和6年度)	地域コミュニティセンター等の公共施設を活用したミニ児童館を検討する。		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A



II-3-18 児童クラブ育成事業			
事業の趣旨	子どもたちが様々な体験活動によって、お互いの友情と助けあいの精神を養うことができるよう、児童クラブが実施する各種イベント開催を支援する。		
事業の概要	子どもレクリエーション大会、富山子ども大会等		
基準年実績 (平成30年度)	継続実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A

II-3-19 青少年団体育成支援			
事業の趣旨	子どもたちが地域や社会との関わりを通じて自立した大人として成長することができるよう、社会奉仕活動や体験活動等を行う青少年団体の活動支援を行う。		
事業の概要	母親クラブ、児童クラブ、ボーイスカウト、ガールスカウト、青少年育成富山市民会議に対する支援を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	5団体		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A

II-3-20(1) 親子サークルの充実(児童館) 【再掲 I-2-4(1)】			
事業の趣旨	子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図る。		
事業の概要	子どもの遊びの指導や保護者同士の交流、子育て相談を通じ、家庭教育の大切さについて理解を深める。		
基準年実績 (平成30年度)	13か所		
事業目標 (令和6年度)	児童館全館(13か所)で継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A

II-3-20(2) 親子サークルの充実(特定教育・保育施設) 【再掲 I-2-4(2)】			
事業の趣旨	未就園児と保護者を対象に親子サークルを開催し、子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図る。		
事業の概要	週に1、2回親子サークルを開催し、幼児と保護者の登園を受け入れ、幼児期の相談や情報提供、保護者同士の交流の機会の提供等を行い、家庭教育の大切さについて理解を深める取り組みを推進する。		
基準年実績 (平成30年度)	市立保育所22園、市立幼稚園7園、市立認定こども園1園、私立認定こども園43園、私立幼稚園14園で実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課・学校教育課	第一期評価	A

II-3-20 (3) 親子サークルの充実(子育て支援センター) 【再掲 I-2-4 (3)】			
事業の趣旨	子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図る。		
事業の概要	親子サークルを通じて子育て中の保護者や子ども同士の友達づくり及び子育てに関する情報交換の場を提供したり、子育て自主サークルへ出向き、子育ての方法や悩み相談に応じ、地域の子育て家庭に対しきめ細やかな支援を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	14か所		
事業目標 (令和6年度)	継続して実施し、箇所数及び利用者数の増加を目指す。		
担当課	子育て支援センター	第一期評価	A
II-3-21 子育て支援隊事業			
事業の趣旨	子育てに関心があり、子育てボランティアとして市内で活動できる人材を養成講座等の実施により育成し、地域での子育てを支援する意識の啓発に努める。		
事業の概要	子育て支援センター未設置地域に出向き、保護者や家族が子育てに関する知識や情報を得たり、気軽に相談したりできる場を設け、子育てを支援する。また、子育て支援者や子育てボランティアとして活躍できる人材を育成する講座を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	子育てボランティア養成講座：年10回 参加延べ人数279人 子育てボランティア登録者数：67人 子育て支援隊活動：年2回(山田・細入)		
事業目標 (令和6年度)	子育てボランティア養成講座：年10回 参加延べ人数385人 子育てボランティア登録者数：70人 子育て支援隊活動：年2回(山田・細入)		
担当課	子育て支援センター	第一期評価	A
II-3-22 少年指導の強化(街頭補導活動)			
事業の趣旨	青少年の非行防止や健全育成を図る。		
事業の概要	少年補導委員が市内の盛り場や駅、コンビニエンスストア等を巡回し、不良行為等問題行動の早期発見、早期指導(「愛のひと声」かけを基本とする指導)を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	年1,199回		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	少年指導センター	第一期評価	A
II-3-23 青少年を取り巻く環境浄化活動・有害環境の調査 【再掲 III-6-6】			
事業の趣旨	青少年を取り巻く様々な有害環境の的確な把握と関係機関・団体をはじめ、家庭、学校、地域社会が一体となった環境浄化活動の推進に努める。		
事業の概要	少年補導委員や関係機関・団体等と連携をとりながら、書店、溜り場等の調査・点検をし、あわせて営業店主等に青少年の健全育成への配慮をお願いする。		
基準年実績 (平成30年度)	年1回		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	少年指導センター	第一期評価	A



II-3-24 青少年を取り巻く地域環境懇談会の開催 【再掲 III-6-7】			
事業の趣旨	地域における有害環境の現状等について情報収集や意見の交換を行い、環境浄化の関心を高めるとともに、青少年の非行防止や補導活動に対する理解と協力を求める。		
事業の概要	青少年を取り巻く地域の環境問題等について、少年補導委員、小・中学校PTA役員や児童クラブの役員等が話しあい、有害環境の現状等の情報交換や、地域環境問題の意見を共有して、青少年の良好な健全育成環境の確保に努める。		
基準年実績 (平成30年度)	年5回		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	少年指導センター	第一期評価	A
II-3-25 広報・啓発活動・少年指導センターだよりの発行			
事業の趣旨	青少年の非行防止・健全育成に関する市民意識の高揚を図る。		
事業の概要	少年指導センターだよりの発行（年2回 1,600部発行）		
基準年実績 (平成30年度)	年2回		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	少年指導センター	第一期評価	A
II-3-26 広報・啓発活動・啓発リーフレットの作成			
事業の趣旨	青少年の非行防止・健全育成に関する市民意識の高揚を図る。		
事業の概要	啓発用リーフレットの作成（8,000部） （非行防止、環境浄化、相談等）		
基準年実績 (平成30年度)	年8,000部		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	少年指導センター	第一期評価	A
II-3-27 一時保育の拡充			
事業の趣旨	地域における子育て家庭や非定型就労家庭を支援するための、一時保育実施施設の拡充を図る。		
事業の概要	地域における子育て家庭や非定型就労家庭を支援するため、保育施設に入所していない児童について、保護者の都合（仕事や通院、冠婚葬祭等）により家庭で保育ができない場合に一時的に保育を行う一時保育の実施施設の拡充を図る。		
基準年実績 (平成30年度)	62か所		
事業目標 (令和6年度)	68か所		
担当課	こども支援課	第一期評価	A

II-3-28 子育て支援スペース等の活用			
事業の趣旨	保育士への相談や他の保護者と子育てについての話題を共有することによって、孤立感や育児不安の解消を図る。		
事業の概要	地域における子育て家庭を支援するため、保育所に子育てスペースを整備し保育所へ未入所の親子が気軽に訪れ、保育士への相談や他の保護者と子育てについての話題を共有することによって、孤立感や育児不安の解消を図る。		
基準年実績 (平成30年度)	14か所		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	A

II-3-29 「子育て支援センター」の開設			
事業の趣旨	地域における子育て家庭を支援するため、子育て支援センターを整備し、子育て相談事業の充実を図る。		
事業の概要	子育て家庭に対する育児不安等の相談業務や地域の子育てサークル等の育成・指導、子育てに関する情報提供等を行う子育て支援センターを整備する。		
基準年実績 (平成30年度)	14か所		
事業目標 (令和6年度)	17か所		
担当課	こども育成健康課 子育て支援センター	第一期評価	A

II-3-30 子育て支援サービス等の情報提供			
事業の趣旨	子育て支援ガイドブックを作成し、子育て中の保護者への支援及び児童福祉の増進を図る。		
事業の概要	子育て支援ガイドブックを作成し、保育所や幼稚園等の支援の施設の紹介や子育て全般に係る支援策を体系別にわかりやすくまとめ、情報発信を行うことにより、子育て中の保護者への支援及び児童福祉の増進を図る。		
基準年実績 (平成30年度)	25,000部		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	A

II-3-31 世代間交流事業及び地域交流事業の実施			
事業の趣旨	地域での乳幼児や高齢者との交流を活発にし、地域住民が一体となった子育て支援活動の推進に努める。		
事業の概要	子どもとその保護者が地域の伝統行事や世代間交流に関する行事へ参加する機会を提供することにより、地域での乳幼児や高齢者との交流を活発にし、地域住民が一体となった子育て支援活動の推進に努める。		
基準年実績 (平成30年度)	全保育所（園）で継続実施		
事業目標 (令和6年度)	全保育所（園）で継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	A

II-3-32 学校施設等開放の推進			
事業の趣旨	学校体育施設を一般市民の使用に供することにより、健全な団体活動の促進及びスポーツ振興を図り、市民の健康増進に寄与する。		
事業の概要	学校体育施設（体育館、グラウンド）をスポーツ活動の場として開放し、レクリエーション活動、健康増進を図る。		
基準年実績 (平成30年度)	94か所		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	スポーツ健康課	第一期評価	A

II-3-33 孫育てセミナー開催事業			
事業の趣旨	祖父母及びこれから祖父母になる人に、新しい育児方法や情報を提供し、不安を軽減するとともに、子ども理解を向上させることで、子育てを支援していく意識を高める。		
事業の概要	若い世代の子育てを支援していく意識を高め、孫や地域の子ども達の健やかな成長につなげるため祖父母が現代の子育て等に関する知識を得るセミナーを開催する。		
基準年実績 (平成30年度)	年4回、受講者121人		
事業目標 (令和6年度)	年5回、受講者130人		
担当課	子育て支援センター	第一期評価	新規

基本目標Ⅲ 健やかに子どもが育つ環境づくり

現状と課題

母親が健やかに子どもを生き育て、次代を担う子どもたちが心豊かに健康に成長するためには、妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健対策や、学童期・思春期から成人期にかけての保健対策の一層の充実が大切であり、保健・医療・福祉・教育等の分野が連携して総合的に支援を行うとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を見守る環境づくりが求められています。

また、子どもたちが遊びを通して協調性や社会性、たくましく生きる力を得ていく過程の大切さに配慮しながら、生活の基本である、安全で安心して暮らせる住環境や地域環境を社会全体で守っていく必要があります。

さらに、近年の外食産業の発展や食生活の簡素化、ライフスタイルの多様化等、「食」を取り巻く環境や食生活に対する意識が大きく変化する中で、子どもたち一人ひとりが「食」を知り「食」を選ぶ力を習得し、健全な食生活を実践できる人間として育つことが、成長した後の健康な生活や、これからの社会の健全な発展のためにも、大きな意味をもつと考えます。

施策の方向性

Ⅲ-1 母子保健サービスの充実

Ⅲ-1-1 母子健康手帳・ママ手帳の交付

事業の趣旨	健やかな子どもを生き育てるため、妊婦に母子健康手帳・ママ手帳を交付する。		
事業の概要	妊娠届出をした者に、保健福祉センター（子育て世代包括支援センター）で母子健康手帳を交付する。交付する際、併せてママ手帳を配布し、保健師等の専門職が面談を行い妊娠期から子育て期を安心して過ごすための子育てケアプランを作成する。（ママ手帳については、平成30年6月から配布）		
基準年実績 （平成30年度）	3,142冊（全妊婦に交付）		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A



Ⅲ-1-2 (1) 妊産婦健康診査（妊婦健康診査）			
事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるため、妊婦健康診査を医療機関に委託して行う。		
事業の概要	妊婦一般健康診査：14回 妊婦精密健康診査（異常がみられた者）：1回		
基準年実績 （平成30年度）	80.0%		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	B

Ⅲ-1-2 (2) 妊産婦健康診査（産婦健康診査）			
事業の趣旨	産後うつや新生児への虐待予防等を図る。		
事業の概要	医療機関（産科）において、産後2週間と産後1か月の2回、エジンバラ産後うつ質問票等を含む産後健康診査を実施する。		
基準年実績 （平成30年度）	2週間健診：91.5%、1か月健診：97.2%		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	新規

Ⅲ-1-3 (1) 不妊対策事業（特定不妊治療費助成事業）			
事業の趣旨	体外受精及び顕微授精を受けている夫婦に対する特定不妊治療費の助成を行い、当該夫婦の経済的及び精神的負担を軽減する。		
事業の概要	体外受精及び顕微授精による特定不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の助成を行う。		
基準年実績 （平成30年度）	821件		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

Ⅲ-1-3 (2) 不妊対策事業（不妊相談）			
事業の趣旨	安心・安全に妊娠、出産するために、妊娠や不妊に関する知識の普及啓発を行う。		
事業の概要	随時、保健師が相談に応じ、不妊治療に関する適切な情報提供を行う。		
基準年実績 （平成30年度）	603件		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

Ⅲ-1-4 不育症治療費助成事業			
事業の趣旨	不育症の検査や治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担及び精神的負担を軽減し、出産を望む方への支援を行う。		
事業の概要	対象者：不育症検査・治療を受けた夫婦 助成内容：夫婦一組に対して1回の治療につき上限30万円までを限度に助成（不育症の診断にかかる検査から、1回の妊娠を経てヘパリンを主とした治療に至る過程で、医師が認めたもの）		
基準年実績 (平成30年度)	21件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	新規

Ⅲ-1-5 産後ケア事業			
事業の趣旨	産後の母親の身体の回復と心理的な安定を図るとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、健やかな育児ができるように支援する。		
事業の概要	「富山市まちなか総合ケアセンター」内の産後ケア応援室にて、出産退院直後から産後4か月までの母子に対し、デイケア、宿泊等のサービスを提供する中で、心身のケアや育児サポート等を行い、母親自身のセルフケア能力を高め、安心して子育てができるよう支援する。		
基準年実績 (平成30年度)	宿泊 実人数：115人、延べ人数：287人 デイケア 実人数：109人、延べ人数：237人		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	まちなか総合ケアセンター	第一期評価	新規

Ⅲ-1-6 (1) 乳幼児健康診査の実施（乳児一般健康診査）			
事業の趣旨	乳幼児が順調に発育・発達をしているかを確認するとともに、疾病を早期発見し、心身の健全な発達を促す。また親の育児姿勢の確立を支援する。		
事業の概要	医療機関に委託して、乳児期に2回（6か月、9か月頃）、健康診査を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	75.9%		
事業目標 (令和6年度)	80.0%		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	B

Ⅲ-1-6 (2) 乳幼児健康診査の実施（4か月児健康診査）			
事業の趣旨	乳幼児が順調に発育・発達しているかを確認するとともに、疾病を早期発見し、心身の健全な発達を促す。また親の育児姿勢の確立を支援する。		
事業の概要	各保健福祉センターで、乳幼児期に1回（3～4か月）、問診、身体計測、小児科医師による診察、保健指導を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	97.0%		
事業目標 (令和6年度)	100.0%		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	B



Ⅲ-1-6 (3) 乳幼児健康診査の実施 (1歳6か月児健康診査)			
事業の趣旨	心身の発育・発達、運動機能、視聴覚等が順調かどうかを確認するとともに遅滞あるいは障害を早期に発見し、適切な保健指導を行うことにより、乳幼児の健全な発達を促す。また親の育児姿勢の確立を支援する。		
事業の概要	各保健福祉センターで、乳幼児期に1回(1歳6～8か月)、問診、身体計測、小児科医師・歯科医師による診察、唾液検査、心理相談、栄養指導、歯科保健指導、保健指導を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	97.3%		
事業目標 (令和6年度)	100.0%		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	B

Ⅲ-1-6 (4) 乳幼児健康診査の実施 (3歳児健康診査)			
事業の趣旨	心身の発育・発達、運動機能、視聴覚等が順調かどうかを確認するとともに遅滞あるいは障害を早期に発見し、適切な保健指導を行うことにより、乳幼児の健全な発達を促す。また親の育児姿勢の確立を支援する。		
事業の概要	各保健福祉センターで、乳幼児期に1回(3歳6～8か月)、問診、身体計測、尿検査、小児科医師・歯科医師による診察、視力検査、心理相談、栄養指導、歯科保健指導、保健指導を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	96.1%		
事業目標 (令和6年度)	100.0%		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	B

Ⅲ-1-6 (5) 乳幼児健康診査の実施 (休日健診)			
事業の趣旨	平日の受診が難しい保護者に対し休日に健康診査を実施することにより、健診の受診を促す。		
事業の概要	市内に住所を有する幼児(1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の未受診者)に対し、休日に健康診査を年2回実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	2回実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

Ⅲ-1-7 ベイビーボックスプレゼント事業			
事業の趣旨	赤ちゃんの誕生を祝福するとともに、育児の相談や支援のきっかけとする。		
事業の概要	出生届出時に引換券を渡し、各保健福祉センター(子育て世代包括支援センター)で育児用品を詰め合わせたベイビーボックスをプレゼントし、育児等に関する相談に応じる。(平成30年8月から開始)		
基準年実績 (平成30年度)	受取者の割合: 96.1%		
事業目標 (令和6年度)	100.0%		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	新規

Ⅲ-1-8 赤ちゃん教室 【再掲 Ⅲ-2-1】			
事業の趣旨	乳児期の発育発達や疾病予防、栄養等育児についての基本的な知識や情報を提供するとともに、参加者同士の交流により育児不安を軽減し、養育者の育児姿勢の確立を支援する。		
事業の概要	乳児とその家族を対象に、保健福祉センターで実施。 保健師・栄養士・歯科衛生士による講義・グループワークを実施。		
基準年実績 (平成30年度)	716人		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

Ⅲ-1-9 新米パパママ離乳食セミナー			
事業の趣旨	初めて子育てしている父母に対して、離乳食の具体的な進め方や調理について、親子で参加できるセミナーを開催し、調理等の体験学習を通し、離乳食への関心や理解を深め、育児不安の軽減を図る。		
事業の概要	4か月から6か月の乳児を第1子に持つ父母に対して、栄養士による講義及び調理実習を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	年3回開催（参加組数：82組）		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	新規

Ⅲ-1-10 妊婦健康相談事業 【再掲 I-2-2、Ⅳ-1-5】			
事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるため、妊娠期からの支援を行う。		
事業の概要	妊婦の健康相談として、来所相談・電話相談を保健福祉センターで実施。また、保健福祉センターで母子健康手帳発行時には、保健師による面接を実施し、妊娠期からの支援を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	2,163人		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

Ⅲ-1-11 乳幼児健康相談事業 【再掲 I-2-2】			
事業の趣旨	乳幼児及びその保護者等に対し、適切な育児相談を実施することで、心身の健康の保持増進を図る。		
事業の概要	保健福祉センター等で月1～2回実施し、保健師・栄養士・歯科衛生士が相談を受ける。		
基準年実績 (平成30年度)	5,122人		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A



Ⅲ-1-12 こんにちは赤ちゃん事業 【再掲 I-2-2、Ⅳ-1-6】			
事業の趣旨	2～3か月児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行う。		
事業の概要	2～3か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。保健推進員連絡協議会に委託し、不在であった場合は、生後4か月までに看護師訪問、困難事例については保健師訪問で対応する。		
基準年実績 (平成30年度)	2,750人		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

Ⅲ-1-13 妊産婦訪問指導 【再掲 Ⅳ-1-7】			
事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるために、妊産婦に対し健康管理や日常生活指導を行う。		
事業の概要	妊婦一般健康診査票・産婦一般健康診査票により訪問依頼のあった妊産婦や妊娠届出書により把握した支援が必要な妊婦に対し、訪問指導を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	2,877件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

Ⅲ-1-14(1) 乳幼児訪問指導事業(新生児訪問) 【再掲 Ⅳ-1-9】			
事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるために、新生児の保護者に対し、日常生活指導を行うとともに、疾病の予防や異常の早期発見、早期治療を促す。		
事業の概要	出生連絡票により依頼のあったものに対し、訪問指導を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	2,228件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

Ⅲ-1-14(2) 乳幼児訪問指導事業(乳幼児訪問) 【再掲 Ⅳ-1-9】			
事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるために、乳幼児の保護者に対し、日常生活指導を行うとともに、疾病の予防や異常の早期発見、早期治療を促す。		
事業の概要	母子保健事業において、訪問指導が必要と認められた乳幼児に対し、保健師による訪問指導を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	1,270件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

Ⅲ-1-14 (3) 乳幼児訪問指導事業（未熟児訪問） 【再掲 IV-1-9】			
事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるために、未熟児の保護者に対し、日常生活指導を行うとともに、疾病の予防や異常の早期発見、早期治療を促す。		
事業の概要	医療機関からの低体重児・未熟児連絡票等により訪問依頼のあったものに対し、訪問指導を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	393件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

Ⅲ-1-15 産前産後・養育支援訪問事業 【再掲 IV-1-8、IV-1-9】			
事業の趣旨	母子保健事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる乳幼児及び保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言等の専門相談支援や、その他、育児家事援助等必要な支援を行う。		
事業の概要	対象者に対し、専門的相談支援は、保健師や臨床心理士、栄養士等が家庭訪問を実施、育児家事援助についてはヘルパーが実施する。 必要に応じて事例検討会を行う。(育児家事援助については、平成30年11月より実施)		
基準年実績 (平成30年度)	専門的相談支援 実件数：921件、延べ件数：1,587件 育児家事援助 実件数：4件、延べ件数：14件 (育児家事援助については、平成30年11月～平成31年3月31日の実績)		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

Ⅲ-1-16 (1) 幼児むし歯予防事業（よい歯づくり講座）			
事業の趣旨	乳歯のむし歯は進行が速いため、初期からの予防策として実施する。		
事業の概要	フッ化物塗布を希望する保護者に対し、フッ化物塗布を行う前に、むし歯予防を含めた健康教育を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	517人		
事業目標 (令和6年度)	3歳児健康診査において、う蝕のない者の割合の増加 (健康プラン21の目標値 令和3年度：85.0%)		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

Ⅲ-1-16 (2) 幼児むし歯予防事業（フッ化物塗布）			
事業の趣旨	乳歯のむし歯は進行が速いため、初期からの予防策として実施する。		
事業の概要	フッ化物塗布を希望する幼児に対し、歯科検診とむし歯予防を含めた健康教育を行うとともにフッ化物塗布を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	1,601人		
事業目標 (令和6年度)	3歳児健康診査において、う蝕のない者の割合の増加 (健康プラン21の目標値 令和3年度：85.0%)		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A



Ⅲ-1-16 (3) 幼児むし歯予防事業（幼児歯科健診事業）			
事業の趣旨	幼児期から歯の大切さを意識し、予防策を習慣化することにより生涯を通じた口腔の健康保持を図ることを目的とする。		
事業の概要	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査において歯科医師、歯科衛生士による健診と指導を実施する。		
基準年実績 （平成30年度）	30.3%		
事業目標 （令和6年度）	35.0%		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

Ⅲ-1-17 妊婦歯科健康診査事業			
事業の趣旨	妊婦は妊娠に伴う生理的変化により、むし歯や歯周病になりやすく、また、妊娠初期は胎児の歯の形成期でもあり、妊婦自身と生まれてくる乳児の歯科保健の向上を図ることを目的として歯科健診を実施する。		
事業の概要	母子健康手帳交付時に受診票を交付し、妊娠期間中に1回、富山市内歯科医療機関で実施する。		
基準年実績 （平成30年度）	継続実施		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

Ⅲ-1-18 地区健康づくり推進会議			
事業の趣旨	地区住民と協働して、地域の健康づくりに取り組み、個人の健康を支え守る環境づくりを推進する。		
事業の概要	地区の関係団体等の代表者に、地域の健康指標について情報提供し、健康課題を共有する。また、健康課題について話しあい、協働で地域の健康づくりを推進する（全地区で年1～2回開催）。		
基準年実績 （平成30年度）	78地区で実施		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	保健所地域健康課	第一期評価	A

Ⅲ-1-19 育成医療			
事業の趣旨	障害児（身体に障害のある者に限る。）の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療の給付を行う。		
事業の概要	身体障害児に対する医療の給付。手術等により確実な治療効果が期待できる場合、医療費を公費負担する。		
基準年実績 （平成30年度）	119件		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	A

Ⅲ-1-20 療育医療			
事業の趣旨	結核にかかっている児童に対し、適切な治療を行うとともに、療育生活の指導を行い、児童の健全育成を図る。		
事業の概要	結核にかかっている児童で長期入院を必要とする者に対する医療費、日用品、学習品費の給付。		
基準年実績 (平成30年度)	0件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	A

Ⅲ-1-21 小児慢性特定疾病医療助成費			
事業の趣旨	小児期に小児がんなどの特定の疾病に罹患し、長期間の療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、患児家族の医療費の負担軽減を行う。		
事業の概要	小児慢性特定疾病患者に対して、適切な治療が受けられるよう、医療費を公費により負担する。平成27年1月に児童福祉法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、自立支援員の配置や医師等による療育相談、ピアカウンセリングなどを実施する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業や、患者データをシステム入力し研究へ活用する小児慢性特定疾病対策適正化事業を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	303件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	A

Ⅲ-1-22 家族計画相談 【再掲 Ⅰ-2-2】			
事業の趣旨	母子保護の立場から健やかな子どもを生き育てるための相談を行うとともに、命の尊さ、生命倫理についての啓発を図る。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の開設（来所相談、電話相談、家庭訪問等での相談） ・啓発パンフレットの配布 ・指導員の育成 		
基準年実績 (平成30年度)	1,641件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	A

Ⅲ-1-23 遺伝相談事業 【再掲 Ⅰ-2-2】			
事業の趣旨	母子保護の立場から健やかな子どもを生き育てるための相談を行うとともに、命の尊さ、生命倫理についての啓発を図る。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の開設（来所相談、電話相談、家庭訪問等での相談） ・遺伝相談担当医師によるカウンセリング ・啓発パンフレットの配布 		
基準年実績 (平成30年度)	174件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	A



Ⅲ-1-24 (1) 予防接種 (BCG)			
事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。		
事業の概要	対象者は生後1歳に至るまでの乳幼児。標準的な接種期間は生後5か月から8か月までに接種。生後2か月となる月の上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	接種率：99.0%		
事業目標 (令和6年度)	接種率：99.5%		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	B
Ⅲ-1-24 (2) 予防接種 (日本脳炎)			
事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。		
事業の概要	<p>第1期：対象者は生後6か月から90か月に至るまでの乳幼児、児童。標準的な接種期間は初回：3歳。追加：4歳。初回は3歳となる月の上旬、追加は4歳となる月の上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。</p> <p>第2期：対象者は9歳以上13歳未満の児童・生徒。標準的な接種期間は9歳頃。9歳となる月の上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。</p>		
基準年実績 (平成30年度)	第1期：101.4%、第2期：69.9%		
事業目標 (令和6年度)	第1期：100.0%、第2期：75.0%		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	B
Ⅲ-1-24 (3) 予防接種 (ジフテリア・破傷風)			
事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。		
事業の概要	対象者は11歳以上13歳未満の児童・生徒。標準的な接種期間は11歳頃。11歳となる月の上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	接種率：82.1%		
事業目標 (令和6年度)	接種率：83.0%		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	B

Ⅲ-1-24 (4) 予防接種 (麻しん風しん)			
事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。		
事業の概要	第1期：対象者は生後12か月から24か月に至るまでの幼児。標準的な接種期間は1歳3か月頃まで。初回は1歳となる月の上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。 第2期：対象者は5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間の児童。標準的な接種期間は4月から6月頃。6歳となる年度の4月の上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	第1期：98.7%、第2期：94.6%		
事業目標 (令和6年度)	第1期：99.0%、第2期：95.0%		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	B

Ⅲ-1-24 (5) 予防接種 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)			
事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。		
事業の概要	対象者は生後3か月から90か月に至るまでの乳幼児、児童。標準的な接種期間は初回：生後3か月から12か月までに接種。追加：初回終了後12か月から18か月までに接種。生後2か月となる月の上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	接種率：99.3%		
事業目標 (令和6年度)	接種率：99.3%		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	B

Ⅲ-1-24 (6) 予防接種 (ヒブ)			
事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。		
事業の概要	対象者は生後2か月から60か月に至るまでの乳幼児。標準的な接種期間は初回：生後2か月から7か月までに開始。追加：初回終了後7か月から13か月までに接種。生後2か月となる月の上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	接種率：97.5%		
事業目標 (令和6年度)	接種率：98.0%		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	C



Ⅲ-1-24 (7) 予防接種（小児肺炎球菌）			
事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。		
事業の概要	対象者は生後2か月から60か月に至るまでの乳幼児。標準的な接種期間は初回：生後2か月から7か月までに開始。追加：生後12か月から15か月までに接種。生後2か月となる月の月上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。		
基準年実績 （平成30年度）	接種率：99.5%		
事業目標 （令和6年度）	接種率：99.5%		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	C

Ⅲ-1-24 (8) 予防接種（ヒトパピローマウイルス感染症）			
事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。		
事業の概要	対象者は小学6年生から高校1年生に相当する年齢になる年度の女性。標準的な接種は中学校1年生。平成25年6月より積極的勧奨（接種券を個別送付）を差し控えているが、希望者には個別送付を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。		
基準年実績 （平成30年度）	168人（積極的勧奨差し控えのため接種人数を掲載）		
事業目標 （令和6年度）	前年度を上回る接種人数		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	B

Ⅲ-1-24 (9) 予防接種（水痘）			
事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。		
事業の概要	対象者は生後12か月から36か月に至るまでの乳幼児。標準的な接種期間は1回目：生後12か月から15か月までに接種。2回目：1回目終了後6か月から12か月までに接種。生後12か月となる月の月上旬に積極的勧奨（接種券を個別送付）を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。		
基準年実績 （平成30年度）	接種率：97.3%		
事業目標 （令和6年度）	接種率：97.5%		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	B

Ⅲ-1-24 (10) 予防接種 (B型肝炎)			
事業の趣旨	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。		
事業の概要	対象者は生後1歳に至るまでの乳幼児。標準的な接種期間は生後2か月から9か月までに接種。生後2か月となる月の月上旬に積極的勧奨(接種券を個別送付)を行い、委託医療機関で当該予防接種を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	接種率：98.1%		
事業目標 (令和6年度)	接種率：98.5%		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	新規

Ⅲ-1-25 妊産婦医療費助成事業			
事業の趣旨	妊産婦に対し医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と適正な医療の確保を図り、母子保健の向上と福祉の増進に寄与する。		
事業の概要	対象疾病：妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患、切迫早産 助成内容：対象疾病にかかる保険診療の自己負担分(食事療養費は除く) 助成方法：現物給付(ただし、県外の診療は償還払い。)		
基準年実績 (平成30年度)	受給資格者数：430人、助成額：38,147千円		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	A

Ⅲ-1-26 こども医療費助成事業 【再掲 IV-4-5】			
事業の趣旨	保護者に対し子どもの医療費を助成することにより、子どもの健やかな成長を図り、子どもの福祉の増進に寄与する。		
事業の概要	助成対象：0歳～中学3年生 助成内容：保険診療の自己負担分(食事療養費は除く) 助成方法：現物給付(ただし、0歳児の県外診療及び1歳からの富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町以外の診療は償還払い。)		
基準年実績 (平成30年度)	受給資格者数：51,183人、助成額：1,414,696千円		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	A

Ⅲ-1-27 未熟児養育医療費助成事業			
事業の趣旨	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、必要な医療の給付を行う。		
事業の概要	対象者：出生時体重が2,000g以下等の未熟児 給付内容：入院治療に要する医療費の自己負担分(食事療養費を含む) 負担金：扶養義務者世帯の市町村民税額に応じ、負担金を徴収		
基準年実績 (平成30年度)	受給者数：45人、助成額：12,544千円		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	A



Ⅲ-1-28 子育て世代包括支援センター【再掲 I-2-1】			
事業の趣旨	保健福祉センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対して、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行う切れ目ない支援体制を構築する。 (平成27年10月に設置)		
事業の概要	安心して妊娠・出産・子育てができるよう母子健康手帳の交付をはじめ、健康相談や育児に対する相談等を行い、必要に応じて関係機関と連携を図るなどの支援を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	対応件数：9,604件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	新規

Ⅲ-1-29 関係機関等連携会議（切れ目ない子育て支援体制構築事業）			
事業の趣旨	全ての妊産婦等が安心して妊娠・出産・子育てを行い、子どもが健やかに育つような環境を整備するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。		
事業の概要	医療機関や関係機関等と連携会議を開催し、総合的な相談支援の実施に向けて支援体制の強化等を協議する。		
基準年実績 (平成30年度)	年2回開催		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	新規

Ⅲ-1-30 新生児聴覚検査【再掲 IV-3-10】			
事業の趣旨	聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施する。		
事業の概要	新生児聴覚検査の受診勧奨や受診状況の確認、要支援児とその保護者に適切な指導援助を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	新生児聴覚検査受検率：99.8%（富山県調査）		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	新規

Ⅲ-1-31 ウェルカムベイビーおむつ事業			
事業の趣旨	第3子以降に誕生した赤ちゃんに対し、お祝い品のおむつを贈ることで、多子世帯の子育てを応援するもの。		
事業の概要	出生の時から富山市に住民登録がある、第3子以降の赤ちゃんを対象とする。		
基準年実績 (平成30年度)	428件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	新規

Ⅲ-1-32 助産師ほっとライン（ママサポートダイヤル事業） 【再掲 I-2-11】			
事業の趣旨	妊産婦が、妊娠や出産に関する不安や悩みについて、助産師に気軽に相談することで、安心して育児に取り組むことができるよう妊産婦の不安の軽減や産後うつ等の予防を図るもの。		
事業の概要	産前産後の体調や授乳などに関する電話相談に産後ケア応援室の助産師が年末年始を除き24時間、必要な助言等を行う。（令和元年7月から実施）		
基準年実績 （平成30年度）	—		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども育成健康課・ まちなか総合ケアセンター	第一期評価	新規

Ⅲ-2 「食育」の推進

Ⅲ-2-1 赤ちゃん教室 【再掲 Ⅲ-1-8】			
事業の趣旨	乳児期の発育発達や疾病予防、栄養等育児についての基本的な知識や情報を提供するとともに、参加者同士の交流により育児不安を軽減し、養育者の育児姿勢の確立を支援する。		
事業の概要	乳児とその家族を対象に、保健福祉センターで実施。 保健師・栄養士・歯科衛生士による講義・グループワークを実施。		
基準年実績 （平成30年度）	716人		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

Ⅲ-2-2 食を通じた子どもの健全育成事業			
事業の趣旨	生活習慣病を予防するために、子どものころから望ましい生活習慣を身につける。		
事業の概要	乳幼児健診や乳幼児健康相談時に来所している保護者に対して、朝食の簡単メニューを紹介し、朝食の大切さを啓発する。		
基準年実績 （平成30年度）	継続実施		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A



Ⅲ-2-3 学校等における食育の推進			
事業の趣旨	子どもたちが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために食育の推進を図るもの。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人富山市学校給食会が主催する食材に関する体験学習会を支援し、子どもたちの食に対する理解を深める。 ・給食を食育に関する教材として活用できるよう行事食や郷土料理、その他食育のテーマに沿った給食を実施する。 ・学校給食に地場産野菜を積極的に使用し、子どもたちの地域への理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む。 		
基準年実績 (平成30年度)	食材に関する体験学習会の開催：年13回 地場産野菜の使用品目数：39品目		
事業目標 (令和6年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・食材に関する体験学習会の開催：年20回 ・食育に関する教材としての給食実施回数の増加 ・地場産野菜の使用品目数：40品目 		
担当課	学校保健課	第一期評価	A

Ⅲ-2-4 保育施設における食育の推進			
事業の趣旨	豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる体験を通して食への関心を育み「食を営む力」の基礎を培うよう努める。		
事業の概要	食育に関する年間計画より毎月のテーマを決め、食材の実物や掲示資料等を通して、子どもたち・保護者等に啓発する。		
基準年実績 (平成30年度)	全保育所、認定こども園		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	A

Ⅲ-2-5 食を通じた親子ふれあい交流事業			
事業の趣旨	乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間関係の形成・家族関係づくりによる心の健全育成を図る。		
事業の概要	給食参観にあわせて、親子で一緒に食事をし、食育に関する指導をする。		
基準年実績 (平成30年度)	継続実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	A

Ⅲ-3 小児医療の充実

Ⅲ-3-1 周産期救急医療協力体制の整備			
事業の趣旨	安心して子どもを生み、育てることができる環境の促進を図るために、小児医療の体制を整備する。		
事業の概要	平成8年10月に、県立中央病院内に、妊娠期から出産、新生児等に対し、一貫して高度専門的医療を提供できる母子医療センターが開設され、これにあわせ、新生児医療協力病院の空床、搬送、手術等の情報を登録、照会できる「周産期救急情報システム」が稼働し、「周産期救急医療協力体制」が整備された。周産期救急患者に適切な医療を提供するとともに、救急時に搬送先医療機関が迅速に確保されるよう、母子医療の充実に努める。		
基準年実績 (平成30年度)	継続実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	市民病院経営管理課	第一期評価	A
Ⅲ-3-2 富山市・医師会急患センターの運営			
事業の趣旨	富山市・医師会急患センターの運営		
事業の概要	休日・夜間の医療機関の休診時に、応急の初期救急診療として、富山市・医師会急患センターの運営を行う。(指定管理者である公益社団法人富山市医師会が運営)		
基準年実績 (平成30年度)	1か所		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	福祉政策課	第一期評価	A



Ⅲ-4 遊び環境の整備

Ⅲ-4-1 複合遊具の整備			
事業の趣旨	子どもたちに魅力ある公園整備を図る。		
事業の概要	子どもたちの多様な遊びや新たな遊びを創造できる複合機能をもった公園遊具の設置に努める。		
基準年実績 (平成30年度)	継続実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	公園緑地課	第一期評価	B
Ⅲ-4-2 世代間交流の場としての公園整備			
事業の趣旨	子どもから高齢者まで利用できる世代間交流の場として公園整備を図る。		
事業の概要	公園ごとの特色や機能分担に配慮した子どもから高齢者まで利用できる世代間交流の場としての公園の整備促進に努める。		
基準年実績 (平成30年度)	5公園		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	公園緑地課	第一期評価	A
Ⅲ-4-3 児童館の充実 【再掲 Ⅱ-3-16】			
事業の趣旨	地域における児童健全育成活動の拠点として、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするために各種事業を実施する。		
事業の概要	幼児向け親子サークルや、小中学生を対象とした活動や行事を行う。 (全13館)		
基準年実績 (平成30年度)	13か所、年間利用者：404,128人		
事業目標 (令和6年度)	13か所、年間利用者：460,000人		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A
Ⅲ-4-4 ミニ児童館の整備 【再掲 Ⅱ-3-17】			
事業の趣旨	放課後等の小学校高学年の児童や中学生に健全な遊びの機会を与え、その健康増進と情操を豊かにする。		
事業の概要	児童が自主的に活動(遊びや学習)できる場(ミニ児童館)を設置し、児童の自主性及び自立性を高める。		
基準年実績 (平成30年度)	1か所		
事業目標 (令和6年度)	地域コミュニティセンター等の公共施設を活用したミニ児童館を検討する。		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A

Ⅲ-4-5 子どもかがやき教室（放課後子ども教室）の開設 【再掲 Ⅱ-3-3】			
事業の趣旨	次代を担う心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、小学校区ごとに学校や社会教育施設を活用しながら、子どもたちの居場所を確保し、地域の人々の教育力を結集して、放課後や学校休業日におけるスポーツや文化活動等の様々な体験・交流活動を実施する。		
事業の概要	希望するすべての小学校区において、子どもたちの安全で安心な居場所として学校や公民館等を活用し、地域ぐるみによる健全育成を推進する。		
基準年実績 (平成30年度)	開設箇所：44か所		
事業目標 (令和6年度)	開設箇所の拡充 50か所（第2期市教育振興基本計画において、令和5年度末までに50か所の開設を目標としている。）		
担当課	生涯学習課	第一期評価	B

Ⅲ-5 住環境の整備

Ⅲ-5-1 低廉で良質な市営住宅の供給			
事業の趣旨	安心して子育てができる低廉で良質な住宅を確保するため、老朽化した住宅を建て替えて供給する。		
事業の概要	老朽化した団地建替事業を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	40戸整備中（平成30年度～令和2年度継続事業）		
事業目標 (令和6年度)	96戸		
担当課	市営住宅課	第一期評価	A

Ⅲ-5-2 市営住宅における母子世帯向け住宅の供給			
事業の趣旨	母子世帯に対しては、福祉施策の観点から居住安定のための施策展開が望まれることから、市営住宅において母子世帯向けの住宅確保に努める。		
事業の概要	9団地の43戸を母子世帯向けの特定目的住宅に指定し、母子世帯に限定して提供する。		
基準年実績 (平成30年度)	9団地（43戸）		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	市営住宅課	第一期評価	A



Ⅲ-6 安全でやさしいまちづくり

Ⅲ-6-1 幼児・児童交通安全教室の開催			
事業の趣旨	幼児・児童の交通安全教育指導を行い、必要な交通安全ルールの体得と交通安全意識の定着を促進する。		
事業の概要	保育所・幼稚園において、小学校への徒歩登校を前提とした基本的な交通ルールを学ぶ交通安全教室を開催する。		
基準年実績 (平成30年度)	年118回		
事業目標 (令和6年度)	年125回		
担当課	生活安全交通課	第一期評価	B
Ⅲ-6-2 自主防犯組織の育成・支援			
事業の趣旨	安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を行う自主防犯組織に対し、活動に要する経費の一部補助等を行うことで、地域住民等が主体となった防犯活動を促進する。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に要する経費の一部補助 結成時補助：基本額30,000円、限度額50,000円 活動補助：年間30,000円 ・研修会の開催 年1回 市内4警察署管内ごと開催 		
基準年実績 (平成30年度)	163組織		
事業目標 (令和6年度)	187組織		
担当課	生活安全交通課	第一期評価	B
Ⅲ-6-3 自主防災組織の育成			
事業の趣旨	「自分たちのまちは自分たちで守る」との意識に基づき、地域住民が主体となって自然災害に対して防災活動を行う自主防災組織の結成を促すとともに、その活動を支援し、安全で安心なまちづくりを推進する。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・活動等に対する支援 防災訓練補助：1回につき上限1万円、1組織年度4回まで 防災資機材補助：一般資機材限度額30万円、1組織1回限り 防災士養成研修の受講料の一部負担 地域の防災リーダー研修会の開催 防災士の派遣による地域の防災リーダー育成講習の実施 市職員による出前講座 		
基準年実績 (平成30年度)	自主防災組織の結成率：67.2%		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	防災対策課	第一期評価	新規

Ⅲ-6-4 交通安全施設の整備			
事業の趣旨	防護柵や道路反射鏡等の整備を進め、歩行者の安全を守る。		
事業の概要	用水や見通しの悪い交差点等、危険箇所に対し防護柵や道路反射鏡を整備することにより、転落事故や衝突事故を防止し、歩行者や車両の安全確保と道路の有効利用を図る。		
基準年実績 (平成30年度)	防護柵：延長530m 反射鏡：64基新設、交通安全灯：0か所		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	道路整備課	第一期評価	B

Ⅲ-6-5 安全で潤いのある公園等の整備			
事業の趣旨	子どもにとって、安全で潤いのある公園等の整備を図る。		
事業の概要	子どもにとって、安全で潤いのある公園、道路、水辺環境等の整備に努める。		
基準年実績 (平成30年度)	5公園		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	公園緑地課	第一期評価	A

Ⅲ-6-6 青少年を取り巻く環境浄化活動・有害環境の調査 【再掲 Ⅱ-3-23】			
事業の趣旨	青少年を取り巻く様々な有害環境の的確な把握と関係機関・団体をはじめ、家庭、学校、地域社会が一体となった環境浄化活動の推進に努める。		
事業の概要	少年補導委員や関係機関・団体等と連携をとりながら、書店、溜り場等の調査・点検をし、あわせて営業主等に青少年の健全育成への配慮をお願いする。		
基準年実績 (平成30年度)	年1回		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	少年指導センター	第一期評価	A

Ⅲ-6-7 青少年を取り巻く地域環境懇談会の開催 【再掲 Ⅱ-3-24】			
事業の趣旨	地域における有害環境の現状等について情報収集や意見の交換を行い、環境浄化の関心を高めるとともに、青少年の非行防止や補導活動に対する理解と協力を求める。		
事業の概要	青少年を取り巻く地域の環境問題等について、少年補導委員、小・中学校PTA役員や児童クラブの役員等が話しあい、有害環境の現状等の情報交換や、地域環境問題の意見を共有して、青少年の良好な健全育成環境の確保に努める。		
基準年実績 (平成30年度)	年5回		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	少年指導センター	第一期評価	A



Ⅲ-7 青少年期の心と身体の健康づくり

Ⅲ-7-1 (1) 思春期個別相談 (思春期個別相談)			
事業の趣旨	思春期の男女の健康なライフスタイルの確立と母性の保持増進を図る。		
事業の概要	思春期等の男女の保健・医学的な相談に応じるとともに、保健知識の普及啓発を図り、思春期男女の健康の保持増進を図る。		
基準年実績 (平成30年度)	153件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A
Ⅲ-7-1 (2) 思春期個別相談 (人工妊娠中絶率の低下)			
事業の趣旨	思春期の男女の健康なライフスタイルの確立と母性の保持増進を図る。		
事業の概要	思春期等の男女の保健・医学的な相談に応じるとともに、保健知識の普及啓発を図ることによって、母体に大きく影響を及ぼす人工妊娠中絶数を減らし、思春期男女の健康の保持増進を図る。		
基準年実績 (平成30年度)	2.4 (平成29年度母体保護年報 13~19歳 人口千対)		
事業目標 (令和6年度)	人工妊娠中絶率の低下		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A
Ⅲ-7-2 (1) いきいき健康教室 (小学4年生)			
事業の趣旨	未成年者の喫煙・飲酒の開始や習慣化の予防対策として、「いきいき健康教室」を開催し、望ましい生活習慣の確立を促すとともに、学校や家庭等における健康づくりを推進する。		
事業の概要	市内の小学4年生に対して、保健師が たばこの害 (受動喫煙の害も含む) についての講義、グループワーク、ロールプレイ等を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	76.6% (H28調査)		
事業目標 (令和6年度)	将来絶対にたばこを吸わないと考える小学生の増加 (100%)		
担当課	保健所地域健康課	第一期評価	B
Ⅲ-7-2 (2) いきいき健康教室 (中学1年生)			
事業の趣旨	未成年者の喫煙・飲酒の開始や習慣化の予防対策として、「いきいき健康教室」を開催し、望ましい生活習慣の確立を促すとともに、学校や家庭等における健康づくりを推進する。		
事業の概要	市内の中学1年生に対して、保健師が たばこの害 (受動喫煙の害も含む)、飲酒の害についての講義、グループワーク、ロールプレイ等を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	79.6% (H28調査)		
事業目標 (令和6年度)	将来絶対にたばこを吸わないと考える中学生の増加 (100%)		
担当課	保健所地域健康課	第一期評価	B

Ⅲ-7-3 精神保健福祉相談・心のケア相談			
事業の趣旨	精神的なストレスによる心身の不調の早期対応や社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るとともに、家族や地域住民のこころの健康の保持向上を図る。		
事業の概要	こころの悩みのある人やその家族などを対象に、精神科医師や精神保健福祉相談員等の専門職による相談を予約制で実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	月2回		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	A

Ⅲ-7-4 ひきこもりに関する電話・面接相談			
事業の趣旨	ひきこもりの本人や家族等からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行い、相談内容に応じて関係機関へつなぐ。また、関係機関との調整等必要な援助を行い、ひきこもりの本人やその家族のこころの健康の保持向上を図る。		
事業の概要	ひきこもりの本人やその親、家族が気軽に相談できるよう精神保健福祉相談員等が随時対応する。		
基準年実績 (平成30年度)	年194件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	A

Ⅲ-7-5 (1) エイズ等対策事業(エイズ・性感染症の健康教育)			
事業の趣旨	エイズのまん延防止及び疾患に対する誤解・偏見をなくすための正しい知識の普及啓発を図る。また、HIV抗体検査ならびにクラミジア抗体検査を実施し、HIV感染症ならびに性器クラミジア感染症等を早期に発見し、早期治療を図る。		
事業の概要	世界エイズデー(12月1日)前後に、パンフレットの街頭配布や学園祭等でのブース設置普及キャンペーン、若年層(高校、専門学校、大学等)を中心としたエイズ・性感染症の健康教育を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	年55回		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	A

Ⅲ-7-5 (2) エイズ等対策事業(HIV・エイズ・性感染症相談、抗体検査)			
事業の趣旨	エイズのまん延防止及び疾患に対する誤解・偏見をなくすための正しい知識の普及啓発を図る。また、HIV抗体検査ならびにクラミジア抗体検査を実施し、HIV感染症ならびに性器クラミジア感染症等を早期に発見し、早期治療を図る。		
事業の概要	HIV抗体検査を保健所で毎週1回通常検査、月1回迅速検査を毎年実施。それ以外に世界エイズデー(12月1日)前後、エイズ検査普及週間(6月1日～7日)に夜間・休日HIV相談・性感染症相談、抗体検査を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	相談:529件、検査:300件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	A



Ⅲ-7-5 (3) エイズ等対策事業（性感染症（クラミジア）相談、抗体検査）			
事業の趣旨	エイズのまん延防止及び疾患に対する誤解・偏見をなくすための正しい知識の普及啓発を図る。また、HIV抗体検査ならびにクラミジア抗体検査を実施し、HIV感染症ならびに性器クラミジア感染症等を早期に発見し、早期治療を図る。		
事業の概要	HIV抗体検査の追加検査として希望者に対しクラミジア抗体検査を保健所で毎週1回通常検査を通常実施。それ以外に世界エイズデー（12月1日）前後、エイズ検査普及週間（6月1日～7日）に夜間性感染症（クラミジア）相談、抗体検査を実施する。		
基準年実績 （平成30年度）	検査：211件		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	保健所保健予防課	第一期評価	A

Ⅲ-7-6 学習支援事業 【再掲 I-3-2】			
事業の趣旨	生活保護世帯等の子どもが、高等学校等へ進学し充実した学校生活を送ることを通じて、将来への希望を持って就学・就労できるよう支援する。		
事業の概要	生活保護世帯等の子ども及び児童養護施設に入所している子どもを支援するため、家庭相談員が家庭を訪問し、学力を身に付ける必要性を伝え、学習の実態を把握するとともに、学習支援員が子どもたちの学習支援を継続的に行う。		
基準年実績 （平成30年度）	被支援者数：36人（休止・廃止を含む）		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	生活支援課	第一期評価	A

Ⅲ-7-7 総合型スポーツクラブの育成事業			
事業の趣旨	自発的、自主的な活動を基本理念とする総合型スポーツクラブの育成を行う。		
事業の概要	子どもから高齢者までが集い、年齢・体力にあったスポーツ活動が手軽に楽しめる総合型スポーツクラブの支援を行う。		
基準年実績 （平成30年度）	会員数：10,360人		
事業目標 （令和6年度）	会員数：12,000人		
担当課	スポーツ健康課	第一期評価	C

Ⅲ-7-8 スポーツ少年団育成事業			
事業の趣旨	少年団活動を通じ、少年の発育、発達に応じた心身の健全な育成と地域スポーツ少年団活動の活性化を図る。		
事業の概要	日本スポーツ少年団の理念のもと、野球、バレーボール、サッカー、剣道等のスポーツ活動に加え、野外活動、レクリエーション活動、社会活動、奉仕活動を実施する。		
基準年実績 （平成30年度）	登録団員数：2,162人		
事業目標 （令和6年度）	登録団員数：2,600人		
担当課	スポーツ健康課	第一期評価	C

Ⅲ-7-9 親子トレッキング事業			
事業の趣旨	親子による立山周辺でのトレッキングを通じ、自然の大切さ、歩くことの素晴らしさを体感し、歩くスポーツの習慣化を図る。		
事業の概要	市内の小中学生とその保護者が実施する、宿泊を伴うトレッキングに要する経費に対し、補助金を交付する。		
基準年実績 (平成30年度)	—		
事業目標 (令和6年度)	親子50組(100人)		
担当課	スポーツ健康課	第一期評価	新規

Ⅲ-7-10 専門医制度運営事業			
事業の趣旨	子どもたちの健康を取り巻く環境が多様化、専門化しているなか、学校保健に関する様々な課題に対して、学校と家庭、地域の保健機関が連携して対応ができるよう必要な支援を行う。		
事業の概要	産婦人科医、精神科医、整形外科医の専門医を学校に派遣し、教職員、保護者または生徒を対象に講話等による集団指導や面接による個別指導を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	集団指導：年41回 個別指導：年7回		
事業目標 (令和6年度)	指導回数の増加		
担当課	学校保健課	第一期評価	C

Ⅲ-7-11 小児生活習慣病予防対策事業			
事業の趣旨	小児期の生活習慣病の実態を正しく理解するとともに、保護者との連携により、日常生活における食事や運動不足等を改善させることにより、子どもたちの生活習慣病の予防・改善を図る。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・小学4年生、中学1年生、前年度検診において要医療または経過観察の判定を受けた児童生徒を対象にすこやか検診（コレステロール値の測定等を行う検診）を実施し、要医療と判定された児童生徒に対して医療機関への受診を勧奨する。 ・すこやか検診において、要医療、経過観察または生活指導と判定された児童生徒及びその保護者に対し、すこやか教室（専門医、栄養士による個別相談指導や運動指導員による運動指導等）を実施する。 		
基準年実績 (平成30年度)	受診率：91.6% 受講率：13.1%		
事業目標 (令和6年度)	健康な（要医療・経過観察の判定を受けていない）児童生徒の割合を93%以上に増やす。		
担当課	学校保健課	第一期評価	C



Ⅲ-7-12 適応指導教室			
事業の趣旨	不登校児童生徒が、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、支援活動を行う。		
事業の概要	豊田・婦中にある適応指導教室において、学習やスポーツ、遊び、その他体験的な活動を行っている。また、臨床心理士や教育指導員が本人や保護者の不安に寄り添い、心の安定を図っている。		
基準年実績 (平成30年度)	2か所(豊田:20人 婦中:17人)		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	教育センター	第一期評価	A

Ⅲ-7-13 DV防止の意識啓発と被害者支援の取り組み			
事業の趣旨	配偶者等からの暴力(DV)の根絶に向けた意識啓発と、関係機関と連携したきめ細やかなDV被害者支援への取り組みを進める。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口案内カード等の作成・配付 ・富山市ホームページ、広報とやま等による相談窓口の情報提供 ・富山市出前講座の実施 ・相談窓口担当者等研修会の実施 		
基準年実績 (平成30年度)	継続実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	男女参画・市民協働課	第一期評価	A

基本目標Ⅳ 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援

現状と課題

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・多様化しており、社会的養護や支援を必要とする子どもや子育て家庭の早期発見・早期支援に取り組むことが重要となっています。このため、母子健康手帳の交付時などの、妊娠早期から関わるとともに、妊婦や親子が発信する様々なサインを受け止め、子育てに寄り添う支援が求められています。

また、子どもの貧困問題への対応は喫緊の課題となっています。貧困世帯で育つ子どもは、学習や進学、医療、食事など様々な面で不利な状況に置かれ、将来も貧困から抜け出せない「貧困の連鎖」となる傾向にあるといわれています。

こうした状況からも、経済的困窮にある世帯の子どもや親に対する経済的支援や就労支援対策等を推進することが重要です。

また、社会的養護を必要とする子ども一人ひとりが生きがいのある生活を送ることができるよう、社会活動や文化活動への参加機会の拡大を図る必要があります。

市や関係機関が地域のボランティア等と連携し、子育て世代の親を孤立させないような地域づくりに努め、社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭へ支援の手を差し伸べられる施策を推進します。

施策の方向性

Ⅳ-1 要保護児童等の支援

Ⅳ-1-1 富山市要保護児童対策地域協議会の運営			
事業の趣旨	要保護児童等の早期発見及び適切な保護、または要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るための情報交換を行い、支援内容に関する協議を行う。		
事業の概要	児童福祉法及び富山市要保護児童対策地域協議会運営要綱等に基づき、要保護児童等の発見から支援までのスムーズな連携を図る。 要保護児童等の情報交換と支援について関係機関との調整、協議を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	代表者会議：1回開催 実務者会議（ネットワーク作り会議）：1回開催 実務者会議（ケース進行管理）：28回開催 ケース検討会議：随時開催		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A



IV-1-2 保育所等出前相談事業			
事業の趣旨	保育所等で気になる親子に対して臨床心理士の助言を受けながら、早期に保育者が関わり、親の不安の解消、子への適切な関わり、親子関係の修復を図ることで虐待の未然防止や早期発見及び子育て支援を行う。		
事業の概要	保育士や保護者からの個別相談や電話相談、小グループでの子育て相談会、講演会を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	個別相談：4件、電話相談：0件、講演数：0回		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A

IV-1-3 児童虐待防止の啓発			
事業の趣旨	一般の人々の児童虐待防止への関心を高めることにより、虐待から子どもを守る社会を構築するとともに、地域と関係機関が連携し、児童虐待に対する早期発見・早期対応体制の充実強化を図る。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・広報とやま年1回掲載 ・ポスター掲示、リーフレットの配布 ・啓発パネルの展示 ・要保護児童対策地域協議会の構成員に対する研修会の開催 ・市役所出前講座の実施 		
基準年実績 (平成30年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報とやま年1回(全世帯) ・ポスター掲示、リーフレットの配布(保育所、幼稚園、小中学校等) ・啓発パネルの展示(本庁舎、保健所) ・要保護児童対策地域協議会の構成員に対する研修会の開催(1回) ・市役所出前講座の実施(2回) 		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A

IV-1-4 児童養護施設(愛育園)の設置・運営			
事業の趣旨	保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童(乳児を除く)を入所させて、子どもたちの養護と、その自立を支援するため、児童養護施設(愛育園)を設置、運営をする。		
事業の概要	定員50人		
基準年実績 (平成30年度)	1施設(定員50人)		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A

IV-1-5 妊婦健康相談事業 【再掲 I-2-2、Ⅲ-1-10】			
事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるため、妊娠期からの支援を行う。		
事業の概要	妊婦の健康相談として、来所相談・電話相談を保健福祉センターで実施。また、保健福祉センターで母子健康手帳発行時には、保健師による面接を実施し、妊娠期からの支援を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	2,163件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

IV-1-6 こんにちは赤ちゃん事業 【再掲 I-2-2、Ⅲ-1-12】			
事業の趣旨	2～3か月児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行う。		
事業の概要	2～3か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。保健推進員連絡協議会に委託し、不在であった場合は、生後4か月までに看護師訪問、困難事例については保健師訪問で対応する。		
基準年実績 (平成30年度)	2,750人		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

IV-1-7 妊産婦訪問指導 【再掲 Ⅲ-1-13】			
事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるために、妊産婦に対し健康管理や日常生活指導を行う。		
事業の概要	妊婦一般健康診査票・産婦一般健康診査票により訪問依頼のあった妊産婦や妊娠届出書により把握した支援が必要な妊婦に対し、訪問指導を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	2,877件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A



IV-1-8 産前産後・養育支援訪問事業 【再掲 III-1-15、IV-1-9】			
事業の趣旨	母子保健事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる乳幼児及び保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言等の専門相談支援や、その他、育児家事援助等必要な支援を行う。		
事業の概要	対象者に対し、専門的相談支援は、保健師や臨床心理士、栄養士等が家庭訪問を実施、育児家事援助についてはヘルパーが実施する。 必要に応じて事例検討会を行う。(育児家事援助については、平成30年11月より実施)		
基準年実績 (平成30年度)	専門的相談支援 実件数：921件、延べ件数：1,587件 育児家事援助 実件数：4件、延べ件数：14件 (育児家事援助については、平成30年11月～平成31年3月31日の実績)		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

IV-1-9 乳幼児訪問指導事業 【再掲：表中に記載】			
事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるために、乳幼児に対し、日常生活指導を行うとともに、疾病の予防や異常の早期発見、早期治療を促す。		
事業の概要	事業Ⅲ-1-14(1) 乳幼児訪問指導事業(新生児訪問) 事業Ⅲ-1-14(2) 乳幼児訪問指導事業(乳幼児訪問) 事業Ⅲ-1-14(3) 乳幼児訪問指導事業(未熟児訪問) 事業Ⅲ-1-15 産前産後養育支援訪問事業【再掲 IV-1-8】 等の各種相談事業を実施する。		
基準年実績 (平成30年度)	(再掲の各事業参照)		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A

IV-1-10 交通遺児福祉金等支給事業			
事業の趣旨	交通事故により主に生計を維持していた両親又は片親を亡くした交通遺児に対して、福祉金・見舞金の支給を通じた支援を行うことにより、交通災害被害者の救済を図る。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・交通遺児福祉金 ・交通遺児夏季見舞金 ・交通遺児年末見舞金 		
基準年実績 (平成30年度)	支給事業の実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	生活安全交通課	第一期評価	新規

IV-1-11 犯罪被害者支援事業			
事業の趣旨	犯罪行為により、不慮の死を遂げた方の遺族又は重傷病を負った方若しくはその家族のうち、富山県内の大学、短大、専門学校等に進学する方に対し、奨学資金を給付する。		
事業の概要	犯罪被害者等奨学資金		
基準年実績 (平成30年度)	支給事業の実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	生活安全交通課	第一期評価	新規

IV-1-12 子ども家庭総合支援拠点運営事業			
事業の趣旨	年々増加する児童虐待相談や気がかりな妊産婦等に迅速かつ適切に対応するため、国が「児童虐待防止対策総合強化プラン」等により、全市町村に2022年度までに設置を求めている「子ども家庭総合支援拠点」を、平成31年4月からこども育成健康課に設置しており、引き続き、運営するもの。		
事業の概要	<p>「子ども家庭総合支援拠点」は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関するより専門的な相談対応や必要な調査・指導等を行い、地域の社会資源や必要なサービスに繋ぐ役割を担うものであり、平成31年4月から、新たに心理担当職員と虐待対応専門員（看護師）を配置し、5名体制から7名体制に2名増員し対応している。</p> <p>業務内容</p> <p>(1) 子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談への対応） (2) 要支援児童及び要保護児童等への支援業務（調査、アセスメント等） (3) 関係機関との連絡調整 (4) その他の必要な支援</p>		
基準年実績 (平成30年度)	—		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	新規

IV-2 ひとり親家庭等への支援

IV-2-1 母子生活支援施設（和光寮）の設置・運営			
事業の趣旨	母子家庭やDV被害者の母と子が心身ともに健やかに良い環境の中で生活ができるように、母子生活支援施設（和光寮）を設置、運営し、日常の中で育児・教育についての相談や各種行事への参加を通して、自立への足がかりとなるよう援助し、指導を行う。		
事業の概要	定員：2世帯		
基準年実績 (平成30年度)	1施設（定員2世帯）		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A



IV-2-2 母子家庭等就業・自立支援センターの運営			
事業の趣旨	母子家庭の母または父子家庭の父の相談支援体制を整備するとともに、就業相談、就業支援講習等の一貫した就業支援サービスを総合的に提供し、ひとり親家庭の自立を促進する。		
事業の概要	設置者：富山県と富山市（共同設置） 実施主体：富山県母子寡婦福祉連合会（県から委託） 概要：就業相談、就業促進活動、就業支援講習会の開催、就業支援バンク、養育費等支援、面会交流支援		
基準年実績 （平成30年度）	1か所（就職状況：74人）		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	A

IV-2-3 母子家庭等自立支援給付金支給事業			
事業の趣旨	母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発の支援、経済的自立に効果的な資格取得期間中の安定した修業環境の提供、就業機会創出を支援するため、「母子家庭等自立支援給付金」を支給する。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金 市が指定した教育訓練講座の受講者に受講料の一部を支給する。 ・高等職業訓練促進給付金 看護師等専門的な資格取得を目的として1年以上、養成機関で修業する者に対して、修業期間中の生活費を支給する。 ・高等職業訓練修了支援給付金 高等職業訓練促進給付金支給対象者にカリキュラム修了後に支給する。 		
基準年実績 （平成30年度）	60件		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	A

IV-2-4 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業			
事業の趣旨	ひとり親家庭の親及び児童の学び直しを支援し、自立の促進及び生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対策講座の受講費用の一部を支給する。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・受講修了時給付金 対策講座の受講修了後に支給する。 ・合格時給付金 高等学校卒業程度認定試験合格後に支給する。 		
基準年実績 （平成30年度）	0件		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	新規

IV-2-5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業			
事業の趣旨	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、資金を貸し付ける。		
事業の概要	貸付の種類：事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金 償還期限：3年～20年		
基準年実績 (平成30年度)	66件 (38,799千円)		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	A

IV-2-6 児童扶養手当支給事業			
事業の趣旨	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童福祉の推進を図る。		
事業の概要	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの（障害のある児童は20歳未満）児童を監護する母または父、養育者（児童と同居して、これを監護し、かつその生計を維持する者）に児童扶養手当を支給する。		
基準年実績 (平成30年度)	全部支給：10,593人、一部支給：17,178人 第2子加算：10,301人、第3子以降加算：2,370人		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	A

IV-2-7 ひとり親家庭等医療費助成事業			
事業の趣旨	ひとり親家庭等に対し医療費を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定を図り、ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与する。		
事業の概要	助成対象：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護しているひとり親家庭等の父若しくは母または養育者及び児童（0歳児を除く） 助成内容：保険診療の自己負担分（食事療養費は除く） 助成方法：現物給付（ただし、県外の診療は償還払い。）		
基準年実績 (平成30年度)	受給資格者数：6,186人、助成額：213,604千円		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	A

IV-2-8 母子父子自立支援員設置事業			
事業の趣旨	母子及び父子家庭並びに寡婦の福祉向上を図るための相談指導及び母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うことにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図る。		
事業の概要	母子・父子自立支援員の配置（2人）		
基準年実績 (平成30年度)	相談：1,066件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	A



IV-2-9 ひとり親家庭学習支援事業			
事業の趣旨	ひとり親家庭の児童の学習習慣と基礎学力の定着を図り、貧困の連鎖を断ち切ることを目的として、ひとり親家庭の児童に対し学習支援を行う。		
事業の概要	対象者：富山市内在住のひとり親家庭の中学生 実施方法：学習塾形式（月2回、1回あたり2時間）		
基準年実績 （平成30年度）	登録児童数：88人（実施箇所数：3か所）		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	A

IV-2-10 ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成事業			
事業の趣旨	仕事や家事等でファミリー・サポート・センターを利用し、子どもを預けるひとり親家庭の親に対し、その利用料の一部を助成し、育児と仕事が両立できる環境整備を図る。		
事業の概要	ファミリー・サポート・センター利用料の4/5を助成する。 （年度内の助成の上限額は合計2万円）		
基準年実績 （平成30年度）	利用時間：289時間		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	A

IV-2-11 ひとり親家庭病児保育利用料助成事業			
事業の趣旨	ひとり親家庭の親に対し、病児保育の利用料の一部を助成し、育児と仕事が両立できる環境整備を図る。		
事業の概要	病児保育利用料の1/2助成する。（ただし、1/2の額が1,000円を超えるときは1,000円とする。）		
基準年実績 （平成30年度）	利用件数：93件		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	A

IV-2-12 ひとり親応援子育て支援金			
事業の趣旨	就労し、子育てしているひとり親を応援するため、支援金を給付する。		
事業の概要	所得額に応じ、支援金を支給する。		
基準年実績 （平成30年度）	申請件数：544件		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	A

IV-2-13 母子寡婦福祉連合会運営補助金事業			
事業の趣旨	母子寡婦福祉団体の活動を支援することにより、母子寡婦家庭の福祉向上を図る。		
事業の概要	富山市母子寡婦福祉連合会への補助金の交付		
基準年実績 (平成30年度)	補助額：450,000円		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	A

IV-2-14 ひとり親雇用奨励金 【再掲 V-2-2】			
事業の趣旨	母子家庭の母等の雇用促進と雇用安定を図る。		
事業の概要	市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父を、国の助成金の受給満了後も引き続き雇用している中小企業の事業主に奨励金を支給する。		
基準年実績 (平成30年度)	29事業所：29人		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	商業労政課	第一期評価	A

IV-2-15 放課後児童健全育成ひとり親家庭支援事業			
事業の趣旨	労働等により保護者が昼間家庭にいない、ひとり親家庭を支援するため、放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人に対して、対象児童の利用料の一部を助成し、利用者の負担軽減を図るもの。		
事業の概要	放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人に対して、対象となる児童の8月分の利用料を、1名あたり5,000円助成することにより、法人等は利用者の利用料を5,000円減額する。		
基準年実績 (平成30年度)	利用件数：107件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	新規

IV-2-16 ひとり親家庭奨学資金給付事業			
事業の趣旨	ひとり親家庭の子どもに対して、国家資格等の取得による就業を促し、子どもの貧困の連鎖を防ぐこと及び人材を育成することを目的として奨学資金を給付する。		
事業の概要	給付額：入学奨学資金 100,000円以内（初回のみ） 学費奨学資金 年額170,000円以内		
基準年実績 (平成30年度)	給付者数：新規9人、継続4人		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	新規

IV-2-17 ひとり親お助け隊事業			
事業の趣旨	ひとり親アテンダントが、様々な支援の情報提供や要望に応じた手続きの付き添いを行い、一人ひとりに寄り添ったサポートを行う。		
事業の概要	ひとり親アテンダントの配置（1人）		
基準年実績 （平成30年度）	支援件数：171件		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	新規

IV-2-18 ひとり親家庭等家賃助成事業			
事業の趣旨	居住推進地区への転居を促進する。		
事業の概要	ひとり親家庭が、「まちなか」または「公共交通沿線居住推進補助対象地区」以外から「公共交通沿線居住推進補助対象地区」の民間賃貸住宅に転入・転居する場合に、家賃の一部を補助する。		
基準年実績 （2018年度）	補助世帯：58世帯		
事業目標 （2024年度）	継続実施		
担当課	居住対策課	第一期評価	新規

IV-2-19 がんばるママに「ありがとうと花束」事業			
事業の趣旨	ひとり親家庭の子どもが日頃の感謝の気持ちを添えて、親に花束を贈るシーンを創出し、親子の絆を深めるとともに、日常的に花や緑を贈る習慣を普及し、花きの消費拡大を図るもの。		
事業の概要	市内の協力店で1,500円分の花束や鉢花等と交換できる引換券（ミッションカード）の支給		
基準年実績 （2018年度）	配布枚数：3,498枚、利用枚数：1,024枚、利用率：29.2%		
事業目標 （2024年度）	継続実施		
担当課	農業水産課	第一期評価	新規

IV-3 障害児施策の充実

IV-3-1 児童発達支援事業			
事業の趣旨	地域において、障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能付与、集団生活への適応訓練を行う。		
事業の概要	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。		
基準年実績 （平成30年度）	年14,527回		
事業目標 （令和6年度）	継続実施		
担当課	障害福祉課	第一期評価	A

IV-3-2 短期入所事業（児童）			
事業の趣旨	自宅での介護者が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設において、入浴・排泄・食事の介助等を行うことにより、福祉の向上を図る。		
事業の概要	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	818日		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	障害福祉課	第一期評価	A

IV-3-3 日中一時支援事業（障害児）			
事業の趣旨	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の一時的な休息を図る。		
事業の概要	介護を必要とする在宅障害者及び障害児の介護者が、冠婚葬祭や病気等で一時的に家庭での介護ができない場合に、主に日中、障害者支援施設等で預かりを行う。		
基準年実績 (平成30年度)	9,004日（延べ日数）		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	障害福祉課	第一期評価	B

IV-3-4 ふれあいキャンプ開催事業			
事業の趣旨	心身に障害のある児童と障害のない児童が、豊かな自然の中で野外活動等とともにしながら友情を深め、思いやりの心や協調性、自立性を育む。		
事業の概要	小学4年生から中学3年生までの障害のある児童及び障害のない児童による2泊3日の野外キャンプ。		
基準年実績 (平成30年度)	1回開催（参加児童合計39名）		
事業目標 (令和6年度)	年1回開催		
担当課	障害福祉課	第一期評価	A

IV-3-5 恵光学園運営事業			
事業の趣旨	知的障害児を日々保護者のもとから通わせ、これを保護するとともに、必要な技能・知識の習得を図る。		
事業の概要	乳幼児健診や専門医等で知的発達の遅れが顕著な幼児で、児童相談所が通園適当と認めたものについて、通園指導を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	1か所		
事業目標 (令和6年度)	引き続き、定員36名で通園指導を行う。		
担当課	障害福祉課	第一期評価	A



IV-3-6 障害児等療育支援事業			
事業の趣旨	在宅の障害児の地域での生活を支援するため、障害児施設の有する機能を活用した療育相談・指導が受けられるよう療育体制の充実を図るとともに、関連する療育機関との重層的な連携を図る。		
事業の概要	訪問による療育指導（巡回相談、在宅訪問）、外来による専門的な療育相談・指導、障害児の通所する保育所や幼稚園、放課後等デイサービス事業所等の職員の療育技術の指導を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	1 か所		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	障害福祉課	第一期評価	A
IV-3-7 保育所等訪問支援事業			
事業の趣旨	保育所や小学校等の中で、障害児に対する支援を行い、障害児が集団生活に適応し、集団生活を継続できることを目的とする。		
事業の概要	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障害児や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うもの。		
基準年実績 (平成30年度)	2 か所		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	障害福祉課	第一期評価	A
IV-3-8 障害児わくわく支援事業			
事業の趣旨	支援学校等に就学している児童・生徒に対して、保護者が放課後等に支援学校校舎等を利用した遊びや生活の場を設ける事業に補助することで、障害児の主体性や社会性を育成するとともに、保護者の介護負担を軽減し、障害児の地域生活を支援する。		
事業の概要	実施場所：高志支援学校、しらとり支援学校 補助先：高志わくわくクラブ、あふたーくらぶ（保護者会） 保護者会活動内容：音楽療法、誕生日会、散歩、DVD鑑賞等		
基準年実績 (平成30年度)	1 か所（補助金交付）		
事業目標 (令和6年度)	1 か所（補助金交付）		
担当課	障害福祉課	第一期評価	C
IV-3-9 富山市人工内耳用電池等補助金交付事業			
事業の趣旨	人工内耳を装着している障害児の福祉の増進を図る。		
事業の概要	聴覚障害2～6級の人工内耳を装着している18歳未満の方を対象に、人工内耳用電池等を購入するために要した費用に対し補助金を交付する。		
基準年実績 (平成30年度)	5 件		
事業目標 (令和6年度)	年5～6件（補助金交付）		
担当課	障害福祉課	第一期評価	A

IV-3-10 新生児聴覚検査 【再掲 Ⅲ-1-30】			
事業の趣旨	聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施する。		
事業の概要	新生児聴覚検査の受診勧奨や受診状況の確認、要支援児とその保護者に適切な指導援助を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	新生児聴覚検査受検率：99.8%（富山県調査）		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	新規

IV-3-11 放課後等デイサービス事業			
事業の趣旨	障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行う。		
事業の概要	学校に就学している障害のある子どもに対し、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	75,884日（延べ日数）		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	障害福祉課	第一期評価	新規

IV-3-12 軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助事業			
事業の趣旨	軽度・中等度難聴児の言語の習得や社会性の向上を図る。		
事業の概要	障害者総合支援法の対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、補聴器の購入に要した費用に対し補助金を交付する。		
基準年実績 (平成30年度)	8件		
事業目標 (令和6年度)	年7～8件（補助金交付）		
担当課	障害福祉課	第一期評価	新規

IV-3-13 医療的ケア児支援事業			
事業の趣旨	医療的ケア児が、安心して在宅生活が送れるよう、必要な支援体制づくりの推進を行う。		
事業の概要	医療的ケア児に対し、適切な支援が行える人材育成や、地域でのサービス提供体制の整備、医療的ケア児および家族の支援、関係機関の連携体制を整備して支援を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	医療的ケア研修会（4回）、医療的ケア児および家族交流会（1回） 医療的ケア児等の支援懇話会（2回）		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	障害福祉課	第一期評価	新規



IV-3-14 (1) 乳幼児発達支援事業（運動発達健康診査）			
事業の趣旨	乳幼児期において、心身の発達の遅れや障害を早期に発見し、適切な療育指導を行うことにより、障害の軽減を図り、二次的な障害の発生を予防するとともに、在宅療養を支援する。また、育児不安等を軽減することで、虐待防止を図る。		
事業の概要	小児科医師、整形外科医師による総合的診断と療育指導		
基準年実績 (平成30年度)	12回実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A
IV-3-14 (2) 乳幼児発達支援事業（精神発達健康診査）			
事業の趣旨	乳幼児期において、心身の発達の遅れや障害を早期に発見し、適切な療育指導を行うことにより、障害の軽減を図り、二次的な障害の発生を予防するとともに、在宅療養を支援する。また、育児不安等を軽減することで、虐待防止を図る。		
事業の概要	小児神経科医師、言語聴覚士、臨床心理士等による総合的診断と療育指導		
基準年実績 (平成30年度)	56回実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課・保健福祉センター	第一期評価	A
IV-3-14 (3) 乳幼児発達支援事業（幼児発達支援教室）			
事業の趣旨	幼児の健康診査等において、言語・精神発達の遅れで経過観察が必要な幼児に対し集団遊びの場を設け、発達障害等の早期発見・早期指導に努めると同時に、保護者が幼児の発達段階を理解し療育の知識や技術を高めることで、幼児の健全な心身の発育・発達を促す。		
事業の概要	集団遊びを通しての観察及び保健師・保育士等による指導		
基準年実績 (平成30年度)	47回実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	障害福祉課	第一期評価	A
IV-3-15 幼児ことばの教室事業			
事業の趣旨	ことばに問題があると思われる幼児の早期発見に努め、障害の改善を図るとともに全体的な発達を促す。		
事業の概要	言語聴覚士が、月に1回～2回の個別指導（予約制）と月2回の集団指導を行う中で、発音や吃音等の改善や全体的な発達を促し、また、家庭で行うためのツールや関わり方を指導し、保護者の子育て不安の軽減と支援を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	年1,089人		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	子育て支援センター	第一期評価	A

IV-3-16 障害児支援活動推進事業 【再掲 II-2-2】			
事業の趣旨	地域の障害児支援ボランティア活動を支援することにより、幼稚園、小・中学校において、障害のある子どもと障害のない子どもがともに生き、ともに学べる教育の推進に努める。		
事業の概要	本事業の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある人を学校長・園長が「障害児支援活動推進ボランティア」として選考し、富山市が市内小中学校及び幼稚園に指導員として、1日4時間程度、年間25回程度（1名あたり）配置する。		
基準年実績 (平成30年度)	431回		
事業目標 (令和6年度)	525回		
担当課	学校教育課	第一期評価	A

IV-3-17 障害児保育の充実			
事業の趣旨	障害のある子どもが他の子どもとの集団生活の中で、人間関係を広げ、相互に刺激を受けながら、一人ひとりの特性にあった成長発達を促す。		
事業の概要	障害のある子どもが保育所に入所し、適切な環境の下で、他の子どもとの生活を通してともに成長できるよう、家庭や関係機関との連携のもと適切な保育を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	全保育所（園）で継続実施		
事業目標 (令和6年度)	全保育所（園）で継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	A

IV-3-18 障害児通所指導の実施			
事業の趣旨	保育所に入所していない心身に障害のある子どもとその保護者に対し、集団保育の中で子どもの特性に応じた援助、指導を行い、子どもの発達の促進と、保護者の育児を支援する。		
事業の概要	保育所に入所していない心身に障害のある子どもを対象として、保護者同伴のもと、定期的な保育所通所を受け入れ、日常生活における基本的な生活習慣の習得、運動機能・感覚機能及び言語等の発達の促進、保護者に対する助言指導を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	公立保育所：41か所		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	A



IV-4 子育てに対する経済的支援

IV-4-1 福祉奨学資金給付事業			
事業の趣旨	生活保護世帯及び児童養護施設の子どもについて、高校卒業後の修学を支援するとともに、国家資格等の取得により就業を促す。		
事業の概要	生活保護世帯、児童養護施設（愛育園、ルンビニ園）の子どもで、国家資格等を取得するために県内の大学等へ進学する者に奨学金を給付する。		
基準年実績 (平成30年度)	5人		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	生活支援課	第一期評価	A
IV-4-2 助産の実施			
事業の趣旨	経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦の助産を実施する。		
事業の概要	助産施設：富山市民病院、富山赤十字病院		
基準年実績 (平成30年度)	助産施設：3か所（1件）		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	A
IV-4-3 小・中学校就学援助			
事業の趣旨	経済的な理由により就学が困難な児童生徒に学用品等の援助を行い、児童生徒の就学の機会を保障し、健全な育成を図る。		
事業の概要	小・中学校の児童生徒がいる家庭で、経済的に困っている方へ、学校で必要な学用品費等を援助する。		
基準年実績 (平成30年度)	就学援助の実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	学校教育課	第一期評価	A
IV-4-4 奨学事業			
事業の趣旨	経済的な理由で高等学校や大学等への進学が困難な学生に、奨学資金を貸与・給与する。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・富山市奨学資金（貸与：大学・短大・専門学校等） ・富山市奨学資金（給与：私立高校） ・富山市海外留学奨励事業補助金（給与：高校生海外留学） 		
基準年実績 (平成30年度)	奨学資金の給与・貸与		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	学校教育課	第一期評価	A

IV-4-5 こども医療費助成事業 【再掲 III-1-26】			
事業の趣旨	保護者に対し子どもの医療費を助成することにより、子どもの健やかな成長を図り、子どもの福祉の増進に寄与する。		
事業の概要	助成対象：0歳～中学3年生 助成内容：保険診療の自己負担分（食事療養費は除く） 助成方法：現物給付（ただし、0歳児の県外診療及び1歳からの富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町以外の診療は償還払い。）		
基準年実績 (平成30年度)	受給資格者数：51,183人、助成額：1,414,696千円		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	A

IV-4-6 多子家庭等の保育料の軽減事業			
事業の趣旨	多子家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料の減額を行う。		
事業の概要	保育所入所児童が第3子以降である場合や、第1子、第2子であっても兄弟姉妹が保育所や幼稚園等に同時に入所している場合、保育料の減額を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	多子家庭に対して実施（3歳未満児に適用）		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	A

IV-4-7 多子家庭等の副食費軽減事業			
事業の趣旨	多子家庭等の経済的負担の軽減を図るため、副食費の軽減を行う。		
事業の概要	年収が360万円以上640万円未満の世帯の第3子以降の2号認定児童について、月額4,500円を上限として副食の減額を行う。		
基準年実績 (平成30年度)	新規実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども支援課	第一期評価	新規

IV-4-8 児童手当支給事業			
事業の趣旨	家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している者に児童手当を支給する。		
事業の概要	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育する者に児童手当を支給する。		
基準年実績 (平成30年度)	延対象児童数：572,783人		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども福祉課	第一期評価	新規

IV-5 子どもの貧困対策

～本市における子どもの貧困対策の推進について～

本市では、今回の「第2期富山市子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、努力義務とされた市町村における子どもの貧困対策計画の内容を盛り込むことにより、子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置付けます。

子どもの貧困対策の方向性につきましては、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るものとします。また、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるまちの実現を目指し、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援を推進します。

～本市における子どもの貧困対策の方向性～

教育の支援

学校を窓口として、支援を必要とする子どもを地域の社会資源や福祉サービスに繋げていくことなどにより、適切な教育環境が確保できるよう、子供の状況に配慮した支援を行っていきます。また、貧困の連鎖を防ぐため、生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもに対する学習支援、進学を支援する取組みを進めていきます。

生活の支援

妊娠期から切れ目なく相談・助言等を行い、すべての妊産婦や子育て世帯が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健・医療・保育・教育・地域が連携して、様々な支援を行っていきます。また、子どもの家庭環境に左右されず、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを進めていきます。

就労の支援

保護者が安心して就労できるよう、教育・保育事業など子育て支援の充実を図ります。また、ひとり親世帯の保護者に対し、自立の促進と生活の安定を図るための就労支援を進めていきます。

経済的支援

子育て世帯の経済的な負担を軽減するための支援を行います。また、ひとり親世帯や生活困窮世帯など、支援が必要な世帯に対し、家計の安定を図る支援を行います。

① 教育の支援

IV-5-①-1 子育て相談体制の充実 【再掲 I-2-8】	
事業の趣旨	地域の保護者に対する子育て相談に積極的に応じられるよう、体制を整える。
事業の概要	子育て中の保護者が、直面している子育てに関する悩みや課題に対して、保育所の保育士等が、身近な相談者として、相談に応じる等、地域の子育て支援の拠点として役割を担う取り組みを推進する。
IV-5-①-2 利用者支援事業 【再掲 I-2-10】	
事業の趣旨	子育てに関する個別ニーズに応じた情報の提供や、支援メニューのコーディネート等を行う。
事業の概要	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う。
IV-5-①-3 富山県幼児教育センターとの連携【再掲 I-3-1、II-1-1】	
事業の趣旨	富山県幼児教育センターと連携し、保育所・認定こども園等における幼児教育の推進体制の構築と質の向上を図る。
事業の概要	幼児教育推進体制連絡協議会や、市町村担当者連絡協議会を通じた幼児教育の推進体制の構築や富山県幼児教育センターによる訪問研修受講等により、幼児教育・保育の更なる質の向上を図る。
IV-5-①-4 学習支援事業 【再掲 I-3-2、III-7-6】	
事業の趣旨	生活保護世帯等の子どもが、高等学校等へ進学し充実した学校生活を送ることを通じて、将来への希望を持って就学・就労できるよう支援する。
事業の概要	生活保護世帯等の子ども及び児童養護施設に入所している子どもを支援するため、家庭相談員が家庭を訪問し、学力を身に付ける必要性を伝え、学習の実態を把握するとともに、学習支援員が子どもたちの学習支援を継続的に行う。
IV-5-①-5 スクールカウンセラーの配置 【再掲 I-3-3】	
事業の趣旨	児童生徒の臨床心理に関して、高度で専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによる、児童へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言、援助を行う。
事業の概要	スクールカウンセラーを小・中学校に配置し、不登校等の問題行動等を未然に防止し、健全育成を図るための相談活動を行う。
IV-5-①-6 スクールソーシャルワーカーの配置 【再掲 I-3-4】	
事業の趣旨	社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒及びその保護者に対し支援を行う。
事業の概要	スクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置し、不登校問題の改善、問題を抱える家庭への支援、生徒指導体制の充実を図る。
IV-5-①-7 保育士等の資質と専門性向上のための研修事業 【再掲 II-1-10】	
事業の趣旨	多様な保育ニーズに対応するため、研修事業を充実し、専門性・質の向上を図る。
事業の概要	保育所は地域の子育て支援の拠点施設であるとともに、質の高い養護や教育、保育を一体的に実践することが求められていることから、現場で働く職員（保育士等）を対象とした研修事業を充実し、専門性・質の向上を図る。



IV-5-①-8 異年齢児保育の実施 【再掲 II-1-13】	
事業の趣旨	主体的に活動し社会性や他人を思いやる心を育てることができる保育の実施に努める。
事業の概要	子どもが異年齢児との生活を通じ、自己を十分に発揮し、主体的に活動する中で、社会性や他人を思いやる心を育てることができる保育の実施に努める。

IV-5-①-9 シニア保育サポーター事業の実施 【再掲 II-1-15】	
事業の趣旨	市立保育所の環境整備や諸行事の準備等、保育所の業務を補助するシニア世代のボランティアを募集し、保育環境の向上を図るとともに、児童の世代間交流の機会を創出する。
事業の概要	対象：概ね60歳以上のシニア世代 内容：花壇づくり、除草等の環境整備、運動会や生活発表会の行事に関する補助、教材の準備等（ボランティア）

IV-5-①-10 学校等における食育の推進 【再掲 III-2-3】	
事業の趣旨	子どもたちが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために食育の推進を図るもの。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人富山市学校給食会が主催する食材に関する体験学習会を支援し、子どもたちの食に対する理解を深める。 ・給食を食育に関する教材として活用できるよう行事食や郷土料理、その他食育のテーマに沿った給食を実施する。 ・学校給食に地場産野菜を積極的に使用し、子どもたちの地域への理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む。

IV-5-①-11 ひとり親家庭学習支援事業 【再掲 IV-2-9】	
事業の趣旨	ひとり親家庭の児童の学習習慣と基礎学力の定着を図り、貧困の連鎖を断ち切ることを目的として、ひとり親家庭の児童に対し学習支援を行う。
事業の概要	対象者：富山市内在住のひとり親家庭の中学生 実施方法：学習塾形式（月2回、1回あたり2時間）

IV-5-①-12 ひとり親家庭奨学資金給付事業 【再掲 IV-2-16】	
事業の趣旨	ひとり親家庭の子どもに対して、国家資格等の取得による就業を促し、子どもの貧困の連鎖を防ぐこと及び人材を育成することを目的として奨学資金を給付する。
事業の概要	給付額：入学奨学資金 100,000円以内（初回のみ） 学費奨学資金 年額170,000円以内

IV-5-①-13 乳幼児発達支援事業（運動発達健康診査） 【再掲 IV-3-14（1）】	
事業の趣旨	乳幼児期において、心身の発達の遅れや障害を早期に発見し、適切な療育指導を行うことにより、障害の軽減を図り、二次的な障害の発生を予防するとともに、在宅療養を支援する。また、育児不安等を軽減することで、虐待防止を図る。
事業の概要	小児科医師、整形外科医師による総合的診断と療育指導

IV-5-①-14 乳幼児発達支援事業（精神発達健康診査） 【再掲 IV-3-14（2）】	
事業の趣旨	乳幼児期において、心身の発達の遅れや障害を早期に発見し、適切な療育指導を行うことにより、障害の軽減を図り、二次的な障害の発生を予防するとともに、在宅療養を支援する。また、育児不安等を軽減することで、虐待防止を図る。
事業の概要	小児神経科医師、言語聴覚士、臨床心理士等による総合的診断と療育指導

IV-5-①-15 乳幼児発達支援事業（幼児発達支援教室） 【再掲 IV-3-14（3）】	
事業の趣旨	幼児の健康診査等において、言語・精神発達の遅れで経過観察が必要な幼児に対し集団遊びの場を設け、発達障害等の早期発見・早期指導に努めると同時に、保護者が乳幼児の発達段階を理解し療育の知識や技術を高めることで、幼児の健全な心身の発育・発達を促す。
事業の概要	集団遊びを通しての観察及び保健師・保育士等による指導
IV-5-①-16 幼児ことばの教室事業 【再掲 IV-3-15】	
事業の趣旨	ことばに問題があると思われる幼児の早期発見に努め、障害の改善を図るとともに全体的な発達を促す。
事業の概要	言語聴覚士が、月に1回～2回の個別指導（予約制）と月2回の集団指導を行う中で、発音や吃音等の改善や全体的な発達を促し、また、家庭で行うためのツールや関わり方を指導し、保護者の子育て不安の軽減と支援を行う。
IV-5-①-17 障害児保育の充実 【再掲 IV-3-17】	
事業の趣旨	障害のある子どもが他の子どもとの集団生活の中で、人間関係を広げ、相互に刺激を受けながら、一人ひとりの特性にあった成長発達を促す。
事業の概要	障害のある子どもが保育所に入所し、適切な環境の下で、他の子どもとの生活を通してともに成長できるよう、家庭や関係機関との連携のもと適切な保育を行う。
IV-5-①-18 障害児通所指導の実施 【再掲 IV-3-18】	
事業の趣旨	保育所に入所していない心身に障害のある子どもとその保護者に対し、集団保育の中で子どもの特性に応じた援助、指導を行い、子どもの発達の促進と、保護者の育児を支援する。
事業の概要	保育所に入所していない心身に障害のある子どもを対象として、保護者同伴のもと、定期的な保育所通所を受け入れ、日常生活における基本的な生活習慣の習得、運動機能・感覚機能及び言語等の発達の促進、保護者に対する助言指導を行う。
IV-5-①-19 福祉奨学資金給付事業 【再掲 IV-4-1】	
事業の趣旨	生活保護世帯及び児童養護施設の子どもについて、高校卒業後の修学を支援するとともに、国家資格等の取得により就業を促す。
事業の概要	生活保護世帯、児童養護施設（愛育園、ルンビニ園）の子どもで、国家資格等を取得するために県内の大学等へ進学する者に奨学金を給付する。
IV-5-①-20 小・中学校就学援助 【再掲 IV-4-3】	
事業の趣旨	経済的な理由により就学が困難な児童生徒に学用品等の援助を行い、児童生徒の就学の機会を保障し、健全な育成を図る。
事業の概要	小・中学校の児童生徒がいる家庭で、経済的に困っている方へ、学校で必要な学用品費等を援助する。
IV-5-①-21 奨学事業 【再掲 IV-4-4】	
事業の趣旨	経済的な理由で高等学校や大学等への進学が困難な学生に、奨学資金を貸与・給与する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・富山市奨学資金（貸与：大学・短大・専門学校等） ・富山市奨学資金（給与：私立高校） ・富山市海外留学奨励事業補助金（給与：高校生海外留学）



② 生活の支援

IV-5-②-1 パパママセミナー 【再掲 I-1-1】	
事業の趣旨	妊娠・出産・育児に対する正しい知識の啓発により、これから迎える出産や育児についての心構えを自覚し、夫婦ともに協力して子育てができるよう支援する。
事業の概要	妊婦及びその夫に対して、市内5か所の保健福祉センターにおいて、保健師による講義及び実習を行う。
IV-5-②-2 こどもひろば・子育てサロンの開設 【再掲 I-1-3】	
事業の趣旨	子育て中の親や子ども同士の友達づくり及び子育てに関する情報交換の場を提供することにより子育て不安の解消を図る。
事業の概要	保護者の子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを推進することを目的に、地域において子育て中の親子の交流等を促進する拠点施設“こどもひろば”や“子育てサロン”を開設する。
IV-5-②-3 子どもを生き育てることを考えるセミナー 【再掲 I-1-5】	
事業の趣旨	10代から30代までの妊娠・出産・子育てを控えた世代、が妊娠・出産・子育てに関心を持ち、ライフプランを意識しながら生活することの大切さについて考える機会を提供する。
事業の概要	10代から30代までの妊娠・出産・子育てを控えた世代に対して、妊娠・出産・子育てに関して正しい知識を普及するフォーラムや出前講座等を開催する。
IV-5-②-4 子育て世代包括支援センター 【再掲 I-2-1、Ⅲ-1-28】	
事業の趣旨	妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行う切れ目ない支援体制を構築する。(平成27年10月に設置)
事業の概要	安心して妊娠・出産・子育てができるよう母子健康手帳の交付をはじめ、保健相談や育児に対する相談等を行い、必要に応じて関係機関と連携を図るなどの支援を行う。
IV-5-②-5 家庭児童相談員設置 【再掲 I-2-3】	
事業の趣旨	家庭における人間関係の健全化及び児童の福祉向上を図るための相談指導を行う。
事業の概要	家庭児童相談員を配置し、子どもを取り巻く家庭問題や子育ての悩み等の相談を受け、必要な助言や指導を行う。
IV-5-②-6 親子サークルの充実(児童館)【再掲 I-2-4(1)、Ⅱ-3-20(1)】	
事業の趣旨	子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図る。
事業の概要	親子サークルを通じて子どもの遊びの指導や保護者同士の交流、子育て相談を通じ、家庭教育の大切さについて理解を深める。
IV-5-②-7 親子サークルの充実(特定教育・保育施設)【再掲 I-2-4(2)、Ⅱ-3-20(2)】	
事業の趣旨	未就園児と保護者を対象に親子サークルを開催し、子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図る。
事業の概要	週に1、2回親子サークルを開催し、幼児と保護者の登園を受け入れ、幼児期の相談や情報提供、保護者同士の交流の機会の提供等を行い、家庭教育の大切さについて理解を深める取り組みを推進する。

IV-5-②-8 親子サークルの充実（子育て支援センター） 【再掲 I-2-4（3）、II-3-20（3）】	
事業の趣旨	子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図る。
事業の概要	親子サークルを通じて子育て中の保護者や子ども同士の友達づくり及び子育てに関する情報交換の場を提供したり、子育て自主サークルへ出向き、子育ての方法や悩み相談に応じ、地域の子育て家庭に対しきめ細やかな支援を行う。
IV-5-②-9 24時間子育て相談電話対応事業 【再掲 I-2-6】	
事業の趣旨	子育て世帯を対象とした24時間電話相談窓口を設置し、子育て世帯の悩みや不安の早期解消を図る。
事業の概要	子育て家庭の孤立や負担感の増大等に対応し、すべての子育て家庭における子どもの養育を支援するために、24時間体制で、乳幼児・小学生・中学生及びその家族からの電話相談に、家庭教育専門相談員や保育士・言語聴覚士等の専門家が情報提供や相談に応じる。
IV-5-②-10 総合的な子育て支援拠点施設の整備 【再掲 I-2-9】	
事業の趣旨	あらゆる相談に対し、総合的に対応できる機能を備えた施設の設置について調査・研究する。
事業の概要	乳幼児期から中学生までの子どもたちの健全な育ちを一貫して推進するため、庁内関係部署が連携を図り、育児や発達、教育に関する悩み等子どもに関するあらゆる相談に対し総合的に対応できる機能を備えた施設の設置について、「児童館」や「子育て支援センター」の整備にあわせ調査・研究する。
IV-5-②-11 助産師ほっとライン（ママサポートダイヤル事業） 【再掲 I-2-11、III-1-32】	
事業の趣旨	妊産婦が、妊娠や出産に関する不安や悩みについて、助産師に気軽に相談することで、安心して育児に取り組むことができるよう妊産婦の不安の軽減や産後うつ等の予防を図るもの。
事業の概要	産前産後の体調や授乳などに関する電話相談に産後ケア応援室の助産師が年末年始を除き24時間、必要な助言等を行う。（令和元年7月から実施）
IV-5-②-12 子どもほっとダイヤル事業 【再掲 I-2-12】	
事業の趣旨	子ども専用の24時間電話相談窓口を設置し、子どもの悩みや不安の早期解消を図る。
事業の概要	親や友達にも打ち明けることのできない悩みを持つ小中学生の相談に24時間体制で対応するとともに、緊急を要する相談には関係機関と連携し、早期に対応できる体制を整える。（平成28年7月から実施）
IV-5-②-13 ファミリー・サポート・センター事業の充実 【再掲 II-1-3】	
事業の趣旨	子育ての援助ができる人と援助を受けたい人を組織化し、地域の人が身近に相互援助活動を行うことで安心して子育てをできるよう支援する。
事業の概要	本部、大沢野窓口、大山窓口、八尾窓口、婦中窓口の5か所で、会員の相互援助の精神に立った自発的な援助活動を、中立的立場で連絡調整を行う。
IV-5-②-14 安定した保育の提供 【再掲 II-1-5】	
事業の趣旨	未就学児数は減少傾向にあるものの、低年齢児の保育需要は増嵩していることから、安定的に保育を提供する。
事業の概要	低年齢児の入所希望の増加傾向を踏まえ、保育所定員の拡大や定員の弾力的運用等により、確実に保育を希望者に提供する。



IV-5-②-15 特別保育の充実 【再掲 II-1-6】	
事業の趣旨	多様化する保育ニーズに対応するため、特別保育の拡充に努める。
事業の概要	多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育等、特別保育の拡充に努める。
IV-5-②-16 病児・病後児保育の推進 【再掲 II-1-7】	
事業の趣旨	集団保育が困難な病気回復期等の児童の一時預かりの実施や、保育施設入所児童が体調不良となった場合に一時的に児童の看護を行うことができる体制の整備によって、保護者の就労等の支援に努める。
事業の概要	集団保育が困難な病気回復等の児童の一時預かり（病児・病後児対応型）を実施し、保護者の仕事と子育ての両立を支援する。また、保育施設入所児が体調不良になり、保護者がすぐに迎えに来ることができない場合、保育施設において一時的に児童の看護を行うことができる体制（体調不良児対応型）や保護者に代わって迎えに行き病児保育室で一時預かりする体制（送迎対応）を整備し、保護者の就労等の支援に努める。
IV-5-②-17 保育施設の整備・充実 【再掲 II-1-8】	
事業の趣旨	待機児童が生じないよう、地域の子育て家庭への支援を念頭に、保育需要に見合った保育施設の整備、充実を計画的に推進する。
事業の概要	児童の保育環境の維持・向上を図るため、老朽化した保育所等の改築を進めるほか、低年齢児室の拡充や子育て支援スペース等を備えた多機能保育施設等、多様な子育てニーズに対応した施設整備を促進する。
IV-5-②-18 私立保育所等に対する助成 【再掲 II-1-14】	
事業の趣旨	私立保育所等に対し必要な助成を行い、質の高い保育環境の充実に努める。
事業の概要	市立保育所と私立保育所等及び認可外保育施設との連携を図りながら、市域全体の保育サービスの向上を図る観点から、私立保育所等に対し必要な助成を行い、質の高い保育環境の充実に努める。
IV-5-②-19 子育て短期支援事業 【再掲 II-3-1】	
事業の趣旨	保護者の疾病、出産や残業、休日出勤等の事由により家庭における養育が一時的に困難となった児童を児童養護施設等において一定期間養育、保護することにより児童及びその家庭の福祉の向上を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業 保護者が疾病等の事由により家庭において養育することが一時的に困難となった児童が対象（原則として7日以内）。 ・夜間養護等（トワイライトステイ）事業 保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業（原則として3か月以内）。
IV-5-②-20 放課後児童健全育成事業の拡充 【再掲 II-3-4】	
事業の趣旨	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生に対し、家庭に代わる生活の場を提供するため、社会福祉法人等が行う放課後児童健全育成事業の運営及び施設整備に対して助成を行うことにより、児童の健全育成を図ると同時に、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。
事業の概要	<p>対象児童：保護者が仕事の都合により、昼間家庭にいない小学生</p> <p>開設時間：放課後から19時または20時 （学校休業日は午前8時から19時または20時）</p> <p>開設日数：原則年間250日以上</p>

IV-5-②-21 地域児童健全育成事業の拡充 【再掲 II-3-5】	
事業の趣旨	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生に対し、小学校の余裕教室などを利用して、健全な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図ると同時に、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。
事業の概要	対象児童：保護者が仕事の都合により、昼間家庭にいない保育を必要とする小学生 開設時間：放課後から3時間以上 開設日数：原則年間250日以上
IV-5-②-22 地域ミニ放課後児童クラブの開設 【再掲 II-3-6】	
事業の趣旨	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生に対し、家庭に代わる生活の場を提供するため、町内会やボランティア団体等が実施する、地域における多様な形で取り組む、自主的な子どもの居場所づくりに対して助成を行う。
事業の概要	対象児童：保護者が仕事の都合により、昼間家庭にいない保育を必要とする小学生 開設時間：放課後から3時間以上
IV-5-②-23 仲間づくりの赤ちゃん教室 【再掲 II-3-11】	
事業の趣旨	地域で赤ちゃん教室を実施することにより、健康観察の学習を深め、母親同士の触れあいを通して育児不安を解消できるように支援する。また、育児の仲間づくりを目指した自主グループづくりの推進を図る。
事業の概要	乳児をもつ母親等に対して、全地区を対象に各会場年6回、保健推進員連絡協議会に委託。
IV-5-②-24 保健推進員による家庭訪問 【再掲 II-3-12】	
事業の趣旨	健康づくりのため必要な正しい知識を普及し、地域における母子保健の向上や疾病予防及び健康の保持増進を円滑にする。
事業の概要	2～3か月及び8～9か月の乳児とその保護者に対して、市の保健事業の紹介や育児の相談を受ける。
IV-5-②-25 ベビーフェスティバル開催 【再掲 II-3-13】	
事業の趣旨	健康づくりのために必要な正しい知識を普及し、地域における母子保健の向上や疾病予防及び健康の保持増進を図ることを目的とする。
事業の概要	乳幼児やその家族に対して、各保健福祉センターで保健推進員連絡協議会の主催によりベビーフェスティバルを実施する。
IV-5-②-26 児童館の充実 【再掲 II-3-16、III-4-3】	
事業の趣旨	地域における児童健全育成活動の拠点として、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするために各種事業を実施する。
事業の概要	幼児向け親子サークルや、小中学生を対象とした活動や行事を行う。 (全13館)
IV-5-②-27 ミニ児童館の整備 【再掲 II-3-17、III-4-4】	
事業の趣旨	放課後等の小学校高学年の児童や中学生に健全な遊びの機会を与え、その健康増進と情操を豊かにする。
事業の概要	児童が自主的に活動(遊びや学習)できる場(ミニ児童館)を設置し、児童の自主性及び自立性を高める。



IV-5-②-28 一時保育の拡充 【再掲 II-3-27】	
事業の趣旨	地域における子育て家庭や非定型就労家庭を支援するための、一時保育実施施設の拡充を図る。
事業の概要	地域における子育て家庭や非定型就労家庭を支援するため、保育施設に入所していない児童について、保護者の都合（仕事や通院、冠婚葬祭等）により家庭で保育ができない場合に一時的に保育を行う一時保育の実施施設の拡充を図る。
IV-5-②-29 子育て支援スペース等の活用 【再掲 II-3-28】	
事業の趣旨	保育士への相談や他の保護者と子育てについての話題を共有することによって、孤立感や育児不安の解消を図る。
事業の概要	地域における子育て家庭を支援するため、保育所に子育てスペースを整備し保育所へ未入所の親子が気軽に訪れ、保育士への相談や他の保護者と子育てについての話題を共有することによって、孤立感や育児不安の解消を図る。
IV-5-②-30 「子育て支援センター」の開設 【再掲 II-3-29】	
事業の趣旨	地域における子育て家庭を支援するため、子育て支援センターを整備し、子育て相談事業の充実を図る。
事業の概要	子育て家庭に対する育児不安等の相談業務や地域の子育てサークル等の育成・指導、子育てに関する情報提供等を行う子育て支援センターを整備する。
IV-5-②-31 母子健康手帳・ママ手帳の交付 【再掲 III-1-1】	
事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるため、妊婦に母子健康手帳・ママ手帳を交付する。
事業の概要	妊娠届出をした者に、保健福祉センター（子育て世代包括支援センター）で母子健康手帳を交付する。交付する際、併せてママ手帳を配布し、保健師等の専門職が面談を行い妊娠期から子育て期を安心して過ごすための子育てケアプランを作成する。（ママ手帳については、平成30年6月から配布）
IV-5-②-32 妊産婦健康診査（妊婦健康診査） 【再掲 III-1-2（1）】	
事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるため、妊婦健康診査を医療機関に委託して行う。
事業の概要	妊婦一般健康診査：14回 妊婦精密健康診査（異常がみられた者）：1回
IV-5-②-33 妊産婦健康診査（産婦健康診査） 【再掲 III-1-2（2）】	
事業の趣旨	産後うつや新生児への虐待予防等を図る。
事業の概要	医療機関（産科）において、産後2週間と産後1か月の2回、エジンバラ産後うつ質問票等を含む産後健康診査を実施する。
IV-5-②-34 産後ケア事業 【再掲 III-1-5】	
事業の趣旨	産後の母親の身体の回復と心理的な安定を図るとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、健やかな育児ができるように支援する。
事業の概要	「富山市まちなか総合ケアセンター」内の産後ケア応援室にて、出産退院直後から産後4か月までの母子に対し、デイケア、宿泊等のサービスを提供する中で、心身のケアや育児サポート等を行い、母親自身のセルフケア能力を高め、安心して子育てができるよう支援する。

IV-5-②-35 乳幼児健康診査の実施（乳児一般健康診査） 【再掲 Ⅲ-1-6（1）】	
事業の趣旨	乳幼児が順調に発育・発達をしているかを確認するとともに、疾病を早期発見し、心身の健全な発達を促す。また親の育児姿勢の確立を支援する。
事業の概要	医療機関に委託して、乳児期に2回（6か月、9か月頃）、健康診査を実施する。
IV-5-②-36 乳幼児健康診査の実施（4か月児健康診査） 【再掲 Ⅲ-1-6（2）】	
事業の趣旨	乳幼児が順調に発育・発達しているかを確認するとともに、疾病を早期発見し、心身の健全な発達を促す。また親の育児姿勢の確立を支援する。
事業の概要	各保健福祉センターで、乳幼児期に1回（3～4か月）、問診、身体計測、小児科医師による診察、保健指導を実施する。
IV-5-②-37 乳幼児健康診査の実施（1歳6か月児健康診査） 【再掲 Ⅲ-1-6（3）】	
事業の趣旨	心身の発育・発達、運動機能、視聴覚等が順調かどうかを確認するとともに遅滞あるいは障害を早期に発見し、適切な保健指導を行うことにより、乳幼児の健全な発達を促す。また親の育児姿勢の確立を支援する。
事業の概要	各保健福祉センターで、乳幼児期に1回（1歳6～8か月）、問診、身体計測、小児科医師・歯科医師による診察、唾液検査、心理相談、栄養指導、歯科保健指導、保健指導を実施する。
IV-5-②-38 乳幼児健康診査の実施（3歳児健康診査） 【再掲 Ⅲ-1-6（4）】	
事業の趣旨	心身の発育・発達、運動機能、視聴覚等が順調かどうかを確認するとともに遅滞あるいは障害を早期に発見し、適切な保健指導を行うことにより、乳幼児の健全な発達を促す。また親の育児姿勢の確立を支援する。
事業の概要	各保健福祉センターで、乳幼児期に1回（3歳6～8か月）、問診、身体計測、尿検査、小児科医師・歯科医師による診察、視力検査、心理相談、栄養指導、歯科保健指導、保健指導を実施する。
IV-5-②-39 乳幼児健康診査の実施（休日健診） 【再掲 Ⅲ-1-6（5）】	
事業の趣旨	平日の受診が難しい保護者に対し休日に健康診査を実施することにより、健診の受診を促す。
事業の概要	市内に住所を有する幼児（1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の未受診者）に対し、休日に健康診査を年2回実施する。
IV-5-②-40 ベイビーボックスプレゼント事業 【再掲 Ⅲ-1-7】	
事業の趣旨	赤ちゃんの誕生を祝福するとともに、育児の相談や支援のきっかけとする。
事業の概要	出生届出時に引換券を渡し、各保健福祉センター（子育て世代包括支援センター）で育児用品を詰め合わせたベイビーボックスをプレゼントし、育児等に関する相談に応じる。（平成30年8月から開始）
IV-5-②-41 赤ちゃん教室 【再掲 Ⅲ-1-8、Ⅲ-2-1】	
事業の趣旨	乳児期の発育発達や疾病予防、栄養等育児についての基本的な知識や情報を提供するとともに、参加者同士の交流により育児不安を軽減し、養育者の育児姿勢の確立を支援する。
事業の概要	乳児とその家族を対象に、保健福祉センターで実施。保健師・栄養士・歯科衛生士による講義・グループワークを実施。



IV-5-②-42 新米パママ離乳食セミナー 【再掲 Ⅲ-1-9】	
事業の趣旨	初めて子育てしている父母に対して、離乳食の具体的な進め方や調理について、親子で参加できるセミナーを開催し、調理等の体験学習を通し、離乳食への関心や理解を深め、育児不安の軽減を図る。
事業の概要	4か月から6か月の乳児を第1子に持つ父母に対して、栄養士による講義及び調理実習を行う。
IV-5-②-43 妊婦健康相談事業 【再掲 Ⅲ-1-10、Ⅳ-1-5】	
事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるため、妊娠期からの支援を行う。
事業の概要	妊婦の健康相談として、来所相談・電話相談を保健福祉センターで実施。また、保健福祉センターで母子健康手帳発行時には、保健師による面接を実施し、妊娠期からの支援を実施する。
IV-5-②-44 乳幼児健康相談事業 【再掲 Ⅲ-1-11】	
事業の趣旨	乳幼児及びその保護者等に対し、適切な育児相談を実施することで、心身の健康の保持増進を図る。
事業の概要	保健福祉センター等で月1～2回実施し、保健師・栄養士・歯科衛生士が相談を受ける。
IV-5-②-45 こんには赤ちゃん事業 【再掲 Ⅲ-1-12、Ⅳ-1-6】	
事業の趣旨	2～3か月児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行う。
事業の概要	2～3か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。保健推進員連絡協議会に委託し、不在であった場合は、生後4か月までに看護師訪問、困難事例については保健師訪問で対応する。
IV-5-②-46 妊産婦訪問指導 【再掲 Ⅲ-1-13、Ⅳ-1-7】	
事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるために、妊産婦に対し健康管理や日常生活指導を行う。
事業の概要	妊婦一般健康診査票・産婦一般健康診査票により訪問依頼のあった妊産婦や妊娠届出書により把握した支援が必要な妊婦に対し、訪問指導を実施する。
IV-5-②-47 乳幼児訪問指導事業（新生児訪問） 【再掲 Ⅲ-1-14（1）】	
事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるために、新生児の保護者に対し、日常生活指導を行うとともに、疾病の予防や異常の早期発見、早期治療を促す。
事業の概要	出生連絡票により依頼のあったものに対し、訪問指導を実施する。
IV-5-②-48 乳幼児訪問指導事業（乳幼児訪問） 【再掲 Ⅲ-1-14（2）】	
事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるために、乳幼児の保護者に対し、日常生活指導を行うとともに、疾病の予防や異常の早期発見、早期治療を促す。
事業の概要	母子保健事業において、訪問指導が必要と認められた乳幼児に対し、保健師による訪問指導を実施する。
IV-5-②-49 乳幼児訪問指導事業（未熟児訪問） 【再掲 Ⅲ-1-14（3）】	
事業の趣旨	健やかな子どもを生み育てるために、未熟児の保護者に対し、日常生活指導を行うとともに、疾病の予防や異常の早期発見、早期治療を促す。
事業の概要	医療機関からの低体重児・未熟児連絡票等により訪問依頼のあったものに対し、訪問指導を実施する。

IV-5-②-50 産前産後・養育支援訪問事業 【再掲 III-1-15、IV-1-8】	
事業の趣旨	母子保健事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる乳幼児及び保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言等の専門相談支援や、その他、育児家事援助等必要な支援を行う。
事業の概要	対象者に対し、専門的相談支援は、保健師や臨床心理士、栄養士等が家庭訪問を実施、育児家事援助についてはヘルパーが実施する。 必要に応じて事例検討会を行う。(育児家事援助については、平成30年11月より実施)
IV-5-②-51 幼児むし歯予防事業（よい歯づくり講座） 【再掲 III-1-16（1）】	
事業の趣旨	乳歯のむし歯は進行が速いため、初期からの予防策として実施する。
事業の概要	フッ化物塗布を希望する保護者に対し、フッ化物塗布を行う前に、むし歯予防を含めた健康教育を行う。
IV-5-②-52 幼児むし歯予防事業（フッ化物塗布） 【再掲 III-1-16（2）】	
事業の趣旨	乳歯のむし歯は進行が速いため、初期からの予防策として実施する。
事業の概要	フッ化物塗布を希望する幼児に対し、歯科検診とむし歯予防を含めた健康教育を行うとともにフッ化物塗布を実施する。
IV-5-②-53 幼児むし歯予防事業（幼児歯科健診事業） 【再掲 III-1-16（3）】	
事業の趣旨	幼児期から歯の大切さを意識し、予防策を習慣化することにより生涯を通じた口腔の健康保持を図ることを目的とする。
事業の概要	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査において歯科医師、歯科衛生士による健診と指導を実施する。
IV-5-②-54 妊婦歯科健康診査事業 【再掲 III-1-17】	
事業の趣旨	妊婦は妊娠に伴う生理的变化により、むし歯や歯周病になりやすく、また、妊娠初期は胎児の歯の形成期でもあり、妊婦自身と生まれてくる乳児の歯科保健の向上を図ることを目的として歯科健診を実施する。
事業の概要	母子健康手帳交付時に受診票を交付し、妊娠期間中に1回、富山市内歯科医療機関で実施する。
IV-5-②-55 関係機関等連携会議（切れ目ない子育て支援体制構築事業） 【再掲 III-1-29】	
事業の趣旨	全ての妊産婦等が安心して妊娠・出産・子育てを行い、子どもが健やかに育つような環境を整備するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。
事業の概要	医療機関や関係機関等と連携会議を開催し、総合的な相談支援の実施に向けて支援体制の強化等を協議する。
IV-5-②-56 食を通じた子どもの健全育成事業 【再掲 III-2-2】	
事業の趣旨	生活習慣病を予防するために、子どものころから望ましい生活習慣を身につける。
事業の概要	乳幼児健診や乳幼児健康相談時に来所している保護者に対して、朝食の簡単メニューを紹介し、朝食の大切さを啓発する。



IV-5-②-57 保育施設における食育の推進 【再掲 Ⅲ-2-4】	
事業の趣旨	豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる体験を通して食への関心を育み「食を営む力」の基礎を培うよう努める。
事業の概要	食育に関する年間計画より毎月のテーマを決め、食材の実物や掲示資料等を通して、子どもたち・保護者等に啓発する。
IV-5-②-58 食を通じた親子ふれあい交流事業 【再掲 Ⅲ-2-5】	
事業の趣旨	乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間関係の形成・家族関係づくりによる心の健全育成を図る。
事業の概要	給食参観にあわせて、親子で一緒に食事をし、食育に関する指導する。
IV-5-②-59 低廉で良質な市営住宅の供給 【再掲 Ⅲ-5-1】	
事業の趣旨	安心して子育てができる低廉で良質な住宅を確保するため、老朽化した住宅を建て替えて供給する。
事業の概要	老朽化した団地建替事業を実施する。
IV-5-②-60 市営住宅における母子世帯向住宅の供給 【再掲 Ⅲ-5-2】	
事業の趣旨	母子世帯に対しては、福祉施策の観点から居住安定のための施策展開が望まれることから、市営住宅において母子世帯向けの住宅確保に努める。
事業の概要	9団地の43戸を母子世帯向けの特定目的住宅に指定し、母子世帯に限定して提供する。
IV-5-②-61 専門医制度運営事業 【再掲 Ⅲ-7-10】	
事業の趣旨	子どもたちの健康を取り巻く環境が多様化、専門化しているなか、学校保健に関する様々な課題に対して、学校と家庭、地域の保健機関が連携して対応ができるよう必要な支援を行う。
事業の概要	産婦人科医、精神科医、整形外科医の専門医を学校に派遣し、教職員、保護者または生徒を対象に講話等による集団指導や面接による個別指導を行う。
IV-5-②-62 富山市要保護児童対策地域協議会の運営 【再掲 IV-1-1】	
事業の趣旨	要保護児童等の早期発見及び適切な保護、または要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るための情報交換を行い、支援内容に関する協議を行う。
事業の概要	児童福祉法及び富山市要保護児童対策地域協議会運営要綱等に基づき、要保護児童等の発見から支援までのスムーズな連携を図る。 要保護児童等の情報交換と支援について関係機関との調整、協議を行う。
IV-5-②-63 児童養護施設（愛育園）の設置・運営 【再掲 IV-1-4】	
事業の趣旨	保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童（乳児を除く）を入所させて、子どもたちの養護と、その自立を支援するため、児童養護施設（愛育園）を設置、運営をする。
事業の概要	定員50人

IV-5-②-64 子ども家庭総合支援拠点運営事業 【再掲 IV-1-12】	
事業の趣旨	年々増加する児童虐待相談や気がかりな妊産婦等に迅速かつ適切に対応するため、国が「児童虐待防止対策総合強化プラン」等により、全市町村に2022年度までに設置を求めている「子ども家庭総合支援拠点」を、平成31年4月からこども育成健康課に設置しており、引き続き、運営するもの。
事業の概要	「子ども家庭総合支援拠点」は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関するより専門的な相談対応や必要な調査・指導等を行い、地域の社会資源や必要なサービスに繋ぐ役割を担うものであり、平成31年4月から、新たに心理担当職員と虐待対応専門員（看護師）を配置し、5名体制から7名体制に2名増員し対応している。 業務内容 (1) 子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談への対応） (2) 要支援児童及び要保護児童等への支援業務（調査、アセスメント等） (3) 関係機関との連絡調整 (4) その他の必要な支援
IV-5-②-65 母子生活支援施設（和光寮）の設置・運営 【再掲 IV-2-1】	
事業の趣旨	母子家庭やDV被害者の母と子が心身ともに健やかに良い環境の中で生活ができるように、母子生活支援施設（和光寮）を設置、運営し、日常の中で育児・教育についての相談や各種行事への参加を通して、自立への足がかりとなるよう援助し、指導を行う。
事業の概要	定員：2世帯
IV-5-②-66 母子父子自立支援員設置事業 【再掲 IV-2-8】	
事業の趣旨	母子及び父子家庭並びに寡婦の福祉向上を図るための相談指導及び母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うことにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図る。
事業の概要	母子・父子自立支援員の配置（2人）
IV-5-②-67 ひとり親お助け隊事業 【再掲 IV-2-17】	
事業の趣旨	ひとり親アテンダントが、様々な支援の情報提供や要望に応じた手続きの付き添いを行い、一人ひとりに寄り添ったサポートを行う。
事業の概要	ひとり親アテンダントの配置（1人）
IV-5-②-68 短期入所事業（児童） 【再掲 IV-3-2】	
事業の趣旨	自宅での介護者が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設において、入浴・排泄・食事の介助等を行うことにより、福祉の向上を図る。
事業の概要	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う。
IV-5-②-69 放課後等デイサービス事業 【再掲 IV-3-11】	
事業の趣旨	障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行う。
事業の概要	学校に就学している障害のある子どもに対し、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。



IV-5-②-70 助産の実施 【再掲 IV-4-2】	
事業の趣旨	経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦の助産を実施する。
事業の概要	助産施設：富山市民病院、富山赤十字病院

③ 就労の支援

IV-5-③-1 母子家庭等就業・自立支援センターの運営 【再掲 IV-2-2】	
事業の趣旨	母子家庭の母または父子家庭の父の相談支援体制を整備するとともに、就業相談、就業支援講習等の一貫した就業支援サービスを総合的に提供し、ひとり親家庭の自立を促進する。
事業の概要	設置者：富山県と富山市（共同設置） 実施主体：富山県母子寡婦福祉連合会（県から委託） 概要：就業相談、就業促進活動、就業支援講習会の開催、就業支援バンク、養育費等支援、面会交流支援

IV-5-③-2 母子家庭等自立支援給付金支給事業 【再掲 IV-2-3】	
事業の趣旨	母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発の支援、経済的自立に効果的な資格取得期間中の安定した修業環境の提供、就業機会創出を支援するため、「母子家庭等自立支援給付金」を支給する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援教育訓練給付金 市が指定した教育訓練講座の受講者に受講料の一部を支給する。 高等職業訓練促進給付金 看護師等専門的な資格取得を目的として1年以上、養成機関で修業する者に対して、修業期間中の生活費を支給する。 高等職業訓練修了支援給付金 高等職業訓練促進給付金支給対象者にカリキュラム修了後に支給する。

IV-5-③-3 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 【再掲 IV-2-4】	
事業の趣旨	ひとり親家庭の親及び児童の学び直しを支援し、自立の促進及び生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対策講座の受講費用の一部を支給する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 受講修了時給付金 対策講座の受講修了後に支給する。 合格時給付金 高等学校卒業程度認定試験合格後に支給する。

IV-5-③-4 ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成事業 【再掲 IV-2-10】	
事業の趣旨	仕事や家事等でファミリー・サポート・センターを利用し、子どもを預けるひとり親家庭の親に対し、その利用料の一部を助成し、育児と仕事が両立できる環境整備を図る。
事業の概要	ファミリー・サポート・センター利用料の4/5を助成する。 (年度内の助成の上限額は合計2万円)

IV-5-③-5 ひとり親家庭病児保育利用料助成事業 【再掲 IV-2-11】	
事業の趣旨	ひとり親家庭の親に対し、病児保育の利用料の一部を助成し、育児と仕事が両立できる環境整備を図る。
事業の概要	病児保育利用料の1/2助成する。(ただし、1/2の額が1,000円を超えるときは1,000円とする。)

IV-5-③-6 ひとり親雇用奨励金 【再掲 IV-2-14、V-2-2】	
事業の趣旨	母子家庭の母等の雇用促進と雇用安定を図る。
事業の概要	市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父を、国の助成金の受給満了後も引き続き雇用している中小企業の事業主に奨励金を支給する。

IV-5-③-7 放課後児童健全育成ひとり親家庭支援事業 【再掲 IV-2-15】	
事業の趣旨	労働等により保護者が昼間家庭にいない、ひとり親家庭を支援するため、放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人に対して、対象児童の利用料の一部を助成し、利用者の負担軽減を図るもの。
事業の概要	放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人に対して、対象となる児童の8月分の利用料を、1名あたり5,000円助成することにより、法人等は利用者の利用料を5,000円減額する。

④ 経済的支援

IV-5-④-1 妊産婦医療費助成事業 【再掲 III-1-25】	
事業の趣旨	妊産婦に対し医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と適正な医療の確保を図り、母子保健の向上と福祉の増進に寄与する。
事業の概要	対象疾病：妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患、切迫早産 助成内容：対象疾病にかかる保険診療の自己負担分（食事療養費は除く） 助成方法：現物給付（ただし、県外の診療は償還払い。）

IV-5-④-2 こども医療費助成事業 【再掲 III-1-26、IV-4-5】	
事業の趣旨	保護者に対し子どもの医療費を助成することにより、子どもの健やかな成長を図り、子どもの福祉の増進に寄与する。
事業の概要	助成対象：0歳～中学3年生 助成内容：保険診療の自己負担分（食事療養費は除く） 助成方法：現物給付（ただし、0歳児の県外診療及び1歳からの富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町以外の診療は償還払い。）

IV-5-④-3 未熟児養育医療費助成事業 【再掲 III-1-27】	
事業の趣旨	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、必要な医療の給付を行う。
事業の概要	対象者：出生時体重が2,000g以下等の未熟児 給付内容：入院治療に要する医療費の自己負担分（食事療養費を含む） 負担金：扶養義務者世帯の市町村民税額に応じ、負担金を徴収

IV-5-④-4 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【再掲 IV-2-5】	
事業の趣旨	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、資金を貸し付ける。
事業の概要	貸付の種類：事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金 償還期限：3年～20年



IV-5-④-5 児童扶養手当支給事業 【再掲 IV-2-6】	
事業の趣旨	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童福祉の推進を図る。
事業の概要	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの（障害のある児童は20歳未満）児童を監護する母または父、養育者（児童と同居して、これを監護し、かつその生計を維持する者）に児童扶養手当を支給する。
IV-5-④-6 ひとり親家庭等医療費助成事業 【再掲 IV-2-7】	
事業の趣旨	ひとり親家庭等に対し医療費を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定を図り、ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与する。
事業の概要	助成対象：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護しているひとり親家庭等の父若しくは母または養育者及び児童（0歳児を除く） 助成内容：保険診療の自己負担分（食事療養費は除く） 助成方法：現物給付（ただし、県外の診療は償還払い。）
IV-5-④-7 ひとり親家庭等家賃助成事業 【再掲 IV-2-18】	
事業の趣旨	居住推進地区への転居を促進する。
事業の概要	ひとり親家庭が、「まちなか」または「公共交通沿線居住推進補助対象地区」以外から「公共交通沿線居住推進補助対象地区」の民間賃貸住宅に転入・転居する場合に、家賃の一部を補助する。
IV-5-④-8 児童手当支給事業 【再掲 IV-4-8】	
事業の趣旨	家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している者に児童手当を支給する。
事業の概要	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育する者に児童手当を支給する。

基本目標V 子育てと仕事の両立支援

現状と課題

少子・超高齢化が進み家族形態が多様化する今日、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）はますます重要なテーマとなっており、とりわけ子育て家庭における育児と仕事の両立の問題は、介護と仕事の両立の問題とともに、誰もが生き方や働き方を自らの意思によって選択できる社会づくりにとって、大きな課題となっています。

現在、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、労働基準法の改正等によって法的な整備は少しずつ進みつつありますが、それでも次代を担う子どもたちの養育を社会が支えていくという体制はまだ不十分です。今後も行政による女性の再就職支援や、働く人の家庭的環境、子育て環境等に配慮し、柔軟な働き方ができる制度を企業が導入する等、誰もが、自ら望む生き方で働き続けられる社会づくりに、市、市民、事業者が一体となって取り組む必要があります。

施策の方向性

V-1 ワーク・ライフ・バランスの意識づくり

V-1-1 テレワーク拠点開設支援事業補助金

事業の趣旨	勤労者が仕事と育児等を両立し、安心して働くことができる就労環境を実現する。		
事業の概要	市内で保育園等の子育て関連施設を運営する社会福祉法人やNPO法人等が、保護者が利用しやすい場所にテレワークでの勤務が可能になる環境を整備する際の費用の一部を助成する。		
基準年実績 (平成30年度)	0件		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	商業労政課	第一期評価	新規

V-1-2 ワーク・ライフ・バランス実現への意識啓発

事業の趣旨	人々の自由な自己実現を可能にするために、また生産年齢人口減少の将来予測を踏まえ、経済社会の持続的発展や企業の活性化のために、仕事と生活の調和を実現できる環境づくりに努める。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」による広報 ・富山市ホームページ、広報とやまによる情報提供 ・男女共同参画推進地域リーダーによる地域における意識啓発活動の実施 ・富山市出前講座の実施 		
基準年実績 (平成30年度)	継続実施		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	男女参画・市民協働課	第一期評価	A



V-1-3 企業向け妊娠・子育て応援シンポジウム 【再掲 I-1-6】			
事業の趣旨	企業に勤めながらも希望する時期での妊娠・出産の実現ができる環境づくりを目指し、企業の人事や厚生担当者等の理解を深め、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進する。		
事業の概要	企業向けの妊娠・子育て応援シンポジウムを開催する。		
基準年実績 (平成30年度)	年1回開催		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	こども育成健康課	第一期評価	新規

V-2 雇用環境の整備

V-2-1 事業所内保育施設を設置する事業主への支援			
事業の趣旨	勤労者が仕事と子育てとを両立できる環境の整備を促進する。		
事業の概要	福利厚生制度の一環として、事業所内保育施設を新たに設置する事業主に対し、設置費や運営費の一部を助成する。		
基準年実績 (平成30年度)	2か所		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	商業労政課	第一期評価	A

V-2-2 ひとり親雇用奨励金 【再掲 IV-2-14】			
事業の趣旨	母子家庭の母等の雇用促進と雇用安定を図る。		
事業の概要	市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父を、国の助成金の受給満了後も引き続き雇用している中小企業の事業主に奨励金を支給する。		
基準年実績 (平成30年度)	29事業所 29人		
事業目標 (令和6年度)	継続実施		
担当課	商業労政課	第一期評価	A



子ども・子育て支援新制度に基づく 事業の展開

第5章 子ども・子育て支援新制度に基づく事業の展開

1 制度改正のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

平成30年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

令和元年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 平成28年の一部改正

国主体の「仕事・子育て両立支援事業」を創設するとともに、事業主拠出金の率の引き上げ等。

② 平成30年の一部改正

子どものための教育・保育給付の費用の一部への拠出金を充当させるとともに、待機児童解消のため「子育て安心プラン」を前倒しし、保育の受け皿確保としての保育充実事業を規定。

③ 令和元年の一部改正（幼児教育・保育の無償化に係る改正）

子ども・子育て支援の内容及び水準について、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加するとともに、子育てのための施設等利用給付を創設。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国人につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

2 制度の事業体系

(1) 幼児期の教育・保育の提供

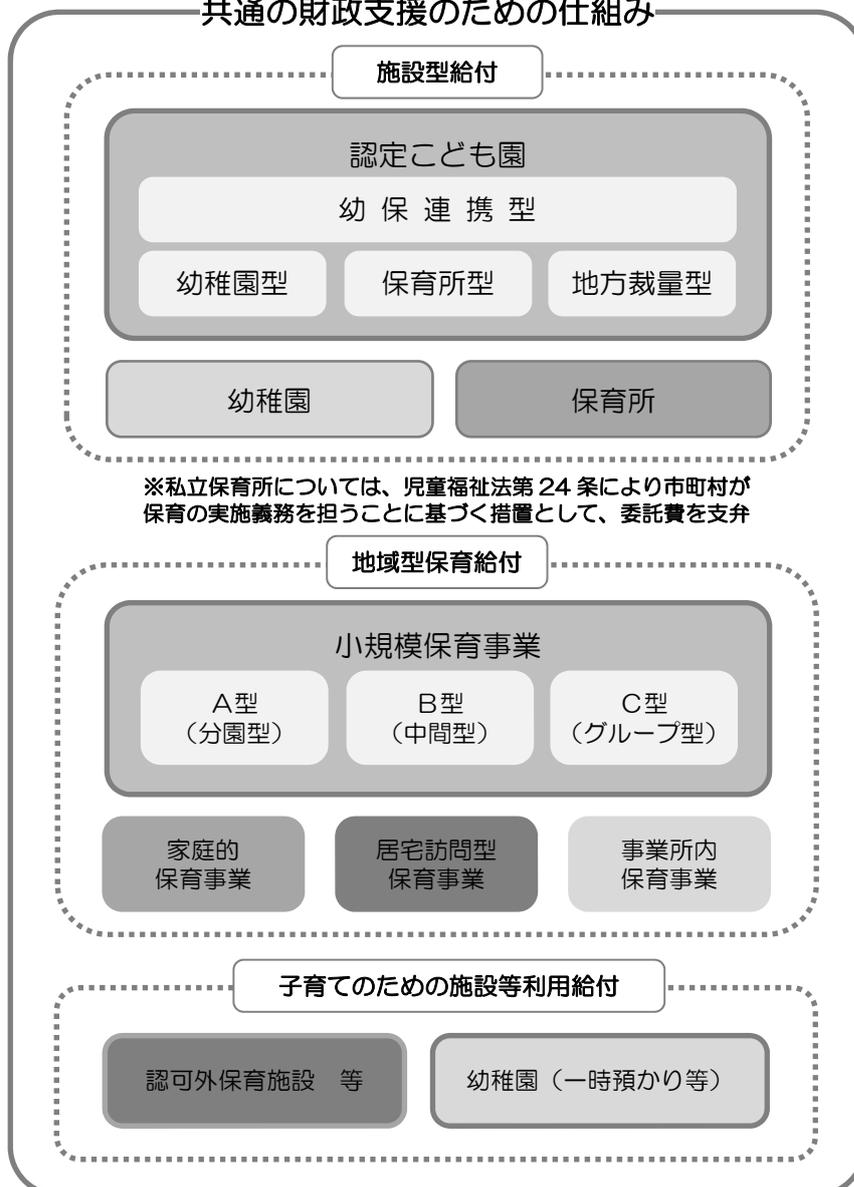
平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する仕組みが共通化され、「施設型給付」及び「地域型保育給付」として財政支援を行っています。

さらに、令和元年10月には、「子育てのための施設等利用給付」が新たに創設され、認可外保育施設等利用者へも支援が拡大されることとなりました。

本市においても、国が定める仕組みにより、幼児期の教育・保育における財政的支援に取り組んでいきます。

■ 公的給付による支援の仕組み

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等
共通の財政支援のための仕組み



(2) 地域子ども・子育て支援事業

新制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、地域に根差した総合的な子育て支援体制の充実を図ることとしています。本市においても、国の定める下表の13事業により、地域の子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

■ 本市における地域子ども・子育て支援事業

No	第5章中の位置付け		対象児童 年齢
	対象事業	本市事業名	
1	I-2 子育て相談体制の充実		0～5歳 1～6年生
	利用者支援事業	(新規事業のため該当事業なし)	
2	II-1 保育サービス等の充実		0～5歳
	時間外保育事業	延長保育事業	
3	II-3 家庭や地域における子育て環境の充実		1～6年生
	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ、子ども会	
4	II-3 家庭や地域における子育て環境の充実		0～18歳
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	
5	III-1 母子保健サービスの充実 IV-1 要保護児童等の支援		0歳
	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業	
6	III-1 母子保健サービスの充実 IV-1 要保護児童等の支援		0～5歳
	養育支援訪問事業	産前産後・養育支援訪問事業	
7	I-2 子育て相談体制の充実 II-3 家庭や地域における子育て環境の充実		0～2歳
	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	
8	II-1 保育サービス等の充実 II-3 家庭や地域における子育て環境の充実		3～5歳 0～5歳
	一時預かり事業	預かり保育事業 一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ	
9	II-1 保育サービス等の充実		0～5歳
	病児保育事業	病児・病後児保育事業	
10	II-1 保育サービス等の充実		0～5歳 1～6年生
	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業	
11	III-1 母子保健サービスの充実		/
	妊婦に対する健康診査事業	妊婦一般・歯科健康診査事業	
12	IV-4 子育てに対する経済的支援		/
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付事業補助金	
13	II-1 保育サービス等の充実		/
	多様な主体が参画することを促進するための事業	(該当事業なし)	

(3) 教育・保育利用のための認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき教育・保育利用や施設利用のための認定（支給認定）をあらかじめ行ったうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■ 認定区分

支給認定は次の1～3号の区分で行われます。

設定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上かつ就学前で、学校教育のみを希望する子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上かつ就学前で、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 小規模保育等

■ 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の認定）にあたっては、以下の3点を勘案して運用を行います。

事由	① 就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的にすべての就労 ② 就労以外の事由 保護者の疾病・障害、妊娠・出産、同居または長期入院中の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれ、育児休業中で既に保育利用中の子どもが継続利用、またそれらに類するものとして市が認める場合
区分 (保育の必要量)	① 保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当) ② 保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、就労の下限時間を64時間/月に設定)
優先利用	ひとり親家庭、生活保護世帯、失業等により就労の必要性が高いケース、虐待やDVのおそれのあるケース等

■ 子育てのための施設等利用給付の認定区分（保育必要量の認定は不要）

支給認定は次の新1～3号の区分で行われます。

設定区分	対象者	対象施設
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園 等
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、子ども子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業 等
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、子ども子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

3 教育・保育事業等の提供区域

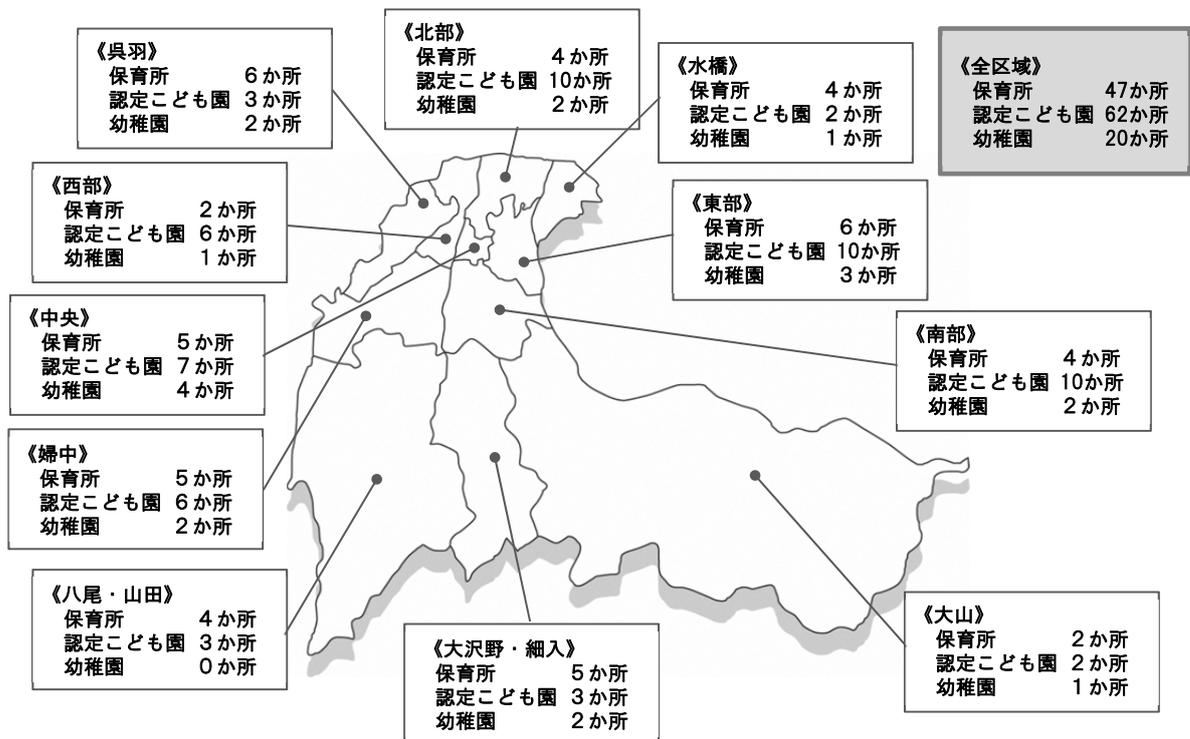
本市の子ども・子育て支援事業計画の中で、教育・保育や子育て支援事業が必要とされる需給量を分析し今後の提供方策を考えていく上で、市域全体を下図の11区域に分けて検討することとしました。

■ 設定の理由

富山市には、小学校区を基礎として地域コミュニティの核となる自治振興会が現在79形成されており、この79の自治振興会は、中学校区や日常生活圏域、住民同士の歴史的なつながり、市町村合併前の行政区域等をふまえ、13のブロックにまとまっています。

この13ブロックは、地域生活圏としてのまとまりの一つであり、本計画における教育・保育提供区域の設定にあたって、この自治振興会の13ブロックが基本となると考えました。ただし、山田地域及び細入地域はともに対象となる子どもの数が極めて少ないことから、これまでの日常的なつながりを重視して、山田地域は八尾地域と、また細入地域は大沢野地域と一体的に考えて、市域全体を第1期計画と同様の11区域として設定しました。

■ 区域設定と区域別の保育所・幼稚園の状況（平成31年4月時点）



4 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 子ども人口の推計

本市の子ども人口は年々減少することが見込まれています。0～11歳の子ども人口は平成31年から令和6年まで7.9%減、0～5歳の子ども人口は8.8%減、6～11歳の子ども人口は7.1%減であり、少子化が進展することが予測されます。

■ 子ども人口の推移と推計

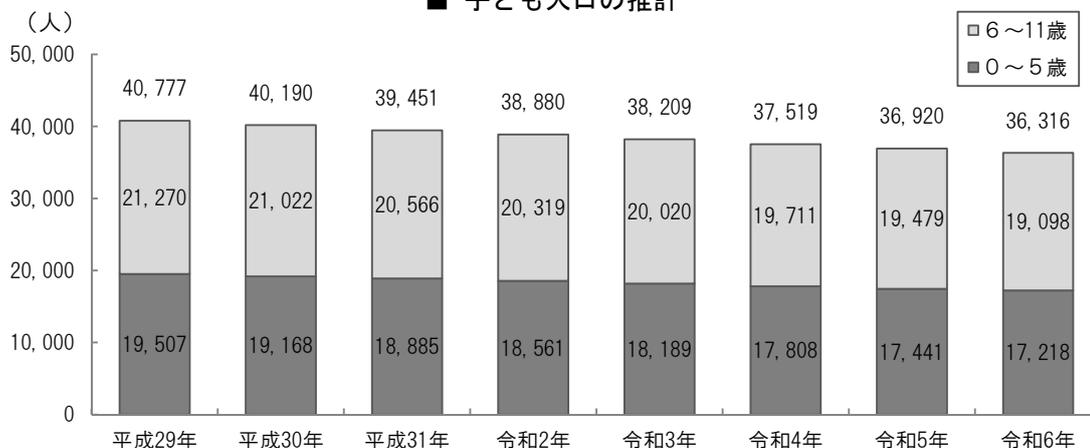
【単位】人

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳	40,777	40,190	39,451	38,880	38,209	37,519	36,920	36,316
0歳	3,164	2,987	2,975	2,926	2,876	2,831	2,792	2,765
1歳	3,237	3,202	3,035	3,025	2,967	2,917	2,872	2,833
2歳	3,256	3,228	3,159	3,003	2,999	2,941	2,891	2,846
3歳	3,244	3,252	3,226	3,164	2,992	2,988	2,930	2,880
4歳	3,261	3,244	3,236	3,206	3,153	2,982	2,978	2,920
5歳	3,345	3,255	3,254	3,237	3,202	3,149	2,978	2,974
0～5歳	19,507	19,168	18,885	18,561	18,189	17,808	17,441	17,218
6歳	3,404	3,366	3,247	3,248	3,245	3,210	3,157	2,985
7歳	3,514	3,390	3,355	3,265	3,249	3,246	3,211	3,158
8歳	3,544	3,520	3,387	3,366	3,264	3,248	3,245	3,210
9歳	3,556	3,542	3,503	3,387	3,364	3,262	3,246	3,243
10歳	3,657	3,546	3,535	3,517	3,387	3,364	3,262	3,246
11歳	3,595	3,658	3,539	3,536	3,511	3,381	3,358	3,256
6～11歳	21,270	21,022	20,566	20,319	20,020	19,711	19,479	19,098

資料：平成29年～平成31年は、住民基本台帳(各年4月30日)

令和2年～令和6年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計(各年4月30日)

■ 子ども人口の推計



5 教育・保育事業の今後のニーズ量見込み

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、補正を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 教育・保育事業の見込み量と確保方策

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（市域全体：年度末時点）

【単位】人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳	
令和2年度	①量の見込み	875	1,390	7,150	1,459	4,370	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		3,484	7,918	948	4,083
		確認を受けない幼稚園		335			
		地域型保育事業				47	128
		企業主導型保育事業			39	32	69
		認可外保育施設			197	19	109
※定員適正化後（②-①）			1,554	1,004	▲ 223	836	
令和3年度	①量の見込み	737	1,168	7,255	1,440	4,503	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		3,052	7,939	951	4,089
		確認を受けない幼稚園		335			
		地域型保育事業				53	141
		企業主導型保育事業			39	32	69
		認可外保育施設			197	19	109
※定員適正化後（②-①）			1,482	920	▲ 195	723	
令和4年度	①量の見込み	652	1,030	7,255	1,431	4,540	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		2,644	8,024	971	4,153
		確認を受けない幼稚園		335			
		地域型保育事業				53	141
		企業主導型保育事業			39	32	69
		認可外保育施設			197	19	109
※定員適正化後（②-①）			1,297	1,005	▲ 162	763	
令和5年度	①量の見込み	547	867	7,295	1,413	4,625	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		2,253	7,965	1,030	4,266
		確認を受けない幼稚園		335			
		地域型保育事業				77	193
		企業主導型保育事業			39	32	69
		認可外保育施設			197	19	109
※定員適正化後（②-①）			1,174	906	▲ 49	865	
令和6年度	①量の見込み	519	824	7,255	1,385	4,670	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		1,993	7,965	1,050	4,316
		確認を受けない幼稚園		335			
		地域型保育事業				77	193
		企業主導型保育事業			39	32	69
		認可外保育施設			197	19	109
※定員適正化後（②-①）			985	946	3	880	

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値



① 中央区域

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（年度末時点）

【単位】人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳	
令和2年度	①量の見込み	129	106	340	70	190	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		641	683	73	324
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				4	8
		企業主導型保育事業			0	9	9
		認可外保育施設			23	4	13
※定員適正化後（②－①）		406	366	35	229		
令和3年度	①量の見込み	103	86	360	72	195	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		550	683	73	324
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				10	21
		企業主導型保育事業			0	9	9
		認可外保育施設			23	4	13
※定員適正化後（②－①）		361	346	39	237		
令和4年度	①量の見込み	96	79	370	74	200	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		450	683	73	324
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				10	21
		企業主導型保育事業			0	9	9
		認可外保育施設			23	4	13
※定員適正化後（②－①）		275	336	37	232		
令和5年度	①量の見込み	85	71	380	76	205	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		350	600	73	324
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				10	21
		企業主導型保育事業			0	9	9
		認可外保育施設			23	4	13
※定員適正化後（②－①）		194	243	35	227		
令和6年度	①量の見込み	80	67	390	78	210	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		250	550	73	324
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				10	21
		企業主導型保育事業			0	9	9
		認可外保育施設			23	4	13
※定員適正化後（②－①）		103	183	33	222		

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値

② 東部区域

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（年度末時点）

【単位】人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳	
令和2年度	①量の見込み	239	356	1,700	387	1,100	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		489	1,509	190	758
		確認を受けない幼稚園		240			
		地域型保育事業				24	53
		企業主導型保育事業			39	14	32
		認可外保育施設			36	7	29
	※定員適正化後（②-①）		134	▲ 116	▲ 114	▲ 76	
令和3年度	①量の見込み	217	323	1,730	391	1,150	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		400	1,509	190	758
		確認を受けない幼稚園		240			
		地域型保育事業				24	53
		企業主導型保育事業			39	14	32
		認可外保育施設			36	7	29
	※定員適正化後（②-①）		100	▲ 146	▲ 118	▲ 126	
令和4年度	①量の見込み	191	285	1,760	396	1,200	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		350	1,589	210	808
		確認を受けない幼稚園		240			
		地域型保育事業				24	53
		企業主導型保育事業			39	14	32
		認可外保育施設			36	7	29
	※定員適正化後（②-①）		114	▲ 96	▲ 99	▲ 116	
令和5年度	①量の見込み	162	240	1,800	396	1,250	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		300	1,680	232	852
		確認を受けない幼稚園		240			
		地域型保育事業				30	66
		企業主導型保育事業			39	14	32
		認可外保育施設			36	7	29
	※定員適正化後（②-①）		138	▲ 45	▲ 67	▲ 101	
令和6年度	①量の見込み	161	239	1,800	400	1,300	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		200	1,730	252	902
		確認を受けない幼稚園		240			
		地域型保育事業				30	66
		企業主導型保育事業			39	14	32
		認可外保育施設			36	7	29
	※定員適正化後（②-①）		40	5	▲ 47	▲ 91	

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値



③ 西部区域

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（年度末時点）

【単位】人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳	
令和2年度	①量の見込み	68	111	460	85	270	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		98	562	81	303
		確認を受けない幼稚園		95			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
	※定員適正化後（②-①）		14	102	12	94	
令和3年度	①量の見込み	52	84	460	81	275	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		98	562	81	303
		確認を受けない幼稚園		95			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
	※定員適正化後（②-①）		57	102	16	89	
令和4年度	①量の見込み	50	81	450	81	270	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		80	565	81	303
		確認を受けない幼稚園		95			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
	※定員適正化後（②-①）		44	115	16	94	
令和5年度	①量の見込み	45	74	450	81	265	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		70	500	81	303
		確認を受けない幼稚園		95			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
	※定員適正化後（②-①）		46	50	16	99	
令和6年度	①量の見込み	40	65	440	76	260	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		60	500	81	303
		確認を受けない幼稚園		95			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
	※定員適正化後（②-①）		50	60	21	104	

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値

④ 南部区域

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（年度末時点）

【単位】人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳	
令和2年度	①量の見込み	233	349	1,280	279	840	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		735	1,314	137	682
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				10	28
		企業主導型保育事業			0	6	12
		認可外保育施設			21	0	10
	※定員適正化後（②-①）		153	55	▲ 99	28	
令和3年度	①量の見込み	189	282	1,330	279	880	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		600	1,314	137	682
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				10	28
		企業主導型保育事業			0	6	12
		認可外保育施設			21	0	10
	※定員適正化後（②-①）		129	5	▲ 99	▲ 12	
令和4年度	①量の見込み	165	247	1,350	283	880	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		550	1,316	137	696
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				10	28
		企業主導型保育事業			0	6	12
		認可外保育施設			21	0	10
	※定員適正化後（②-①）		138	▲ 13	▲ 103	5	
令和5年度	①量の見込み	132	197	1,380	283	900	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		450	1,380	177	777
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				10	28
		企業主導型保育事業			0	6	12
		認可外保育施設			21	0	10
	※定員適正化後（②-①）		121	21	▲ 55	82	
令和6年度	①量の見込み	126	189	1,380	288	900	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		400	1,380	177	777
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				10	28
		企業主導型保育事業			0	6	12
		認可外保育施設			21	0	10
	※定員適正化後（②-①）		85	21	▲ 60	82	

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値



⑤ 北部区域

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（年度末時点）

【単位】人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳	
令和2年度	①量の見込み	67	164	980	189	600	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		471	1,041	113	543
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				6	30
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			48	5	42
※定員適正化後（②-①）		240	109	▲ 42	124		
令和3年度	①量の見込み	53	130	980	180	600	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		381	1,041	113	543
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				6	30
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			48	5	42
※定員適正化後（②-①）		198	109	▲ 33	124		
令和4年度	①量の見込み	49	119	975	171	580	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		281	1,041	113	543
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				6	30
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			48	5	42
※定員適正化後（②-①）		113	114	▲ 24	144		
令和5年度	①量の見込み	36	88	970	171	580	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		200	1,000	113	543
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				18	56
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			48	5	42
※定員適正化後（②-①）		76	78	▲ 12	170		
令和6年度	①量の見込み	31	76	965	162	570	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		200	1,000	113	543
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				18	56
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			48	5	42
※定員適正化後（②-①）		93	83	▲ 3	180		

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値

⑥ 呉羽区域

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（年度末時点）

【単位】人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳	
令和2年度	①量の見込み	27	63	415	81	235	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		230	453	39	227
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			31	1	8
※定員適正化後（②-①）		140	69	▲ 33	45		
令和3年度	①量の見込み	21	49	420	81	245	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		230	474	42	233
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			31	1	8
※定員適正化後（②-①）		160	85	▲ 30	43		
令和4年度	①量の見込み	18	43	415	76	250	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		230	474	42	233
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			31	1	8
※定員適正化後（②-①）		169	90	▲ 25	38		
令和5年度	①量の見込み	15	36	410	72	250	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		230	474	42	233
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			31	1	8
※定員適正化後（②-①）		179	95	▲ 21	38		
令和6年度	①量の見込み	13	31	405	67	255	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		230	474	42	233
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			31	1	8
※定員適正化後（②-①）		186	100	▲ 16	33		

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値



⑦ 水橋区域

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（年度末時点）

【単位】人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳	
令和2年度	①量の見込み	11	13	200	40	120	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		125	250	27	147
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			13	2	4
※定員適正化後（②-①）		101	63	▲ 6	60		
令和3年度	①量の見込み	10	12	205	38	120	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		100	250	27	147
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			13	2	4
※定員適正化後（②-①）		78	58	▲ 4	60		
令和4年度	①量の見込み	6	8	200	36	115	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		100	250	27	147
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			13	2	4
※定員適正化後（②-①）		86	63	▲ 2	65		
令和5年度	①量の見込み	5	7	195	31	115	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		100	250	27	147
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			13	2	4
※定員適正化後（②-①）		88	68	3	65		
令和6年度	①量の見込み	3	4	190	27	110	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		100	250	27	147
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			13	2	4
※定員適正化後（②-①）		93	73	7	70		

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値

⑧ 大沢野・細入区域

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（年度末時点）

【単位】人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳	
令和2年度	①量の見込み	15	39	400	76	215	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		240	435	72	238
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
※定員適正化後（②－①）		186	35	10	71		
令和3年度	①量の見込み	7	19	400	76	215	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		240	435	72	238
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
※定員適正化後（②－①）		214	35	10	71		
令和4年度	①量の見込み	1	4	395	76	210	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		150	435	72	238
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
※定員適正化後（②－①）		145	40	10	76		
令和5年度	①量の見込み	2	5	380	72	210	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		100	435	72	238
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
※定員適正化後（②－①）		93	55	14	76		
令和6年度	①量の見込み	2	7	380	72	205	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		100	435	72	238
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
※定員適正化後（②－①）		91	55	14	81		

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値



⑨ 大山区域

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（年度末時点）

【単位】人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育 を希望	左記以外	0歳	1・2歳	
令和 2 年度	①量の見込み	13	28	125	27	80	
	② 確 保 の 状 況	特定教育・保育施設		121	172	33	103
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
※定員適正化後（②-①）		80	47	13	44		
令和 3 年度	①量の見込み	13	28	125	22	83	
	② 確 保 の 状 況	特定教育・保育施設		119	172	33	103
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
※定員適正化後（②-①）		78	47	18	41		
令和 4 年度	①量の見込み	11	26	120	22	80	
	② 確 保 の 状 況	特定教育・保育施設		119	172	33	103
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
※定員適正化後（②-①）		82	52	18	44		
令和 5 年度	①量の見込み	10	23	120	20	75	
	② 確 保 の 状 況	特定教育・保育施設		119	172	33	103
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
※定員適正化後（②-①）		86	52	20	49		
令和 6 年度	①量の見込み	8	19	115	18	70	
	② 確 保 の 状 況	特定教育・保育施設		119	172	33	103
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
※定員適正化後（②-①）		92	57	22	54		

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値

⑩ 八尾・山田区域

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（年度末時点）

【単位】人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳	
令和2年度	①量の見込み	6	44	350	40	180	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		65	543	51	236
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
※定員適正化後（②-①）		15	193	21	103		
令和3年度	①量の見込み	5	36	330	40	180	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		65	543	51	236
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
※定員適正化後（②-①）		24	213	21	103		
令和4年度	①量の見込み	5	33	320	36	175	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		65	543	51	236
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
※定員適正化後（②-①）		27	223	25	108		
令和5年度	①量の見込み	5	37	300	36	175	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		65	543	51	236
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
※定員適正化後（②-①）		23	243	25	108		
令和6年度	①量の見込み	5	39	280	31	170	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		65	543	51	236
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0
※定員適正化後（②-①）		21	263	30	113		

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値



⑪ 婦中区域

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（年度末時点）

【単位】人

	認定区分	1号	2号		3号		
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳	
令和2年度	①量の見込み	67	117	900	185	540	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		269	956	132	522
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				3	9
		企業主導型保育事業			0	3	16
		認可外保育施設			25	0	3
	※定員適正化後（②－①）		85	81	▲ 21	114	
令和3年度	①量の見込み	67	119	915	180	560	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		269	956	132	522
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				3	9
		企業主導型保育事業			0	3	16
		認可外保育施設			25	0	3
	※定員適正化後（②－①）		83	66	▲ 16	94	
令和4年度	①量の見込み	60	105	900	180	580	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		269	956	132	522
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				3	9
		企業主導型保育事業			0	3	16
		認可外保育施設			25	0	3
	※定員適正化後（②－①）		104	81	▲ 16	74	
令和5年度	①量の見込み	50	89	910	175	600	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		269	931	129	510
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				9	22
		企業主導型保育事業			0	3	16
		認可外保育施設			25	0	3
	※定員適正化後（②－①）		130	46	▲ 8	53	
令和6年度	①量の見込み	50	88	910	166	620	
	②確保の状況	特定教育・保育施設		269	931	129	510
		確認を受けない幼稚園		0			
		地域型保育事業				9	22
		企業主導型保育事業			0	3	16
		認可外保育施設			25	0	3
	※定員適正化後（②－①）		131	46	1	33	

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等に関わらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せもち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けことが可能な施設として位置付けられ、保護者の利便性を高め、選択肢を増やすものと期待されます。国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化等により、新たな設置や移行をしやすいとする等、普及のための施策を打ち出しています。

こうした動向をふまえながら、本市においても、今後認定こども園の整備が進むよう取り組みを行うこととし、既存の幼稚園・保育所事業者から認定こども園への移行希望があった場合には、施設の所在区域の教育・保育の需給バランスを勘案した利用定員数を見定めながら、可能な限り認可・認定を行うことを基本姿勢とします。

なお、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向に加えて施設の状況等を十分にふまえながら、子どもの最善の利益にかなうよう配慮が必要であると考えます。

※国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」および量の見込み算出等のための作業の手引きでは、中核市の「子ども・子育て支援事業計画」(本計画)中で、特定教育・保育施設の利用定員に「中核市が定める数」(需要量に上乗せする数)を加えて便宜的に供給不足の状態を想定することで、認定こども園への移行希望を認める手順が示されています。本計画では、計画数値にこの上乗せによる補正は行わないものの、示された認定こども園普及の趣旨に沿った移行推進の対応をとるものです。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。こうした観点から、次のような方法を取り入れながら、人材の確保や育成に努めます。

① 幼稚園教諭や保育士等による合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修の開催等による職員の資質向上のための支援を行います。

② 特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障害のある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

③ 教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となると予想されることから、今後とも国の制度等を活用し、保育士の処遇改善に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、特に下記の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があります。

- i) 乳幼児期の発達の連続性の理解
- ii) 乳幼児期の体験の多様性と関連性の理解
- iii) 障害のある児童とともに活動機会の確保
- iv) 小学校以降の生活や学習基盤の育成

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、下記のような点に留意が必要であると考えます。

- i) 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保
- ii) 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供
- iii) 安全・安心で健全な子育て環境の確保
- iv) 地域活動との結びつき、人材の活用

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼稚園、保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方、小規模保育施設等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も幼稚園、保育所、認定こども園で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

(5) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容及び指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

幼稚園・保育所・認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設ける等、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

(6) 教育・保育施設の広域利用

教育・保育施設の利用形態として、本市に居住する子どもが他市町村の施設を利用する、あるいは他市町村の子どもが本市の施設を利用するといった、市域をまたがる広域利用の希望が少数ながら見込まれます。

これらの広域利用については、これまでの利用実態や施設ごとの需要と供給の状況を踏まえた上で、当該市町村と十分な協議を行いながら、利用者の個々の事情に応じた対応を可能な限り行うことを基本とします。

7 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み

■ 本市における地域子ども・子育て支援事業（再掲）

No	第5章中の位置付け		対象児童 年齢	
	対象事業	本市事業名		
1	Ⅰ-2 子育て相談体制の充実		0～5歳 1～6年生	
	利用者支援事業	利用者支援事業		
2	Ⅱ-1 保育サービス等の充実		0～5歳	
	時間外保育事業	延長保育事業		
3	Ⅱ-3 家庭や地域における子育て環境の充実		1～6年生	
	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ、子ども会		
4	Ⅱ-3 家庭や地域における子育て環境の充実		0～18歳	
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	短期入所生活援助事業 (ショートステイ)		
5	Ⅲ-1 母子保健サービスの充実 Ⅳ-1 要保護児童等の支援		0歳	
	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業		
6	Ⅲ-1 母子保健サービスの充実 Ⅳ-1 要保護児童等の支援		0～5歳	
	養育支援訪問事業	産前産後・養育支援訪問事業		
7	Ⅰ-2 子育て相談体制の充実 Ⅱ-3 家庭や地域における子育て環境の充実		0～2歳	
	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター		
8	Ⅱ-1 保育サービス等の充実 Ⅱ-3 家庭や地域における子育て環境の充実		3～5歳 0～5歳	
	一時預かり事業	一時預かり事業（幼稚園型）		預かり保育事業
		その他		一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ
9	Ⅱ-1 保育サービス等の充実		0～5歳	
	病児保育事業	病児・病後児保育事業		
10	Ⅱ-1 保育サービス等の充実		0～5歳 1～6年生	
	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業		
11	Ⅲ-1 母子保健サービスの充実		/	
	妊婦に対する健康診査事業	妊婦一般・歯科健康診査事業		
12	Ⅳ-4 子育てに対する経済的支援		/	
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付事業補助金		
13	Ⅱ-1 保育サービス等の充実		/	
	多様な主体が参画することを促進するための事業			
	(該当事業なし)			



(1) 利用者支援事業

① 事業概要

事業区分	利用者支援
本市における事業名	利用者支援事業
事業の概要	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う。 利用者の個別ニーズに応じた情報、メニューの提供、コーディネーションを行うとの事業趣旨であるとし、日常的に利用できかつ相談機能を有する窓口を設置する。
実施状況	本庁こども支援課及び各行政サービスセンター地域福祉課の5か所で実施しており、それぞれ1名の利用者支援員を配置し相談、助言を行っている。
提供区域の設定	5区域
量の見込みの考え方	ニーズ調査によらず、提供区域ごとに事業実施か所（量の見込み）を想定する。
確保方策の考え方	子育て支援のための施設やサービスに関する情報提供・相談は、居住地域や勤務地域等複数エリアにまたがる広域的な情報集約や対応が求められることから、本庁・各行政サービスセンターの行政窓口を活用しながら、中央から水橋までをエリアとする区域、大山・細入及び大沢野区域、八尾・山田及び婦中区域にそれぞれ1か所の「特定型」利用者支援の窓口を設置し、開設窓口1か所につき1名の専任職員を配置する。 現在、「母子保健型」を市内7か所の保健福祉センターで実施しており、計画期間中は、「母子保健型」を継続していく。 【第4章体系図中の位置付け】 I-2 子育て相談体制の充実
事業担当課（平成31年度）	こども支援課

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

【単位】量の見込み：か所、確保方策：か所

区域		項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市域全体 (合計)		量の見込み	5	5	5	5	5
		確保方策	5	5	5	5	5
中央 東部 西部 南部 北部 呉羽 水橋	1区域	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
大沢野・細入	1区域	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
大山	1区域	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
八尾・山田	1区域	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
婦中	1区域	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

<上記以外に相談や情報提供業務を行う関連施設>

【単位】施設数：か所

区域	本庁・行政 サービスセンター	子育て支援 センター	保健福祉 センター	教育センター	合計
市域全体（合計）	7	14	7	1	29
中央	1	1	1	1	4
東部		1			1
西部		1			1
南部		3	1		4
北部		2	1		3
呉羽		1			1
水橋					
大沢野・細入	2	1	1		4
大山	1	1	1		3
八尾・山田	2	1	1		4
婦中	1	2	1		4

※「母子保健型」を市内7か所の保健福祉センターで実施



(2) 時間外保育事業

① 事業概要

事業区分	時間外保育事業
本市における事業名	延長保育事業
事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所等の通常開所時間11時間を超えて保育を行う。
実施状況	令和元年度 市立保育所 22施設で実施（19時まで） 私立保育施設61施設で実施（19時 / 20時まで） ※1園のみ22時まで実施 利用実績 延べ109,517人（平成30年度）
提供区域の設定	11区域（教育・保育事業の設定と同じ）
量の見込みの考え方	利用実績をもとに量の見込みを算出する。
確保方策の考え方	令和元年度に延長保育を実施している施設の利用定員から確保の量を算出した。 11区域のいずれの区域においても、午後6時以降の保育ニーズに対して確保量が上回っていることから、現状を維持することにより、供給確保を継続する。 【第4章体系図中の位置付け】 Ⅱ-1 保育サービス等の充実
事業担当課（平成31年度）	こども支援課

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

【単位】量の見込み：人、確保方策：人（定員）・か所（施設数）

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市域全体 (合計)	量の見込み	5,233	5,128	5,021	4,915	4,853	
	確保方策	定員	11,314	11,314	11,314	11,314	11,314
		施設数	87	87	87	87	87
中央	量の見込み	289	281	278	274	273	
	確保方策	定員	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045
		施設数	11	11	11	11	11
東部	量の見込み	1,160	1,155	1,143	1,132	1,131	
	確保方策	定員	2,490	2,490	2,490	2,490	2,490
		施設数	15	15	15	15	15
西部	量の見込み	319	300	292	285	276	
	確保方策	定員	856	856	856	856	856
		施設数	7	7	7	7	7
南部	量の見込み	1,151	1,126	1,103	1,076	1,065	
	確保方策	定員	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802
		施設数	15	15	15	15	15
北部	量の見込み	725	703	689	665	651	
	確保方策	定員	1,423	1,423	1,423	1,423	1,423
		施設数	11	11	11	11	11
呉羽	量の見込み	330	321	312	302	294	
	確保方策	定員	346	346	346	346	346
		施設数	2	2	2	2	2
水橋	量の見込み	104	102	97	94	90	
	確保方策	定員	194	194	194	194	194
		施設数	2	2	2	2	2
大沢野・細入	量の見込み	231	224	214	207	205	
	確保方策	定員	680	680	680	680	680
		施設数	6	6	6	6	6
大山	量の見込み	66	64	61	59	55	
	確保方策	定員	276	276	276	276	276
		施設数	3	3	3	3	3
八尾・山田	量の見込み	189	177	170	164	156	
	確保方策	定員	820	820	820	820	820
		施設数	6	6	6	6	6
婦中	量の見込み	669	675	662	657	657	
	確保方策	定員	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382
		施設数	9	9	9	9	9



(3) 放課後児童健全育成事業

① 事業概要

事業区分	放課後児童健全育成事業
本市における事業名	地域児童健全育成事業（子ども会） 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
事業の概要	放課後等に保護者が仕事等により家庭にいない、保育を必要とする小学生の健全育成と、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。
実施状況	<p><u>地域児童健全育成事業（子ども会）</u> 放課後の小学校の余裕教室等を利用。 市が各校区の運営協議会への委託により実施。 放課後概ね3時間以上 開催日数（平成30年度）：年間250日程度 60校区で実施</p> <p><u>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</u> 社会福祉法人やNPO法人等が運営。 放課後から19時または20時 開催日数（平成30年度）：年間250日以上 50クラブで実施</p>
提供区域の設定	11区域（教育・保育事業の設定と同じ）
量の見込みの考え方	国の手引きに基づいて、前年度における5歳児のうち、2号認定を受けると見込まれる者を小学校1年生の量の見込みとし、小学2年生以上の利用者については、学年ごとの小学校1年生から低減する割合を勘案した補正を行って、量の見込みとする。
確保方策の考え方	<p>本事業は、地域児童健全育成事業（子ども会）と放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の供給量の合計で、供給量の確保を行うものとする。そのうえで、以下のような点に留意して事業の進捗を図る。</p> <p>① 地域児童健全育成事業（子ども会）について、実施箇所数の他、実施時間等の充実も利用者にとって重要な点であることから、現在、午後6時までの開設や長期休暇中の開設がされていない校区については、実施主体である当該校区運営協議会に、開設時間や日数の拡充を働きかけていくことで、供給量の確保と事業提供の質の充実を図っていく。</p> <p>② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、区域全体での供給量が確保できていても、その中の特定校区において供給不足がみられる場合等は、その校区内や近隣校区において新たな放課後児童クラブの開設や、少人数でも実施できる地域ミニ放課後児童クラブの新たな開設の働きかけをしていくこととする。こうした取り組みを通じて、東部区域及び南部区域を中心にクラブ数の増加を図っていく。</p> <p>【第4章体系図中の位置付け】 Ⅱ-3 家庭や地域における子育て環境の充実</p>
事業担当課（平成31年度）	こども育成健康課

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

【単位】 量の見込み：人、確保方策：人/か所

区域	項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		子ども会	放課後児童クラブ								
市域全体 (合計)	量の見込み	5,818		6,018		6,054		6,177		6,066	
	確保方策	3,330/61	2,460/61	3,330/61	2,730/67	3,330/61	2,955/72	3,330/61	3,180/77	3,330/61	3,405/82
		5,790/122		6,060/128		6,285/133		6,510/138		6,735/143	
中央	量の見込み	368		389		388		396		388	
	確保方策	184/3	260/5	184/3	305/6	184/3	305/6	184/3	305/6	184/3	305/6
		444/8		489/9		489/9		489/9		489/9	
東部	量の見込み	1,291		1,359		1,401		1,450		1,449	
	確保方策	518/8	615/13	518/8	705/15	518/8	795/17	518/8	885/19	518/8	975/21
		1,133/21		1,223/23		1,313/25		1,403/27		1,493/29	
西部	量の見込み	407		438		427		423		415	
	確保方策	350/7	112/3	350/7	112/3	350/7	112/3	350/7	112/3	350/7	112/3
		462/10		462/10		462/10		462/10		462/10	
南部	量の見込み	1,164		1,195		1,195		1,219		1,185	
	確保方策	435/8	435/10	435/8	525/12	435/8	615/14	435/8	705/16	435/8	750/17
		870/18		960/20		1,050/22		1,140/24		1,185/25	
北部	量の見込み	771		802		788		810		790	
	確保方策	382/8	313/8	382/8	358/9	382/8	358/9	382/8	403/10	382/8	448/11
		695/16		740/17		740/17		785/18		830/19	
呉羽	量の見込み	319		334		335		342		338	
	確保方策	260/6	101/3	260/6	101/3	260/6	101/3	260/6	101/3	260/6	101/3
		361/9		361/9		361/9		361/9		361/9	
水橋	量の見込み	150		145		147		149		146	
	確保方策	228/5	15/1	228/5	15/1	228/5	15/1	228/5	15/1	228/5	15/1
		243/6		243/6		243/6		243/6		243/6	
・大 細 入 野	量の見込み	276		282		291		289		273	
	確保方策	229/4	130/4	229/4	130/4	229/4	130/4	229/4	130/4	229/4	130/4
		359/8		359/8		359/8		359/8		359/8	
大山	量の見込み	108		107		108		108		109	
	確保方策	237/3	0/0	237/3	0/0	237/3	0/0	237/3	0/0	237/3	0/0
		237/3		237/3		237/3		237/3		237/3	
八尾 ・山 田	量の見込み	231		251		246		250		241	
	確保方策	222/4	90/3	222/4	90/3	222/4	90/3	222/4	90/3	222/4	90/3
		312/7		312/7		312/7		312/7		312/7	
婦中	量の見込み	733		716		728		741		732	
	確保方策	285/5	389/11	285/5	389/11	285/5	434/12	285/5	434/12	285/5	479/13
		674/16		674/16		719/17		719/17		764/18	

※確保方策は地域ミニ放課後児童クラブ事業を含む



(4) 子育て短期支援事業

① 事業概要

事業区分	子育て短期支援事業
本市における事業名	ショートステイ（短期入所生活援助事業）
事業の概要	保護者の出産や疾病等の理由により家庭において養育が一時的に困難になった児童について、児童養護施設や乳児院への短期入所により、必要な保護・生活援助を行う事業（原則として7日以内）。
実施状況	平成30年度：延べ利用日数126日 （参考）平成31年4月1日現在の入所児童数 富山県立乳児院 10人/定員 40名（2歳未満対象） 富山市立愛育園 26人/定員 50名（2歳以上対象） ルンビニ園 49人/定員100名（2歳以上対象）
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	未就学児を対象としたニーズ調査により算出した数値をもととし、平成30年度の利用実績により就学児の利用が全体の2%あったことから、これを加算し量の見込みとする。
確保方策の考え方	量の見込みにおいてもまた現状の利用状況においても、全体件数（需要）が少なく、全市的なサービス提供がふさわしいと考えられることから、市域全体を1区域として提供確保を行う。 事業実施施設の平成31年4月1日現在の入所児童数は、いずれも定員の6割に満たない状況で、ショートステイの児童の受け入れが可能であり、施設状況は必要量を満たしていると考えられるため、現状を維持することにより供給確保を継続する。 【第4章体系図中の位置付け】 Ⅱ-3家庭や地域における子育て環境の充実
事業担当課（平成31年度）	こども育成健康課

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

【単位】量の見込み：人日、確保方策：か所（施設数）

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市域全体	量の見込み	184	180	177	172	170
	未就学児	180	176	173	169	167
	就学児	4	4	4	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3

<参考>実施施設の所在場所

【単位】（施設数）：か所

区域	富山県立乳児院	富山市立愛育園	ルンビニ園	合計
市域全体（合計）	1	1	1	3
中央	1			1
東部				
西部				
南部		1	1	2
北部				
呉羽				
水橋				
大沢野・細入				
大山				
八尾・山田				
婦中				



(5) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業概要

事業区分	乳児家庭全戸訪問事業
本市における事業名	こんにちは赤ちゃん事業
事業の概要	2～3か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。保健推進員連絡協議会に委託し、不在であった場合は、生後4か月までに看護師訪問、困難事例については保健師訪問で対応する。
実施状況	保健推進員連絡協議会に委託。 不在であった場合は、看護師による訪問を再度実施。 事前に把握している困難事例については、保健師が訪問を実施。 平成30年度：2,750人と面接。
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	0歳児の人口推計をもとに、量の見込みを算出する。
確保方策の考え方	量の見込みに対して、各区域において、保健推進員、看護師、保健師のいずれかが面接できるよう供給確保を継続する。 【第4章体系図中の位置付け】 Ⅲ-1 母子保健サービスの充実 Ⅳ-1 要保護児童等の支援
事業担当課（平成31年度）	こども育成健康課・保健福祉センター

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

【単位】量の見込み：人、確保方策：人

区域	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市域全体 （合計）	訪問実績	2,926	2,876	2,831	2,792	2,765
	確保方策	2,926	2,876	2,831	2,792	2,765
【委託団体】保健推進員連絡協議会【実施機関】各保健福祉センター						

(6) 養育支援訪問事業

① 事業概要

事業区分	養育支援訪問事業
本市における事業名	産前産後・養育支援訪問事業
事業の概要	養育支援が必要な家庭に対して、専門的相談支援は、保健師、臨床心理士、栄養士等が家庭訪問を実施、育児家事援助については、ヘルパーが支援を実施する。必要に応じて事例検討会を開催する。
実施状況	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）をはじめとして母子保健事業実施により把握した支援を必要とする乳幼児や妊産婦等に対し、居宅において保健師や心理相談員等が養育に関する相談、指導、助言等必要な援助を行い、育児家事援助が必要な家庭には、ヘルパーが支援をしている。（育児家事援助については、平成30年11月より実施） 平成30年度：専門的相談支援 実件数921件 延1,587件 育児家事援助 実件数 4件 延 14件 （育児家事援助については、平成30年11月1日から平成31年3月31日までの実績）
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	0歳児の人口推計をもとに、母子健康手帳交付時の面談で継続支援が必要な妊婦（支援プラン作成者）が約20%程度、乳幼児の人口の約4%程度であることや、過去の訪問実績を考慮して量の見込みを算出する。
確保方策の考え方	量の見込みに対して、各区域において母子保健事業や医療機関との連携を強化し、対象者を迅速に把握して供給確保を継続する。 【第4章体系図中の位置付け】 Ⅲ-1 母子保健サービスの充実 Ⅳ-1 要保護児童等の支援
事業担当課（平成31年度）	こども育成健康課・保健福祉センター

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

【単位】量の見込み：人、確保方策：人

区域	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市域全体 （合計）	量の見込み	952	933	919	905	895
	確保方策	952	933	919	905	895
【実施機関】各保健福祉センター						



(7) 地域子育て支援拠点事業

① 事業概要

事業区分	地域子育て支援拠点事業
本市における事業名	子育て支援センター事業
事業の概要	子育て親子の交流の促進、子育て等に関するサークル、講座・セミナー、相談・援助等を行う。 乳幼児から中学生までの子育て相談、心身の発達やしつけ、不登校、いじめ等の相談に対応している。
実施状況	富山駅前CiCビルや私立認定こども園、児童館等に、子育て支援センターを併設している。 平成30年度実績（累計） 親子サークル 26,821人 講座・セミナー等 11,535人 相談件数 8,037人（面接・電話） 地域活動 4,313人 ひろば 146,272人
提供区域の設定	11区域（教育・保育事業の設定と同じ）
量の見込みの考え方	ニーズ調査をもとに国の手引きにより算出した数値をもって、量の見込みとする。
確保方策の考え方	平成30年度の利用実績が量の見込みを上回っているが、対象年齢人口及び利用実績に対して、施設数が少ない東部区域において、施設数を拡充する。 水橋区域で子育て支援センターが設置されていないことから、新たに子育て支援センター事業を開設し、供給を確保する。 【第4章体系図中の位置付け】 Ⅰ-2 子育て相談体制の充実 Ⅱ-3 家庭や地域における子育て環境の充実
事業担当課（平成31年度）	こども育成健康課・子育て支援センター

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

【単位】量の見込み：人日、確保方策：か所（施設数）、利用実績：人日

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市域全体 (合計)	量の見込み	19,001	18,792	18,484	18,224	18,012
	確保方策	14	15	16	17	17
	平成30年度利用実績	196,978				
中央	量の見込み	1,234	1,230	1,209	1,193	1,180
	確保方策	1	1	1	1	1
	平成30年度利用実績	62,463				
東部	量の見込み	5,963	5,971	5,933	5,917	5,905
	確保方策	1	2	2	3	3
	平成30年度利用実績	31,597				
西部	量の見込み	1,079	1,026	994	969	951
	確保方策	1	1	1	1	1
	平成30年度利用実績	4,824				
南部	量の見込み	3,954	3,912	3,839	3,768	3,719
	確保方策	3	3	3	3	3
	平成30年度利用実績	31,214				
北部	量の見込み	1,629	1,600	1,561	1,522	1,488
	確保方策	2	2	2	2	2
	平成30年度利用実績	15,758				
呉羽	量の見込み	886	863	841	817	793
	確保方策	1	1	1	1	1
	平成30年度利用実績	4,713				
水橋	量の見込み	473	450	431	418	404
	確保方策	0	0	1	1	1
	平成30年度利用実績	なし				
大沢野・細入	量の見込み	721	725	706	685	662
	確保方策	1	1	1	1	1
	平成30年度利用実績	6,012				
大山	量の見込み	359	337	322	305	294
	確保方策	1	1	1	1	1
	平成30年度利用実績	4,793				
八尾・山田	量の見込み	548	523	501	483	465
	確保方策	1	1	1	1	1
	平成30年度利用実績	6,503				
婦中	量の見込み	2,155	2,155	2,147	2,147	2,151
	確保方策	2	2	2	2	2
	平成30年度利用実績	29,101				

※量の見込みの対象児童年齢は0～2歳
 ※利用実績は、未就学児のもの



(8) 一時預かり事業

1) 一時預かり事業（幼稚園型）

① 事業概要

事業区分	一時預かり事業（幼稚園型）
本市における事業名	預かり保育事業
事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、希望者を教育（保育）する事業。 園によって預かり保育の実施日、時間等の状況は異なる。
実施状況	市立：9施設 私立：48施設
提供区域の設定	11区域（教育・保育事業の設定と同じ）
量の見込みの考え方	実績をもとに量の見込みを算出する。
確保方策の考え方	私立保育所が認定こども園へ移行したことにより実施施設数が増加したことから、現状を維持することにより供給確保を継続する。 【第4章体系図中の位置付け】 Ⅱ-1 保育サービス等の充実 Ⅱ-3 家庭や地域における子育て環境の充実
事業担当課（平成31年度）	こども支援課・学校教育課

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

【単位】量の見込み：人日、確保方策：人日（上段）・か所（下段）

区域	項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号認定	2号認定								
市域全体	量の見込み	26,440	54,720	24,723	52,052	23,213	49,556	21,825	47,394	20,674	45,755
		81,160		76,775		72,768		69,219		66,429	
	確保方策	87,525		87,525		87,525		87,525		87,525	
		公立9、私立53		公立9、私立53		公立9、私立53		公立9、私立53		公立9、私立53	
中央	量の見込み	3,841	5,174	3,517	4,833	3,348	4,673	3,166	4,503	3,036	4,401
		9,015		8,350		8,021		7,669		7,437	
	確保方策	9,500		9,500		9,500		9,500		9,500	
		公立1、私立5		公立1、私立5		公立1、私立5		公立1、私立5		公立1、私立5	
東部	量の見込み	9,080	18,049	8,615	17,476	8,141	16,770	7,705	16,175	7,369	15,767
		27,129		26,091		24,911		23,880		23,136	
	確保方策	28,000		28,000		28,000		28,000		28,000	
		公立*、私立8		公立*、私立8		公立*、私立8		公立*、私立8		公立*、私立8	
西部	量の見込み	1,238	4,755	1,108	4,341	1,036	4,124	976	3,958	894	3,695
		5,993		5,449		5,160		4,934		4,589	
	確保方策	6,000		6,000		6,000		6,000		6,000	
		公立*、私立5		公立*、私立5		公立*、私立5		公立*、私立5		公立*、私立5	
南部	量の見込み	4,508	10,826	4,185	10,254	3,925	9,769	3,660	9,282	3,475	8,983
		15,334		14,439		13,694		12,942		12,458	
	確保方策	15,540		15,540		15,540		15,540		15,540	
		公立2、私立9		公立2、私立9		公立2、私立9		公立2、私立9		公立2、私立9	
北部	量の見込み	2,491	3,493	2,296	3,284	2,162	3,142	1,988	2,946	1,866	2,817
		5,984		5,580		5,304		4,934		4,683	
	確保方策	8,300		8,300		8,300		8,300		8,300	
		公立*、私立9		公立*、私立9		公立*、私立9		公立*、私立9		公立*、私立9	
呉羽	量の見込み	1,085	5,020	1,012	4,788	942	4,533	876	4,294	817	4,082
		6,105		5,800		5,475		5,170		4,899	
	確保方策	6,100		6,100		6,100		6,100		6,100	
		公立1、私立3		公立1、私立3		公立1、私立3		公立1、私立3		公立1、私立3	
水橋	量の見込み	669	1,096	651	1,087	586	995	546	943	498	877
		1,765		1,738		1,581		1,489		1,375	
	確保方策	1,655		1,655		1,655		1,655		1,655	
		公立1、私立*		公立1、私立*		公立1、私立*		公立1、私立*		公立1、私立*	
大細入野	量の見込み	1,214	3,196	1,094	2,940	986	2,686	916	2,547	882	2,498
		4,410		4,034		3,672		3,463		3,380	
	確保方策	5,140		5,140		5,140		5,140		5,140	
		公立2、私立3		公立2、私立3		公立2、私立3		公立2、私立3		公立2、私立3	
大山	量の見込み	406	404	388	396	354	365	332	348	296	312
		810		784		719		680		608	
	確保方策	1,390		1,390		1,390		1,390		1,390	
		公立1、私立2		公立1、私立2		公立1、私立2		公立1、私立2		公立1、私立2	
八尾・山田	量の見込み	350	468	340	426	323	400	308	374	267	346
		818		766		723		682		613	
	確保方策	1,880		1,880		1,800		1,880		1,880	
		公立*、私立3		公立*、私立3		公立*、私立3		公立*、私立3		公立*、私立3	
婦中	量の見込み	1,558	2,239	1,517	2,227	1,409	2,099	1,352	2,024	1,274	1,973
		3,797		3,744		3,508		3,376		3,247	
	確保方策	4,020		4,020		4,020		4,020		4,020	
		公立1、私立6		公立1、私立6		公立1、私立6		公立1、私立6		公立1、私立6	



2) 一時預かり事業（預かり保育以外）

① 事業概要

事業区分	一時預かり事業（幼稚園型除く） 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く） 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
本市における事業名	一時保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 トワイライトステイ（夜間養護等事業）
事業の概要	<u>一時保育事業</u> 日ごろ保育所等を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業。 <u>ファミリー・サポート・センター事業</u> 児童の預かりを希望する保護者（依頼会員）と、援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。 <u>トワイライトステイ</u> 保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業（原則として3か月以内）。
実施状況	<u>一時保育事業</u> 公立保育所14か所、私立施設48か所 平成30年度実績 12,487人 <u>ファミリー・サポート・センター事業</u> 平成30年度会員数 依頼会員 1,963人 協力会員 623人 両方会員 174人 利用回数 延べ7,467回 <u>トワイライトステイ</u> 2歳未満：富山市民病院院内保育室 2歳以上：富山市立愛育園、ルンビニ園
提供区域の設定	一時保育＝11区域（教育・保育事業の設定と同じ） ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ＝1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	国の手引きにより求められる数値が現在の利用実績から大きく乖離し過大であることから、過去の利用実績を考慮し、量の見込みとする。
確保方策の考え方	保育所で実施する一時保育の供給量は、平成30年度実績をもとに算出した。 ファミリー・サポート・センター事業は、施設型サービスでなく会員間の相互提供型サービスであり、依頼会員と協力会員の間である程度広域的に需給調整が行われていることから、市域全体を1区域として供給量を算出した。 また、トワイライトステイの量の見込みの全体量が極めて少ないため同じく市域全体を1区域として供給量を算出した。 これらの合計により得られる提供確保量は、5か年のいずれの年度においても、市域全体で量の見込みをカバーすることが可能である。 【第4章体系図中の位置付け】 Ⅱ-1 保育サービス等の充実 Ⅱ-3 家庭や地域における子育て環境の充実
事業担当課（平成31年度）	こども支援課・こども育成健康課・子育て支援センター

② 需要量の見込み・提供体制の確保方策

【単位】量の見込み：人、確保方策：人（上段）・か所（下段）

区域	項目	調整	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市域全体 (合計)	量の見込み	一時保育	12,288	12,064	11,813	11,574	11,436
		ファミリー・サポート	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
		トワイライトステイ	90	90	90	90	90
		合計	16,778	16,554	16,303	16,064	15,926
	確保方策	一時保育	12,520	12,520	12,520	12,520	12,520
			67	68	68	68	68
		ファミリー・サポート	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
		トワイライトステイ	90	90	90	90	90
合計	17,010	17,010	17,010	17,010	17,010		
中央	量の見込み	一時保育	850	834	823	811	805
	確保方策	一時保育	860	860	860	860	860
東部	量の見込み	一時保育	3,555	3,542	3,507	3,482	3,475
	確保方策	一時保育	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
西部	量の見込み	一時保育	396	373	363	355	348
	確保方策	一時保育	400	400	400	400	400
南部	量の見込み	一時保育	1,666	1,631	1,592	1,554	1,537
	確保方策	一時保育	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
北部	量の見込み	一時保育	2,446	2,378	2,328	2,249	2,206
	確保方策	一時保育	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
呉羽	量の見込み	一時保育	144	140	136	132	128
	確保方策	一時保育	150	150	150	150	150
水橋	量の見込み	一時保育	238	233	221	214	206
	確保方策	一時保育	250	250	250	250	250
大沢野 ・細入	量の見込み	一時保育	991	964	923	894	881
	確保方策	一時保育	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010
大山	量の見込み	一時保育	193	187	179	172	163
	確保方策	一時保育	200	200	200	200	200
山田・八尾	量の見込み	一時保育	572	537	517	496	473
	確保方策	一時保育	590	590	590	590	590
婦中	量の見込み	一時保育	1,236	1,245	1,224	1,215	1,214
	確保方策	一時保育	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260



(9) 病児保育事業

① 事業概要

事業区分	病児保育事業 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）
本市における事業名	病児・病後児保育事業
事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
実施状況	<p><病児・病後児対応型保育> 病気等により集団保育が困難な児童で、保護者の勤務などの都合で家庭で保育できない場合に一時的に児童を預けることができる。 また、一部の施設では送迎対応も実施。 平成30年度利用実績 延べ3,959人（5施設）</p> <p><体調不良児対応型保育> 通所中の児童の突発的な体調不良に対応。 平成30年度利用実績 延べ8,409人（44施設）</p> <p>※ファミリー・サポート・センターにおける病児・緊急対応強化事業は、現在本市では実施していない。</p>
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	国の手引きにより求められる数値が現在の利用実績から大きく乖離し過大であることから、平成30年度利用実績を考慮して、量の見込みとする。
確保方策の考え方	<p>区域ごとの利便性をさらに向上させるため、病児・病後児対応型については民間による新規開設により、体調不良児対応型についても、私立保育施設における実施か所数の拡大や公立保育所の改築時に専用室を設ける等の方策により、実施施設の増加を目指す。</p> <p>【第4章体系図中の位置付け】 II-1 保育サービス等の充実</p>
事業担当課（平成31年度）	こども支援課

② 需要量の見込み・提供体制の確保方

【単位】量の見込み：人、確保方策：人（上段）・か所（中段・下段）

区域	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市域全体 (合計)	量の見込み	13,025	13,025	13,200	13,200	13,200
	確保方策	12,910	13,090	13,280	13,280	13,280
	病児・病後児対応型	6	7	7	7	7
	体調不良児対応型	52	53	54	54	54
中央	量の見込み	2,495	2,495	2,495	2,495	2,495
	確保方策	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	病児・病後児対応型	2	2	2	2	2
	体調不良児対応型	5	5	5	5	5
東部	量の見込み	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
	確保方策	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810
	病児・病後児対応型	2	2	2	2	2
	体調不良児対応型	8	8	8	8	8
西部	量の見込み	955	955	955	955	955
	確保方策	960	960	960	960	960
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	5	5	5	5	5
南部	量の見込み	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
	確保方策	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	11	11	11	11	11
北部	量の見込み	1,475	1,475	1,475	1,475	1,475
	確保方策	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	10	10	10	10	10
呉羽	量の見込み	270	270	270	270	270
	確保方策	0	180	180	180	180
	病児・病後児対応型	0	1	1	1	1
	体調不良児対応型	0	1	1	1	1
水橋	量の見込み	15	15	15	15	15
	確保方策	20	20	20	20	20
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	1	1	1	1	1
大沢野 ・細入	量の見込み	295	295	295	295	295
	確保方策	300	300	300	300	300
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	2	2	2	2	2
大山	量の見込み	285	285	285	285	285
	確保方策	290	290	290	290	290
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	2	2	2	2	2
八尾・ 山田	量の見込み	525	525	525	525	525
	確保方策	530	530	530	530	530
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	2	2	2	2	2
婦中	量の見込み	1,395	1,395	1,570	1,570	1,570
	確保方策	1,500	1,500	1,690	1,690	1,690
	病児・病後児対応型	2	2	2	2	2
	体調不良児対応型	6	6	7	7	7



(10) 子育て援助活動支援事業

① 事業概要

事業区分	子育て援助活動支援事業（就学児対象）
本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）
事業の概要	<p>児童の預かり等の援助を受けることを希望する保護者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。</p> <p>本部1か所、窓口4か所（入退会、マッチング）</p>
実施状況	<p>平成30年度会員数 依頼会員 1,963人 協力会員 623人 両方会員 174人 援助活動回数 7,467回</p> <p>※平成30年度時点で、未就学児をもつ保護者会員 41% 就学児をもつ保護者会員 59%</p>
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	<p>国の手引きによるニーズ算出が、平成30年度利用実績より過小に出ていることから、実績をもとに量の見込みを算出する。今後の人口推計を考慮し、本事業の就学児利用は過去の実績をもとに4,800人程度で当面推移する見込みとする。</p>
確保方策の考え方	<p>本事業は施設型サービスでなく会員間相互の提供型サービスであり、ある程度広域的に需給調整が行われていることから、市域全体で確保方策を行う。</p> <p>現状のサービス提供を維持し、供給確保を継続する。</p> <p>【第4章体系図中の位置付け】 II-1 保育サービス等の充実</p>
事業担当課（平成31年度）	子育て支援センター

② 需要量の見込み・提供体制の確保方

【単位】量の見込み：人、確保方策：人（1段目）・か所（2～4段目）

区域	項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		1～3 学年	4～6 学年									
市域全体	量の見込み	2,411	2,389	2,411	2,389	2,411	2,389	2,411	2,389	2,411	2,389	
		4,800		4,800		4,800		4,800		4,800		
	確保方策	利用者	4,800		4,800		4,800		4,800		4,800	
		本部	1		1		1		1		1	
		窓口	4		4		4		4		4	

<参考>国の手引きに基づき量の見込みを算出した場合

【単位】量の見込み：人

区域	項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1～3 学年	4～6 学年								
市域全体	量の見込み	152	161	150	162	151	160	148	158	142	155
		313		312		311		306		297	
中央	量の見込み	105	0	104	0	105	0	103	0	99	0
		105		104		105		103		99	
東部	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0		0		0		0		0	
西部	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0		0		0		0		0	
南部	量の見込み	47	48	46	48	46	47	45	46	43	45
		95		94		93		91		88	
北部	量の見込み	0	113	0	114	0	113	0	112	0	110
		113		114		113		112		110	
呉羽	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0		0		0		0		0	
水橋	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0		0		0		0		0	
大沢野 ・細入	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0		0		0		0		0	
大山	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0		0		0		0		0	
八尾・ 山田	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0		0		0		0		0	
婦中	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0		0		0		0		0	



(11) 妊婦に対する健康診査事業

① 事業概要

事業区分	妊婦に対する健康診査事業
本市における事業名	妊婦一般・歯科健康診査事業
事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中適時に、必要に応じた医学的検査を実施する。
実施状況	母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診票を14回分、妊婦歯科健康診査受診票を1回分交付。 平成30年度：妊婦一般健康診査受診率 80.0% 平成30年度：妊婦歯科健康診査受診率 30.3%
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	0歳の年齢人口推計を健診対象者数とみなし、国が妊婦一般健診の受診が望ましいとする14回と、市が妊婦歯科健診の受診を補助する1回分を乗じた数を量の見込みとする。
確保方策の考え方	妊婦一般健康診査は、居住区域に関わらず市内14か所の医療機関（産婦人科）を含めた富山県内の医療機関（産婦人科）・助産所44か所で受診ができる。さらに、里帰り等のため県外で受診した場合には健診費用の助成が受けられる。また、妊婦歯科健康診査は、市内198か所の医療機関（歯科）で受診できる。 このため、市域全体を1区域として供給体制を確保するものとし、今後も現状の受診しやすい体制を継続し、供給確保を継続する。 【第4章体系図中の位置付け】 Ⅲ-1 母子保健サービスの充実
事業担当課（平成31年度）	こども育成健康課

② 需要量の見込み・提供体制の確保方

【単位】量の見込み：回、確保方策：回

区域	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市域全体	量の見込み	35,229	34,627	34,085	33,161	33,291
	確保方策	35,229	34,627	34,085	33,161	33,291
【市内実施機関】妊婦一般健診14か所、妊婦歯科健診198か所						

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業区分	実費徴収に係る補足給付を行う事業
本市における事業名	実費徴収に係る補足給付事業補助金
事業の概要	新制度未移行幼稚園における食事の提供に要する費用（副食費）について各事業者によって行われる実費徴収に対し、世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき助成する事業。
実施状況	無償化に伴い令和元年10月より実施
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	新制度未移行幼稚園の年収360万円未満世帯及び第3子を対象者数として量の見込みとする。
確保方策の考え方	国の示す補足給付事業のスキームをもとに、保護者負担の平準化に配慮しながら実施していく。 【第4章体系図中の位置付け】 IV-4 子育てに対する経済的支援
事業担当課（平成31年度）	こども支援課



(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業

事業区分	多様な主体が参画することを促進するための事業
本市における事業名	本市の該当事業なし
事業の概要	民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業。
実施状況	該当事業なし。 関係課が事業者や事業予定者に対する情報提供や認可要件の説明等の対応を個別に行っている。
提供区域の設定	—
量の見込みの考え方	量の見込みの算出によらない事業
確保方策の考え方	住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると同時に、過剰供給を避け事業者が採算性を確保し経営の安定性を維持することも重要と考えられる。 こうしたことから、新規参入を検討する事業者に対して、 （１）事業開始前の、教育・保育の需給状態に関する情報提供 （２）事業開始後の、保護者や地域住民との関係構築等に関する支援など、円滑な事業参入や継続的な事業実施に対する支援に取り組んでいく。
事業担当課（平成31年度）	該当なし





資料編

1 子ども・子育て支援新制度の主な関連法令等

(1) 法令

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正）
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- ・児童福祉法
- ・学校教育法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律

※上記の法令は、総務省行政管理局が運営する総合的行政情報ポータルサイト e-Gov で検索が可能です。

<https://www.e-gov.go.jp/>

(2) 市条例

- ・富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
- ・富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

※上記の市条例は、富山市のホームページ → 富山市例規集 で検索が可能です。

https://www1.g-reiki.net/toyama/reiki_menu.html



2 富山市子ども・子育て会議

(1) 主な所掌事項

- ・本市の特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する調査審議
- ・本市の子ども・子育て支援事業計画の策定または変更に関する調査審議
- ・本市の子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項、および当該施策の実施状況に関する調査審議

(2) 設置根拠

富山市社会福祉審議会条例

(3) 委員構成

■ 富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（富山市子ども・子育て会議）委員名簿

（令和2年3月1日現在、五十音順・敬称略）

氏名	役職
浅岡 弘彦	富山市児童クラブ連絡協議会会長
石動 瑞代	富山短期大学幼児教育学科教授
川波 智香	富山市PTA連絡協議会副会長
小島 伸也	富山市認定こども園協議会会長
館川 敬子	富山市食生活改善推進連絡協議会会長
棚瀬 静香	富山市地域児童健全育成指導員連絡協議会会長
土佐 揚子	富山市母子寡婦福祉連合会会長
富田 光國	富山商工会議所常務理事・事務局長
波岡 伸郎	富山市私立幼稚園・認定こども園協会会長
西館 有沙	富山大学人間発達科学部・准教授
橋本 浩一	富山市小学校長会副会長
平井 丈夫	富山市ふるさとづくり推進連絡協議会会長
福井 三智子	富山市保育連盟会長
藤井 光行	連合富山・富山地域協議会事務局長
宮田 伸朗	富山短期大学学長
八木 信一	富山市医師会理事
山村 敏博	富山市民生委員児童委員協議会会長
和田 麗子	富山市母親クラブ連絡協議会会長



(4) 策定の経緯

日 時	内 容
平成30年5月23日（水）	富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 （第13回 子ども・子育て会議） ・第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について
平成30年11月14日（水）	富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 （第14回 子ども・子育て会議） ・子ども・子育て支援事業の実施状況等について ・第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
平成30年11月22日（木） ） 平成30年12月10日（月）	「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童用）」及び 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（小学生用）」の実施
平成31年3月26日（火）	富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 （第15回 子ども・子育て会議） ・子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果について
令和元年5月15日（水）	富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 （第16回 子ども・子育て会議） ・第2期子ども・子育て支援事業計画の策定方針について
令和元年10月28日（月）	富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 （第17回 子ども・子育て会議） ・第2期子ども・子育て支援事業計画策定について
令和元年12月24日（火）	富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 （第18回 子ども・子育て会議） ・第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・子ども・子育て支援事業の実施状況等について
令和2年2月17日（月）	富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 （第19回 子ども・子育て会議） ・第2期子ども・子育て支援事業計画（最終案）について



3 ニーズ調査の実施

(1) 調査の目的

本市では「子ども・子育て支援法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成27年3月に「富山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んでいますが、平成27年度から31年度までの5か年計画であることから、令和2年度を始期とする第2期計画を策定します。

第2期計画策定にあたり、必要な情報を得るため、子育て家庭のニーズについて動向分析等を行い、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

(2) 調査の実施時期と方法及び調査内容

調査票は調査対象者別に作成しており、各調査の件数および調査期間・方法は、以下のとおりです。

①調査票「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童用）」	
調査対象者	就学前児童を持つ保護者
調査期間	平成30年11月22日～平成30年12月10日
調査方法	郵送方式による配布・回収
調査件数	配布数：7,500人 回収数：4,612人 回収率：61.5%
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業の現状・利用意向、地域の子育て事業の現状・利用意向、育児休業の現状・利用意向に関する設問
②調査票「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（小学生用）」	
調査対象者	小学生を持つ保護者
調査期間	平成30年11月27日～平成30年12月10日
調査方法	小学校による配布・回収
調査件数	配布数：2,500人 回収数：2,434人 回収率：97.4%
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、放課後の過ごし方に対する希望に関する設問



4 「新・放課後子ども総合プラン」

平成30年9月14日付 厚生労働省と文部科学省による連名通知

1 趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）の計画的な整備等を進める。

2 背景

平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」においては、放課後児童クラブについて、平成31年度末までに約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを目標とし、計画的な整備が行われてきたところであるが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれている。そのため、「待機児童」を解消し、「小1の壁」を打破するためには、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠となっている。

また、「放課後子ども総合プラン」に掲げた一体型の実施については増加傾向にあるものの、平成29年度時点で約4,500か所と、目標である1万か所への到達は果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して、一体型と同様に、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるような取組の例も見られるところであり、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした両事業の実施に向け、両事業に関係する自治体や事業者が、連携を一層深めていくことが求められている。

上記を踏まえると、両事業の継続的な整備等が必要な状況となっており、両事業の連携を前提とした、2019年度から向こう5年間を対象とする新たなプランを策定することとした。

3 国全体の目標

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を以下のとおり進める。

- ①放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る。
- ②全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（詳細については、7（2）を参照のこと。）について、引き続き1万か所以上で実施することを目指す。
- ③新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。
- ④放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体



性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

4 事業計画

(1) 基本的な考え方

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備等していくことが必要である。

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が計画的に両事業の整備を進めていけるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条の規定に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）や次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第7条第1項の規定に基づく行動計画策定指針（平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）を見直す中で記載し、市町村はこれらの指針に則し、(2)に掲げる内容について市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込むこととする。また、都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から、これらの指針に則し、(3)に掲げる内容について都道府県子ども・子育て支援事業計画又は都道府県行動計画に盛り込むこととする。

なお、市町村行動計画又は都道府県行動計画の策定に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る事項のみの策定とすることや、子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも差し支えない。

(2) 市町村行動計画等に盛り込むべき内容

- ①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③放課後子供教室の2023年度までの実施計画
- ④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- ⑨各放課後児童クラブが、3④に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩3④に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 等



(3) 都道府県行動計画等に盛り込むべき内容

- ①地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ②放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ③特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 等

(4) 事業計画策定に当たっての留意事項

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、平成29年3月に社会教育法が改正、同年4月に施行された。

都道府県・市町村の教育委員会は、放課後子供教室を含む地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、普及啓発その他必要な措置を講じることや、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため「地域学校協働活動推進員」を委嘱できることとされたことから、市町村及び都道府県は地域学校協働活動の実施計画と本プランの事業計画との間で齟齬が生じないように十分に留意する必要がある。

5 市町村の体制、役割等

(1) 運営委員会の設置

市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。

その際、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めることが必要である。

なお、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することも可能とする。

①主な構成員

行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者、地域住民 等

②主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価 等

6 都道府県の体制、役割等

(1) 推進委員会の設置

都道府県は、市町村において円滑な取組促進が図られるよう、管内・域内における放課後児童対策の総合的な在り方についての検討の場として、「推進委員会」を設置する。

なお、地域の実情に応じ、推進委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することも可能とする。

①主な構成員

行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者 等



②主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、都道府県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針、安全管理方針、人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実、広報活動方策、事業実施後の検証・評価 等

(2) 従事者・参画者の研修等

都道府県は、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員となるための研修のほか、管内・域内の各市町村が実施する放課後児童クラブの従事者（放課後児童支援員、補助員）・放課後子供教室の参画者（地域学校協働活動推進員、協働活動支援員、協働活動サポーター等）の資質向上や、両事業の従事者・参画者と小学校の教職員等との間での情報交換・情報共有を図るため、合同の研修を開催する。

7 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

※放課後児童クラブについては、「市町村」に社会福祉法人等を含む。

※放課後子供教室については、都道府県が実施する場合には、「市町村」を「都道府県」と読み替える。

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、学校関係者と両事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を越えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、以下の内容に留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとする。

なお、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動についても、ニーズ等に応じて柔軟に対応することが必要である。

①学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化

放課後児童クラブ及び放課後子供教室は、学校施設を活用する場合であっても、学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施主体は、学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる必要がある。

その際、事故が起きた場合の対応や、例えば、教室不足等により放課後児童クラブ及び放課後子供教室に転用したスペースを学校教育として使用する必要性が生じた場合の移転先の確保とスペースの返還などの取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫により、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努める必要がある。

②全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保に向けた余裕教室等の活用

i) 余裕教室の活用促進

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、運営委員会等において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議することが必要である。

また、各学校の余裕教室等の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、小学校区ごとに学校関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室（地域学校協働活動）関係者、保護者等からなる協議会を設置するなどして、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましい。



特に、既に活用されている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、改めて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に利用できないか、検討することが重要である。

なお、市町村教育委員会は、余裕教室等の使用計画や活用状況等について公表するなど、可能な限り、検討の透明化を図ることが求められる。

○国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続

国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成27年7月1日付け27文科施第158号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）において、財産処分手続の大幅な弾力化が図られていることに留意すること。

また、放課後等において一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用について検討すること。なお、「一時的」とは、学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、ほかの用途に活用する場合であることに留意が必要である。

ii) 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していくためには、放課後児童クラブの児童の生活の場と、共働き家庭等の児童か否かを問わず全ての児童が放課後等に多様な学習・体験プログラムに参加できる実施場所との両方を確保することが重要である。

このため、7(1)②i)に記載した余裕教室の活用に加え、学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進することが望まれる。とりわけ、放課後子供教室については、学校の図書室や家庭科室、音楽室、理科室といったスペースを、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯において積極的に活用し、多様な体験・学習プログラムを実施しているケースもみられることから、こうした取組を児童や保護者、地域のニーズに応じてより一層進めていくことが期待される。

加えて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の児童が参加する共通のプログラムを実施する際には、多くの児童が参加でき、活動が充実したものとなるよう、参加人数やプログラムの内容等に応じて、これらの多様なスペースを積極的に活用することが必要である。

なお、こうした場所の確保に当たっては、特別な配慮を必要とする児童の受入れとそれらの児童が安心して過ごすことができる環境の配慮にも十分留意することが重要である。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の中には、放課後子供教室を毎日実施するものと、定期的に実施するものが考えられるが、地域の実情に応じ、適切と考えられる頻度で整備を進めていくものとする。

この場合、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組む



ことが重要である。

また、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。

なお、放課後子供教室を毎日実施する場合は、放課後児童クラブの児童の生活の場を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる環境整備に配慮する必要がある。例えば、両事業の実施場所が同一の小中学校内であるが、余裕教室と専用施設などのように、活動場所が離れているような場合、両事業の従事者・参画者が常に連携し、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室の活動プログラムに参加できるようにすることが必要である。

また、放課後子供教室を定期的（週1～2回程度）に実施する場合は、放課後子供教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう、両事業の従事者・参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童支援員等が把握し、児童の主体的な参加を促すよう配慮する必要がある。

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たっては、以下の点に留意しつつ、一体型の利点を生かした取り組みの推進を図ることが重要である。

○全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実

両事業を一体的に実施することにより、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童と一緒に参加できる学習・体験活動プログラム（共通プログラム）を実施することが必要である。

その際、共通のプログラムの充実を図る上では、地域学校協働活動推進員等のコーディネーターが中心となって、地域にある様々な教育資源を幅広く活用し、学校での学びを深めたり広げたりする学習や、補充学習、文化・芸術に触れあう活動、スポーツ活動等、児童の興味・関心やニーズ、地域の資源等を踏まえた多様なプログラム、児童が主体となって企画したプログラムを充実するとともに、児童によるボランティア活動など、低学年だけでなく高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や、異年齢児交流を促す内容も充実することが望ましい。

なお、活動場所の広さや安全管理上の都合等により、参加人数を一定数に制限しているプログラムがある場合にも、両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有するなどして、希望する児童が参加できるよう十分留意することが必要である。

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

学校施設を活用して放課後児童クラブ及び放課後子供教室を整備しても、なお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園や総合型地域スポーツクラブなどの地域の社会資源の活用も検討しつつ、小中学校外での整備を進めていくものとする。

また、公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室等、保護者や地域のニーズを踏まえ、一体型として実施していない場合についても、両事業を連携して実施できるようにすることが必要である。

例えば、児童館で実施している放課後児童クラブと学校施設内で実施している放課後子供教室の場合、一体型と同様に、放課後子供教室の活動プログラムの企画段階から両事業の従事者や参画者が連携して全ての児童を対象とした活動プログラムを企画し、学校施設内のみならず、児童館でも実施するなど、両事業の児童が交流できるような連携方法が考えられる。

(4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

本プランの実施に当たっては、児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事



故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図りたい。特に、両事業を小学校内で実施する場合は、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努める必要がある。

また、保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有していくことが重要である。なお、児童の状況等には家庭が関係する場合もあることから、対話等を通じて保護者が抱える悩みや不安を把握した上で、保護者に対する支援につなげることも考えられる。

こうした学校と家庭、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者間の連携に当たっては、先述（7（1）②）の小学校区ごとに設置する協議会を活用することや、平成29年3月に改正され、同年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）により設置が努力義務化された学校運営協議会において、情報や課題等を共有し、活動の改善や発展につなげることも重要である。

（5）来所・帰宅時における児童の安全確保

平成30年6月22日に関係閣僚会議において策定された「登下校防犯プラン」において、登下校時の児童生徒等の安全を確保するための総合的な防犯対策が取りまとめられた。放課後児童クラブや放課後子供教室は、児童が放課後に来所し、そこから帰宅する場所であり、各々の事業関係者は、児童の来所・帰宅時の安全確保の一端を担う者として期待されている。

こうした観点から、各事業関係者が来所・帰宅時の安全確保について取り組む際の参考となるよう、「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」（平成30年7月11日付け30生社教第4号・子子発0711第1号文部科学省生涯学習政策局社会教育課長事務取扱、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名通知）のとおり、放課後児童クラブをはじめ、放課後子供教室、児童館等、児童が放課後を過ごす事業の関係者を対象としたチェックリストを作成したので、積極的に活用いただきたい。

なお、児童の下校時の安全確保を図る上では、地域学校協働活動の一環として実施される登下校の見守り等に関わる地域住民等と連携を図ることも重要である。

（6）民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応

児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすためには、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることも有効である。

そのため、放課後児童クラブについては、既に多様な運営主体により実施されているが、待機児童が数多く存在している地域を中心に、民間企業が実施主体としての役割をより一層担っていくことが考えられる。その際、地域のニーズに応じ、本来事業に加えて高付加価値型のサービス（塾、英会話、ピアノ、ダンス等）を提供することも考えられる。

また、放課後子供教室については、地域と学校が連携・協働して社会総掛かりで子どもの育ちを支える観点から、大学生・高校生や企業退職者、高齢者などの地域住民の一層の参画促進を図るとともに、子育て・教育支援に関わるNPO、習い事や学習塾等の民間教育事業者、スポーツ・文化・芸術団体などの地域人材の参画を促進していくことも望まれる。



8 特別な配慮を必要とする児童への対応

(1) 基本的な考え方

放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入れクラブ数や受入れ児童数は年々増加しており、放課後子供教室においても、活動を希望する児童が多く参加しているものと考えられる。また、虐待やいじめを受けた児童が放課後児童クラブや放課後子供教室に来所すること、地域によっては日本語能力が十分でない児童も多く来所することもあることから、事業の実施者において、こうした特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるようにすることが重要である。

(2) 学校・家庭との連携

特別な配慮を必要とする児童の利用を推進するに当たっては、7(4)に記載したことに加え、当該児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との間で相互に話し合い、必要に応じ、専門機関や要保護児童対策地域協議会、障害児通所支援事業所等の関係機関と連携して適切に対応する必要がある。

(3) 放課後等デイサービス事業への学校施設の活用や放課後児童クラブとの連携

障害のある児童の中には、放課後児童クラブと生活能力の向上のために必要な訓練等を提供する放課後等デイサービス事業所に通う者もみられる。児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保の観点から、放課後等デイサービスの実施に当たっても、学校施設の積極的な活用が望まれるほか、両事業者が連携をとりながら、こうした児童の育成支援及び療育を進めていくことが重要である。

9 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

平成26年6月に公布され、平成27年4月から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）に基づく、新たな教育委員会制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなっている。総合教育会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。

この総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後児童対策の在り方について十分に協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要である。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（平成26年7月17日付け26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知）においても、総合教育会議の協議事項の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について取り上げることも想定されているところである。

10 市町村等の取組に対する支援

本プランに基づく市町村等の取組に対し、国は、必要な財政的支援策を講じるため、毎年度予算編成過程において検討していくとともに、効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図るものとする。

5 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、令和元年5月10日に可決・成立し、令和元年10月1日から全面的に実施となりました。

(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

平成26年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
平成29年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)
平成30年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」(とりまとめ)
平成30年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)
平成30年10月15日	国と地方の協議の場(法定)
平成30年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
平成30年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
平成30年12月17日	国と地方の協議の場(法定)
平成30年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第1回目)
平成30年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(関係閣僚合意)
平成31年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第2回目)
令和元年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
令和元年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
令和元年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、令和元年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。



(3) 無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な保育料）の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。

- 0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

② 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一部預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（3.7万円）までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

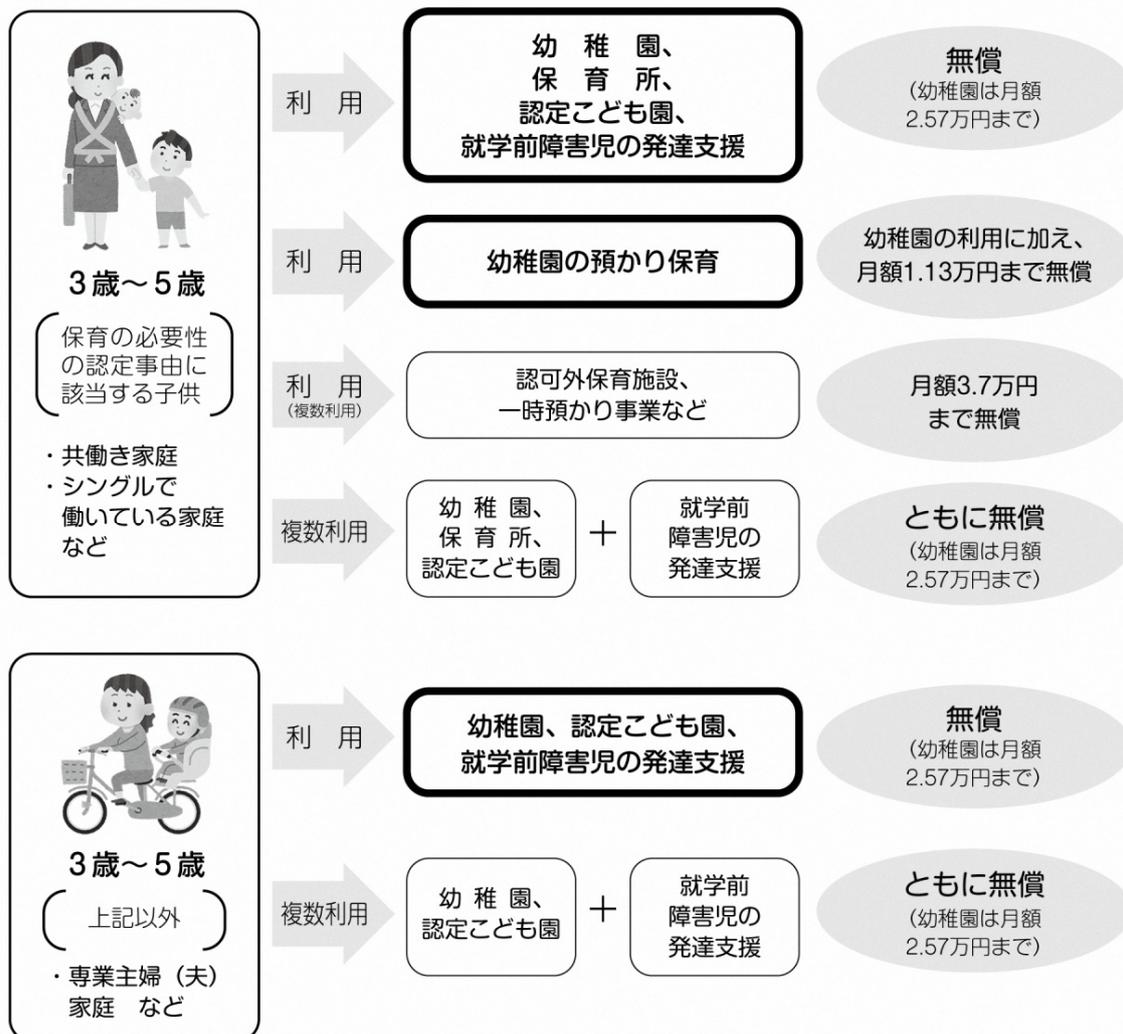
※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。

- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

④ 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料：内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より



6 用語解説

(※解説中 法＝子ども・子育て支援法)

か 行

確認制度

施設型給付、地域型保育給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業者に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い1号認定・2号認定・3号認定の利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認する制度（法第31条、法34条）。

企業主導型保育

事業主拠出金を財源として、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成28年度に創設された。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数。

公定価格

保育の必要量や施設が所在する地域等を勘案して、特定教育・保育施設の事業や、地域型保育事業に必要な費用について、内閣総理大臣が定める金額。

子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）



子どもの貧困対策推進計画

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進する目的のもと、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」の中で、市町村計画が努力義務化された。

さ 行

支給認定

特定教育・保育施設、地域型保育事業を利用する子どもに係る保護者からの申請に対し、国が定める基準により市が客観的に審査し、保育の必要性等により1号・2号・3号のいずれかに認定するもの。

施設型給付

子どもの教育・保育を保障するための共通の給付として、特定教育・保育施設の利用者に対して行われる財政措置（法第11条）。保護者に支払われる給付費は、各施設が保護者に代わって受け取るしくみとなる（法定代理受領）。

市町村子ども・子育て会議

法第77条第1項の規定に基づき市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」。市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関としての役割を担う（地方自治法第138条の4第3項で定める市長の附属機関）。

市町村子ども・子育て支援事業計画

新制度の実施主体である市町村が国の基本指針に沿って向こう5年間における幼児期の教育・保育の需給計画や、地域の子育て支援についての方策等を定める事業計画（法第61条）。

市町村次世代育成支援行動計画

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図る目的のもと、時限法である「次世代育成支援対策推進法」の中で、平成17年度からの10年間の集中的・計画的な対策を実施するために、市町村に策定が義務付けられた行動計画。市町村子ども・子育て支援事業計画の策定義務化に伴い、平成27年度以降の支援行動計画策定は任意化された。



新・放課後子ども総合プラン

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を進める「放課後子ども総合プラン」が平成26年7月に策定された。平成30年9月には、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」が策定された。

た 行

地域型保育給付

子どもの教育・保育を保障するための共通の給付として、地域型保育事業の利用者に対して行われる財政措置（法第11条）。保護者に支払われる給付費は各施設が保護者に代わって受け取る（法定代理受領）。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業（法第7条）。児童福祉施設として位置付けられる認可保育所とは異なり、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、子どもの成長を支援する保育を提供するために様々な場所で展開される事業として位置付けられる。

地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭や子どもを対象とする事業として、市町村が子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の全13事業（法第59条）。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」（法第27条）。施設型給付を受けずに私学助成を受ける私立幼稚園はこれに含まれない。

な 行

認可外保育施設

児童福祉法第35条に基づき設置された「認可保育所」以外で、保育を目的に子どもを預かる施設の総称。



認定こども園

幼児期の学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供され、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型に分かれる。

認定こども園のうち、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設。内閣府が管轄する。設置主体は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人に限られ、株式会社等の参入は不可（認定こども園法第2条）。

は 行

保育所

保護者が働いているなど何らかの理由によって家庭で十分な保育が受けられない0歳から小学校入学前までの乳幼児を対象として保育を行う（児童福祉法第24条）児童福祉施設。厚生労働省が管轄する。

保育の必要性

保護者の労働または疾病その他の事由により（法施行規則第1条）、家庭において必要な保育を受けることが困難であること。

や 行

幼稚園

満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児（学校教育法第80条）を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するため（学校教育法第77条）の教育施設。文部科学省が管轄する。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択できること。



第2期富山市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行者 富山県 富山市役所 こども家庭部 こども支援課

住 所 〒930-8510

富山県富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2252

FAX 076-443-2169

URL [https:// www.city.toyama.toyama.jp/](https://www.city.toyama.toyama.jp/)

